

平成22年第3回麻績村議会定例会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2

第 1 号 (9月7日)

議事日程.....	3
出席議員.....	4
欠席議員.....	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	4
事務局職員出席者.....	5
開会及び開議の宣告.....	6
議事日程の報告.....	6
会議録署名議員の指名.....	6
会期の決定.....	7
村長あいさつ.....	7
諸般の報告.....	8
請願、陳情、要請等の委員会付託.....	8
議案第1号～議案第11号の一括上程、提案理由の説明.....	9
認定第1号～認定第9号の一括上程.....	12
平成21年度決算書会計管理者説明.....	12
平成21年度決算審査意見書報告.....	19
散会の宣告.....	21

第 2 号 (9月10日)

議事日程.....	23
出席議員.....	23
欠席議員.....	23
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	23
事務局職員出席者.....	23

開議の宣告.....	2 4
議事日程の報告.....	2 4
一般質問.....	2 4
若 林 今朝路 君.....	2 4
宮 下 聡 君.....	3 9
塚 原 紀 男 君.....	5 3
尾 岸 健 史 君.....	6 2
小 山 福 績 君.....	7 4
坂 口 和 子 君.....	8 0
高 野 長 男 君.....	9 6
委員長報告.....	1 0 6
散会の宣告.....	1 0 9

第 3 号 (9月14日)

議事日程.....	1 1 1
出席議員.....	1 1 2
欠席議員.....	1 1 2
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	1 1 2
事務局職員出席者.....	1 1 3
開議の宣告.....	1 1 4
議事日程の報告.....	1 1 4
認定第 1 号の質疑、討論、採決.....	1 1 4
認定第 2 号の質疑、討論、採決.....	1 2 0
認定第 3 号の質疑、討論、採決.....	1 2 0
認定第 4 号の質疑、討論、採決.....	1 2 1
認定第 5 号の質疑、討論、採決.....	1 2 1
認定第 6 号の質疑、討論、採決.....	1 2 2
認定第 7 号の質疑、討論、採決.....	1 2 3
認定第 8 号の質疑、討論、採決.....	1 2 3
認定第 9 号の質疑、討論、採決.....	1 2 4

議案第 1 号の質疑、討論、採決.....	1 2 5
議案第 2 号の質疑、討論、採決.....	1 2 6
議案第 3 号の質疑、討論、採決.....	1 2 8
議案第 4 号の質疑、討論、採決.....	1 3 4
議案第 5 号の質疑、討論、採決.....	1 3 5
議案第 6 号の質疑、討論、採決.....	1 3 5
議案第 7 号の質疑、討論、採決.....	1 3 7
議案第 8 号の質疑、討論、採決.....	1 3 7
議案第 9 号の質疑、討論、採決.....	1 3 8
議案第 1 0 号質疑、討論、採決.....	1 3 8
議案第 1 1 号質疑、討論、採決.....	1 3 9
議案第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 4 0
人事案件について.....	1 4 2
同意第 1 号の上程、説明、質疑、採決.....	1 4 2
同意第 2 号の上程、説明、質疑、採決.....	1 4 3
同意第 3 号の上程、説明、質疑、採決.....	1 4 5
発議第 1 号の上程、質疑、採決.....	1 4 6
発議第 2 号の上程、質疑、討論、採決.....	1 4 7
発議第 3 号の上程、質疑、討論、採決.....	1 4 7
発議第 4 号の上程、質疑、討論、採決.....	1 4 8
発議第 5 号の上程、質疑、討論、採決.....	1 4 9
閉会中の継続審査の申し出について.....	1 4 9
会期日程の変更、採決.....	1 5 0
副村長あいさつ.....	1 5 0
村長あいさつ.....	1 5 1
閉会の宣言.....	1 5 1

招 集 告 示

麻績村告示第 1 1 号

平成 2 2 年第 3 回麻績村議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 2 年 8 月 3 1 日

麻績村長 高 野 忠 房

1 日 時 平成 2 2 年 9 月 7 日 (火) 午後 1 時 3 0 分

2 場 所 麻績村役場 議会議場

応招・不応招議員

応招議員（8名）

1番 塚原紀男君
3番 若林今朝路君
5番 小山福績君
7番 尾岸健史君

2番 高野長男君
4番 坂口和子君
6番 宮下 聡君
8番 宮下光晴君

不応招議員（なし）

平成22年第3回麻績村議会定例会（第1日）

議事日程（第1号）

平成22年9月7日（火）午後1時30分開会

開会（開議）の宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 村長あいさつ

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 請願・陳情等の委員会付託について

日程第 6 議案第1号から議案第11号まで一括上程

議案第 1号 長野県地方税滞納整理機構の設立について

議案第 2号 麻績村下水道条例の一部を改正する条例について

議案第 3号 平成22年度麻績村一般会計補正予算（第2号）

議案第 4号 平成22年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第 5号 平成22年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 6号 平成22年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 7号 平成22年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 8号 平成22年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 9号 平成22年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第10号 平成22年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第11号 平成22年度麻績村観光事業特別会計補正予算（第2号）

日程第 7 認定第1号から認定第9号まで一括上程

認定第 1号 平成21年度麻績村一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2号 平成21年度麻績村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 3号 平成21年度麻績村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4号 平成21年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 平成21年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 平成21年度麻績村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 平成21年度麻績村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8号 平成21年度麻績村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9号 平成21年度麻績村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 平成21年度決算書会計管理者説明

日程第 9 平成21年度決算審査意見書報告

出席議員（8名）

1番	塚原紀男君	2番	高野長男君
3番	若林今朝路君	4番	坂口和子君
5番	小山福績君	6番	宮下聡君
7番	尾岸健史君	8番	宮下光晴君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（9名）

村長	高野忠房君	副村長	市川浩史君
教育長	塚原勝幸君	総務課長	清水清君
村づくり推進課長	宮下利秀君	振興課長	飯森力君
観光課長	宮下和樹君	住民課長	柳原俊文君
代表監査委員	花岡興男君		

事務局職員出席者

議会事務局長 宮 下 勝 富 書 記 宮 川 美 矢 子

開会 午後 1時30分

開会及び開議の宣告

議長（宮下光晴君） お疲れさまでございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、平成22年第3回麻績村議会定例会第1日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、報道機関より撮影、傍聴の申し出がありましたので、これを許可します。

議事日程の報告

議長（宮下光晴君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

なお、今期定例会の会期中の日程につきましては、さきの議会運営委員会において審議予定表のとおり決定しておりますので、報告いたします。

事務局長より議案等の確認及び今期定例会の日程と本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

会議録署名議員の指名

議長（宮下光晴君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、麻績村議会会議規則第112条の規定により、2番、高野長男議員、7番、尾岸健史議員を指名いたします。

会期の決定

議長（宮下光晴君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

8月19日開催の議会運営委員会において、本日9月7日から9月15日までの9日間と決定しております。

お諮りいたします。

今期定例会の会期を9月7日から9月15日までの9日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から9月15日までの9日間と決定いたしました。

村長あいさつ

議長（宮下光晴君） 日程第3、村長あいさつ。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、平成22年第3回麻績村定例議会を開催いたしましたところ、議員各位には何かとご多用のところ全員のご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、7月の参院選では与党民主党が大敗し、衆参ねじれ状態になり、民主党代表選挙も控え、今後の方向は見えにくい状況となっております。また、8月の長野県知事選では、村井県政を継承するとして腰原氏を抑えて、民主党支援を受けた阿部守一氏が勝利し、去る9月1日、知事に就任されました。私たちに直接かかわる県政ということで、期待とともに不安もあるというのが率直な気持ちであります。今後は麻績村発展のため、長野県発展のため、従前の信頼関係を継続できるよう努めてまいります。阿部知事にはぜひとも県下の隅々まで実情をご認識いただき、真に必要な施策の充実を期待するものであります。

さて、私が村政を担当させていただいて以来、はや8カ月を迎えるわけですが、この間、地域懇談会や多くの会合等に出席をし、皆様からたくさんのご意見、ご提言、時には

お叱り、そして励ましをちょうだいいたしました。村民皆様のお声を大切にして、お約束した公約の具現化に向け、今後も全力を尽くしてまいりますので、議員各位には、格段のご高配を賜りますようお願いを申し上げます。

今定例会では、平成21年度決算認定を始め条例の改正、平成21年度一般会計ほか各会計の補正予算、人事案件等の議案審議とあわせて、ふるさと納税制度活用による麻績村応援団団員の募集、子宮頸がんワクチン接種助成、有害鳥獣駆除従事者の緊急養成事業、公営住宅建設計画に着手、子育て支援コーディネーターの設置、別荘販売の推進など、麻績村の発展に向けた新たな事業につきましても提案を申し上げさせていただきます。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。

諸般の報告

議長（宮下光晴君） 日程第4、諸般の報告を行います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告について、既に配付してあるとおり、村長から報告がありました。

なお、報告事項については質疑を行いませんので、ご了承願います。

次に、議員派遣結果報告についても、印刷してお手元に配付してあるとおりです。

その他、報告がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） 議事日程に従って、会議を進めてまいります。

請願、陳情、要請等の委員会付託

議長（宮下光晴君） 日程第5、請願、陳情、要請等の委員会付託を行います。

この件につきましては、さきの議会運営委員会におきまして、それぞれ付託する委員会を決定しております。

第22 - 5号 安心・安全な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書1件については総務経済委員会に、第22 - 6号 少人数学級の早期実現、教職員定

数増を求める意見書提出に関する請願書、第22 - 7号 長野県独自の三十人規模（三十五人）学級の拡大及び定数内臨時採用の解消と県独自の教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書、以上2件については、社会文教委員会にそれぞれ付託いたしますので、委員会で審議をお願いいたします。また、総務経済委員会においては、継続審査となっております第22 - 2号の陳情1件についてもあわせて審議をお願いいたします。

議案第1号～議案第11号の一括上程、提案理由の説明

議長（宮下光晴君） 日程第6、議案第1号 長野県地方税滞納整理機構の設立についてから議案第11号 平成22年度麻績村観光事業特別会計補正予算（第2号）までを一括上程いたします。

議案名の朗読は省略いたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 本定例会に提出いたしました議案11件につきまして、提案理由を申し上げます。

まず初めに、議案第1号 長野県地方税滞納整理機構の設立についての提案理由を申し上げます。

地方税に係る滞納処分等の事務に関し、広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り及び当該事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために設立する長野県地方税滞納整理機構の規約を定めることについて、長野県及び本機構に加盟する県下全市町村と協議したいので、地方自治法第291条11の規定により提出するものであります。

次に、議案第2号 麻績村下水道条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

財団法人長野県下水道公社による排水設備工事責任技術者登録の県内統一実施のため、責任技術者に関連する業務を下水道公社に委託する協定の締結に伴い、麻績村下水道条例の当該箇所の改正を行うものです。

次に、議案第3号 平成22年度麻績村一般会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

ます。

平成22年度も5カ月ほどが経過し、事務事業も順調に進展しております。事務事業を執行していく上で必要となりました部分につきまして、予算補正を行うものであります。

補正内容の主な点について申し上げます。

歳入については、県支出金で委託金、補助金を、寄付金では、ふるさと応援寄付金を、繰入金は介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計繰入金を、繰越金は平成21年度決算確定額に伴う不足額を、諸収入は授産施設作業収入を、村債は臨時財政対策債の借入限度額確定に伴う不足額を見込み、補正計上いたしました。

次に、歳出について申し上げます。

総務費の企画費では、ふるさと応援寄付金の対応経費、麻績公式ホームページ改修委託料、まち交事業で工事費のみ計上してありました駅前整備費の一部予算の組み替えを、貸付金では、補助金等交付事業実施に係る資金貸付金を、統計調査総務費では、歳入で県委託料が決定したことに伴い、歳出においても不足額に対応するものです。

民生費では、デイサービスセンターみづきの経年による修繕工事を、衛生費では、支給額がん予防接種対応費、ごみ収集用コンテナ補充経費、住宅用太陽光発電システム導入補助の追加分を、農林水産業費では、食物残渣再資源化処理機修繕工事費、有害鳥獣対応費、まき割り機、発電機購入費を、土木費では、道路台帳整備委託料、村道未登記調査測量委託料、村営住宅の修繕費、村営住宅建設測量調査設計委託料を、教育費では、村指定文化財補修事業補助金、総合運動場崩落土砂処理工事費を、諸支出金では、観光事業振興基金積立金への積み立てを、予備費では、繰越金相当額を補正計上いたしました。

補正総額は、5,468万5,000円の増額であります。

議案第4号 平成22年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の提案理由を申し上げます。

歳入では、療養給付費交付金で、退職被保険者高額療養費増による交付金の増額を、前期高齢者交付金及び繰越金の確定による必要額を補正計上いたしました。

歳出では、一般被保険者療養給付費及び退職被保険者高額療養費の増額、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、老人保健拠出金、介護給付金の額確定による減額、保健事業費の増による必要額を補正計上いたしました。

補正総額は、3,714万4,000円であります。

次に、議案第5号 平成22年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算(第

1号)の提案理由を申し上げます。

繰越金の確定による処理及び分譲に向けた経費額を計上いたしました。

補正総額は、3万3,000円の増額であります。

次に、議案第6号 平成22年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算(第1号)の提案理由を申し上げます。

繰越金の確定により、繰越必要額を予備費計上するものであります。

補正総額は、13万6,000円の増額であります。

次に、議案第7号 平成22年度麻績村下水道事業特別会計補正予算(第2号)の提案理由を申し上げます。

繰越金の確定により、繰越必要額を予備費計上するものであります。

補正総額は、392万8,000円の増額であります。

次に、議案第8号 平成22年度麻績村水道事業特別会計補正予算(第2号)の提案理由を申し上げます。

繰越金の確定により、繰越必要額を予備費計上するものであります。

補正総額は、36万3,000円の増額であります。

次に、議案第9号 平成22年度麻績村介護保険特別会計補正予算(第2号)の提案理由を申し上げます。

歳入では、繰越金の確定及び前年度国庫・支払基金の交付金確定による過年度精算金等を補正計上するものであります。

歳出では、介護給付費、地域支援事業費、事務費の確定により、一般会計への繰出金を補正計上いたしました。

必要額以外を予備費計上するものであります。

補正総額は、3,201万1,000円の増額であります。

次に、議案第10号 平成22年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の提案理由を申し上げます。

歳入では、繰越金の確定により必要額を、歳出では、21年度事務費の精算確定による一般会計への繰出金をそれぞれ計上いたしました。

補正総額は、7万4,000円の増額であります。

次に、議案第11号 平成22年度麻績村観光事業特別会計補正予算(第2号)の提案理由を申し上げます。

歳入においては一般会計からの繰入金を、歳出においては索道事業費、聖レイクサイド館事業費、交流施設事業費の運営経費を計上いたしました。

補正総額は、129万5,000円の増額であります。

以上、11議案、提案理由を申し上げます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

以上であります。

議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

本日は上程のみとし、審議、採決については9月14日に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認め、本日は上程のみと決定しました。

認定第1号～認定第9号の一括上程

議長（宮下光晴君） 日程第7、認定第1号 平成21年度麻績村一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第9号 平成21年度麻績村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括上程いたします。

認定議案名の朗読は省略いたします。

本日は上程のみとし、あす8日、各会計の決算状況について説明を受け、認定については9月14日に審議、採決を予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認め、本日は上程のみと決定しました。

平成21年度決算書会計管理者説明

議長（宮下光晴君） 日程第8、決算書会計管理者の説明を議題といたします。

本日は会計管理者による款、項の説明を行ってもらい、については、一般会計及び特別会計について一括して説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認め、平成21年度決算について会計管理者の説明を求めます。

清水会計管理者。

会計管理者兼総務課長（清水 清君） 平成21年度麻績村一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の概要についてご説明いたします。

座って説明をさせていただきます。

説明につきましては、一般会計、特別会計決算書及び一般会計及び特別会計別表の資料に基づいて行います。

認定第1号 一般会計について申し上げます。

歳入について、1ページをご覧ください。

款1 村税、調定額2億6,706万8,479円に対し、収入済額2億6,058万800円で、収納率97.6%であります。昨年と同率であります。不納欠損額は村民税で49万8,615円であります。内訳、村民税現年度課税分で9万2,949円、過年度滞納繰越分で36万4,166円となっております。固定資産税では4万1,500円でありまして、すべて過年度分です。収入未済額、いわゆる滞納額でございますが、598万9,064円で、前年度より13万9,014円の増加となりました。

次に、款2 地方譲与税でございます。収入額5,508万3,329円で、前年度対比372万6,671円の減であります。

次に、款3 利子割交付金でございますが、収入額131万8,000円でありまして、前年度対比10万4,000円の減であります。

款4 配当割交付金、収入額31万7,000円、前年度対比9万4,000円の減であります。

款5 株式譲渡所得交付金、収入額16万2,000円、前年度対比1万3,000円の増であります。

款6 地方消費税交付金、収入額2,889万3,000円、前年度対比107万1,000円の増であります。

款7 自動車取得税交付金、収入額1,309万2,000円、前年度対比866万8,000円の減であります。

款8 地方特例交付金、収入額559万9,000円、前年度対比164万7,000円の増であります。

款9 地方交付税につきましては、13億7,698万8,000円で、前年度より1,791万2,000円の増であります。内訳は、普通交付税が12億5,434万6,000円、特別交付税が1億2,264万2,000円であります。

款10 交通安全対策特別交付金でございますが、収入額63万9,000円、前年度対比2万

5,000円の増であります。

続きまして、2ページをご覧ください。

款11分担金及び負担金、収入額3,207万2,524円、前年度対比59万3,009円の減であります。

款12使用料及び手数料、収入額1,983万4,885円、前年度対比308万9,151円の減であります。

款13国庫支出金は、調定額7億9,556万7,494円に対しまして、収入済額6億5,247万494円、収入未済額1億4,309万7,000円であります。前年度対比5億8,890万2,991円の増であります。繰越明許費は、地域情報通信基盤整備交付金、地域活性化公共投資臨時交付金、地域活性化・きめ細かな臨時交付金、子ども手当交付金が本年度に繰り越しになったことによるものでございます。

続きまして、款14県支出金、調定額1億2,997万6,435円に対し、収入済額1億1,393万4,435円で、収入未済額1,604万2,000円であります。未済額内容は、林業費、防災情報通信事業の本年度への繰越事業でございます。

款15財産収入、調定額5,551万8,808円に対し、収入済額2,952万9,053円で、収納率は53.2%であります。不納欠損額は155万6,780円で、別荘貸付収入の繰越分であります。収入未済額であります。2,443万2,975円です。前年度より269万8,848円の増加となっております。

款16寄付金でございます。収入額3万5,000円、前年度対比10万5,000円の減であります。

款17繰越金は、3億6,220万5,262円あります。前年度が3億6,802万7,245円でありましたので、582万1,983円の減であります。内容は基金からの繰入金であります。

款18繰越金は、1億4,132万7,159円であり、昨年度より6,112万9,075円ふえた状況でございます。

款19諸収入でございますが、収入額5,437万8,506円で、前年度対比1,130万3,323円の増でございます。

3ページをご覧ください。と思ひます。

款20村債でございますが、収入額2億8,550万円、前年度対比5,310万円の増額でございます。

歳入合計といたしまして、34億3,395万9,447円でございます。

次に、歳出について申し上げます。

4ページをご覧ください。と思ひます。

全体を通しまして、5ページに翌年度繰越額が2億2,950万3,000円と大幅な繰り越しとなっております。一昨年からの世界的経済不況に伴う景気浮揚策として、地域活性化・きめ細かな臨時交付金等が交付されたことになったものでございます。

それでは、款別に申し上げます。

款1 議会費につきましては、3,853万5,718円で、議会運営費の経常経費でありますけれども、昨年と比べまして228万3,702円の減でございます。主は人事院勧告に基づきます人件費の減でございます。

款2 総務費についてでございますが、7億9,328万4,269円の支出額で、前年度より4億3,076万4,276円の増額となりました。企画費の大幅な増額であります。主は交流センター工事並びに関連事業費等でございます。

款3 民生費につきましては、3億8,484万6,213円でございます。前年度と比べ1,169万1,488円の増額でございます。室内ゲートボール場整備事業、障害者福祉サービスの増額等でございます。

款4 衛生費につきましてはでございますが、9,995万1,102円です。前年度と比べ411万6,823円の増額でございます。村内各地のごみステーション整備事業の実施に伴うもの等でございます。

款5 農林水産業費につきましては、1億3,420万8,639円でございます。前年度と比べまして3,355万2,912円の増額でございます。林業振興費里山エリア再生交付金事業で、別荘地内の間伐事業といたしまして2,738万4,000円が大きいところでございます。

款6 商工費につきましては、1億9,867万5,479円の支出額で、前年度より2,723万9,062円の増額となっております。交流施設シェーンガルテンおみでございますが、屋根の塗装工事等を行ったものでございます。

続きまして、款7 土木費につきましては5億8,986万5,954円の支出額で、前年度より2億196万6,042円の増額であります。主は、地域活性化・経済危機対策事業による道路改良事業費でございます。

款8 消防費につきましては、8,584万8,988円の支出額で、前年度より1,331万130円の減であります。繰越明許として、防災情報通信設備整備事業費として1,220万円の繰り越しをしておりますので、ほぼ前年並みであります。

款9 教育費でございますが、1億9,446万9,746円の支出額で、前年度より2,316万143円の減額となりました。前年度は総合体育館の屋根工事を実施したもので、ほぼ例年並みでござ

ざいます。

続いて5ページをお願いいたします。

款10公債費につきましては、3億6,637万9,359円の支出額で、前年度より4,463万9,399円の減でございます。

款11諸支出金につきましては、3億9,766万円の支出額でありまして、基金積み立てでございます。前年度と比べますと、9,550万7,000円の増でございます。

款12予備費は、歳出はございませんでした。

款13災害復旧費につきましては、64万2,197円であります。農地災害でございます。

歳入34億3,395万9,447円、歳出32億8,436万7,664円、差し引きいたしまして1億4,959万1,783円ありますが、翌年度への繰り越すべき財源といたしまして、繰越明許費繰越金が4,736万4,000円ありますので、実質収支額は1億222万7,783円あります。

以上、一般会計歳入歳出決算の概要の説明といたします。

次に、特別会計について申し上げます。

最初に、認定第2号 国民健康保険特別会計の概要について、主なものを申し上げます。

1ページ、歳入でございます。

款1国民健康保険税でございますが、調定額7,000万2,699円に対しまして、収入済額6,386万2,636円で、収入未済額614万63円で、前年度より21万4,062円増額でございますが、収納率は20年度で87.93%となりましたが、21年度は91.23%でございまして、3.3%向上となりました。

款3でございますが、国庫支出金でございます。7,362万5,534円で、前年度が8,795万3,362円ございましたので、1,432万7,828円の減でございます。

款4県支出金でございますが、1,143万7,617円で、前年度1,472万4,058円でありましたので、328万6,441円の減であります。

款5療養給付費交付金でございますが、1,870万1,000円で、前年度が2,540万4,000円でありましたので、670万3,000円の減であります。

款6前期高齢者交付金でございますが、1億5,527万5,990円でございます。前年度が1億2,291万7,395円ございましたので、3,235万8,595円の増でございます。これは平成21年度は前期高齢者交付金の交付対象月数等の問題がございまして、増額となったものでございます。

款10繰越金は、1,354万5,670円でございます。

次に、歳出でございます。

2ページをご覧いただきたいと思いますが、款2保険給付費は2億5,140万2,157円で、前年度より4,736万8,374円の減であります。

款5老人保健拠出金は、165万5,744円で、前年度より1,102万4,296円の減でございます。

款10諸支出金は、2,216万6,718円で、前年度より977万4,286円の増であります。一般会計繰出金と基金積立金があったための増でございます。

歳入3億9,214万7,092円、歳出3億6,549万6,307円、差し引きといたしまして2,665万785円でございます。

続いて、認定第3号 老人保健特別会計について申し上げます。

歳入、1ページでございますけれども、260万1,736円、歳出260万1,012円でございます、差し引き724円でございます。前年度に比較いたしまして、歳出で4,175万2,240円ほど大幅な減でございますが、これは平成20年度より開始となった後期高齢者医療制度の過年度の対応のための会計でございます、平成22年度までの会計でございます。

続きまして、認定第4号 聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計について申し上げます。

1ページ、歳入でございますが、73万2,889円、歳出、ございませんでした。地上権分譲実績は、したがってございません。

続いて、認定第5号でございます。住宅団地分譲事業特別会計について申し上げます。

分譲販売実績はありませんでした。1ページ、歳入でございますが、924万1,702円、歳出でございますが、4万8,468円、これは広告宣伝費でございます。差し引きでございますが、919万3,234円あります。

続いて、認定第6号 下水道事業特別会計について申し上げます。

1ページ、歳入でございますが、款1分担金及び負担金は926万600円でございます。

款2使用料及び手数料は4,309万6,775円です。また、収入未済額は22万1,120円でございます。

款3繰入金でございます。1億4,956万9,000円でございます。

款4繰越金718万2,797円です。

款5諸収入28万7,025円。

続きまして、歳出でございます。

2ページをご覧いただきたいと思いますが、款1経営管理費といたしまして4,972万5,530円でございます。

款 2 建設改良費は415万8,000円でございます。前年度はございませんでしたが、合併浄化槽の新設が3基ございました。

款 3 公債費でございますが、1億4,398万6,396円でございます。前年度より91万9,796円の増でございます。返済の見通しは平成21年度ピークであり、22年度からは減ってくるというふうに見込んでおるわけでございます。

歳入 2億939万6,197円、歳出 1億9,786万9,926円でございます。差し引きといたしまして1,152万6,271円でございます。

続いて、認定第7号 水道事業特別会計について申し上げます。

歳入について、1ページでございますが、款 1 でございます。分担金及び負担金は358万380円でございます。前年と比べ368万4,620円の減額でございます。

款 2 使用料及び手数料は7,023万5,253円でございます。前年度より16万858円の減であります。収入未済額は90万9,746円でございます。

款 3 国庫補助金は、補助事業費2,436万円でありまして、前年度より1,236万円の増でございます。

款 4 繰入金は1億1,700万円でございます。一般会計からの繰り入れでございます。

款 5 繰越金は6,994万315円でございます。

款 7 村債は5,650万円でございます。補助事業費の増に伴い過疎債、簡水債は増額となりましたが、繰上償還に伴う借換債が前年と比べ減額となったものでございます。

続いて、歳出でございますが、款 1 経営管理費4,793万7,429円でございます。

款 2 建設事業費6,592万2,700円でありまして、補助事業費の増に伴いまして1,024万3,000円の増であります。また、きめ細かな臨時交付金事業として1,989万8,000円、翌年度への繰り越しといたしました。

款 3 公債費でございますが、1億5,945万6,248円でございます。前年度より繰越償還の額が少ないため、5,084万2,467円の減でございます。

歳入合計 2億7,867万9,176円、歳出 2億7,331万6,377円で、繰越明許費繰越金が1,989万8,000円でございます。

続いて、認定第8号 介護保険特別会計について申し上げます。

歳入では、款 1 保険料5,232万5,800円でございます。

款 3 国庫支出金でございますが、8,425万1,650円。

款 4 支払基金交付金といたしまして、8,928万3,566円。

款 5 県支出金4,392万2,762円。

款 6 繰入金4,873万5,144円。

款 7 繰越金3,253万7,156円。

歳出では、款 1 総務費531万5,863円。

款 2 保険給付費 2 億9,459万1,972円。

款 4 地域支援事業費1,108万3,328円。

款 6 諸支出金576万4,488円であります。

歳入 3 億5,108万3,069円、歳出 3 億1,675万5,651円、差し引きといたしまして3,432万7,418円であります。

最後に、認定第 9 号でございます。後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

この会計は、平成20年度新たに設置したものでございまして、75歳以上の後期高齢者の医療給付を行うに当たり、広域連合納付金を処理するためのものでございます。

歳入といたしまして3,202万3,808円、歳出といたしまして3,193万9,403円、差し引き 8 万4,405円でございます。

以上、一般会計、特別会計の決算の概要説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（宮下光晴君） 平成21年度決算、一般会計及び特別会計について、会計管理者の説明が終わりました。

平成 2 1 年度決算審査意見書報告

議長（宮下光晴君） 日程第 9、平成21年度決算審査意見書報告を議題といたします。

決算審査について監査委員の意見を求めます。

花岡代表監査委員。

代表監査委員（花岡興男君） それでは、私のほうから21年度の決算監査の報告を申し上げます。

座ったまま説明をさせていただきます。

21年度の決算監査の結果は、お手元でございます意見書のとおりであります。概略申し上げますと、各会計とも計数及び関係書類については、誤りがなく適正であると認めました。

財産及び物品についても適正に管理され、台帳等もおおむね整備されていると認め、また基金についても適正に運営され、正確であることを認めました。

一般会計について申し上げますと、まちづくり交付金や経済対策に対応した事業を実施してきたため、歳入歳出ともに大幅な伸びとなっております。

歳入では、地方交付税が歳入総額の40.1%、国庫支出金が19.0%、村税7.6%となっております。また、村税の滞納額は前年度とほぼ同額であり、この徴収に努力されていることは認めますが、成果が出ていない。また別荘地貸付収入においても、同様多額な滞納があり、この整理に努力されているが、村税同様に成果が出ていない。歳出に当たっては、ほぼ順当に執行されたと認めました。

なお、実質収支は1億222万8,000円、単年度収支は1,954万2,000円、実質単年度収支は7,829万円とともに黒字決算となっております。

21年度財政力を示す財政力指数は、3年平均で0.2となり、前年度を0.01ポイント下回りましたが、財政構造の判断に用いられる経常収支比率は79.0%となり、前年度を4.4%改善されました。義務的性格の強いこの経費については、今後とも抑制に努める必要があると、こういうふうに使われます。

公債費比率、起債制限比率等は指標を下回っており、また基金の状況や財政健全化法における数値等を含め、総合的に見て健全財政を維持しているものと考えられます。

次に、国民健康保険特別会計について申し上げますと、歳入歳出とも前年度と比べると、歳入で7.5%、歳出11.0%の減少となりました。

歳入では、国民健康保険税が歳入全体の16.3%、前期高齢者交付金は39.6%、国庫支出金は18.8%となりました。

歳出では、保険給付費が68.8%を占めております。保険税の滞納額が依然として多額で推移している、整理に一層努力していただきたい。基金については、今年度積み立てが実施され、安定した事業運営に備えられたことは非常に喜ばしいことでございます。

次に、老人保健特別会計について申し上げます。

この会計は22年度をもって廃止の予定であり、現在、精算中で特に問題はございません。

次に、聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計について申し上げますと、取り扱い件数はなく、繰越金のみでの決算となりました。

なお、地上権更新ピークが過ぎ、解除区画が多数出ているので、この取り扱いについて検討すべきものと思われまます。

次に、住宅団地分譲事業特別会計について申し上げます。

未販売区画が11区画あり、20年以上経過している区画もあるので、この取り扱いについても検討すべきと思われます。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。

歳入は、繰入金が歳入全体の71.4%、使用料及び手数料20.6%を占めており、歳出では公債費が72.8%となっております。

なお、水洗化率は3事業で80.3%となりました。

次に、水道事業特別会計について申し上げます。

歳入の主たるものは繰入金で、全体の40.0%、歳出では、公債費が58.3%となっております。起債残高は、現在16億9,033万7,000円となりました。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。

歳入の主たるものは、支払基金交付金、国庫支出金、保険料等であります。

歳出では、保険給付費が主たるものでございます。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

歳入は、保険料と繰入金の主たるもので、歳出では、広域連合への納付金が主たるものでございます。

次に、高等学校生徒奨学基金について申し上げます。

この基金については、正確に処理されていることを認めました。

次に、土地開発基金について申し上げます。

17万円積み立てられたほかは、異動はありませんでした。

以上であります。実質公債費比率16.2%と、健全化基準を下回っているが、これらに安心することなく、今後とも健全な財政運営に努力していただくことを望むものであります。

なお、細部については、本意見書では省略しておりますので、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、報告といたします。

散会の宣告

議長（宮下光晴君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

平成22年第3回定例会9月議会第1日目を散会といたします。

この後、議会全員協議会にて、補正予算等の提出議案について提出者より説明を受け、終了後、各委員会に分かれて付託案件の審議をお願いいたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時28分

平成22年第3回麻績村議会定例会（第2日）

議事日程（第2号）

平成22年9月10日（金）午前9時開議

開議の宣告

議事日程の報告

日程第 1 一般質問

日程第 2 委員長報告

出席議員（8名）

1番	塚原紀男君	2番	高野長男君
3番	若林今朝路君	4番	坂口和子君
5番	小山福績君	6番	宮下聡君
7番	尾岸健史君	8番	宮下光晴君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（9名）

村長	高野忠房君	副村長	市川浩史君
教育長	塚原勝幸君	総務課長	清水清君
村づくり推進課長	宮下利秀君	振興課長	飯森力君
観光課長	宮下和樹君	住民課長	柳原俊文君
代表監査委員	花岡興男君		

事務局職員出席者

議会事務局長	宮下勝富	書記	宮川美矢子
--------	------	----	-------

開議 午前 9時00分

開議の宣告

議長（宮下光晴君） おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、平成22年第3回麻績村議会定例会第2日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴人より撮影の申し出がありましたので、これを許可します。

議事日程の報告

議長（宮下光晴君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

事務局長より、本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

一般質問

議長（宮下光晴君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問者は7名です。質問の順序は抽せんの結果、既に配付してあります一般質問通告事項のとおりであります。

順番に発言を許可いたします。

若 林 今朝路 君

議長（宮下光晴君） 初めに、3番、若林今朝路議員の一般質問を許可します。

3番、若林議員。

〔3番 若林今朝路君 登壇〕

3番（若林今朝路君） 台風もアルプス越えすることなく太平洋へ抜けたということで、通過された地域においては被害が出ておるようでございますが、当地域においては田んぼが幾らか寝かけたかなということで、畑作また果樹農家によっては恵みの雨ではなかったかなと、このように思います。

それでは、通告をいたしました3件につきましてお尋ねをさせていただきます。

まず最初に、地域循環型堆肥化施設についてでございます。

村内から排出されます食品残渣、これを高温高圧処理して土壌改良剤として農家に還元しておる施設であります。

特に、目的等々見てみますと、健康な野菜は健康な土から生まれる。農薬、化学肥料を減らし、環境に優しい安心・安全な野菜づくりをしましょうということを大きな目標に掲げて平成17年から本格稼働し、5年が経過しております。

このように、資源を有効に生かした地域循環型農業はむら、無駄がない、環境に優しいバイオマス資源の利活用はすばらしい取り組みであり、農業者が大きな期待をしているところでございます。

しかし、この施設等々、5年目を迎え各報告があるわけでありましたが、今なお試験段階であるというようなこともお聞きしておるわけでありまして。こうした中でこの事業についての問題点、また幾つかの課題もあろうかと思っております。同時に、今のこの施設を将来に向けての方向性、こういったもの等々について村長さんのお考えをお聞きしたい、このように思うわけでありまして。

次に、現金を取り扱う施設、これも幾つかあろうかと思っておりますが、この事務処理についてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

今、コンプライアンスとかまた内部統制、こういった表現で業務に対する有効性と効率性が叫ばれ、最少限度の経費で最大の効果を上げる事務処理が重要視されているところであります。こうした中、近隣市町村また全県的には、現金を扱う施設について券売機、こういったものの設置の普及が進んでおるところであります。

そこで、近隣、筑北村等々の温泉施設、こういったものを一例に見てみますと、本城のここらはいち早く券売機を設置し、続いて冠着荘、そして昨年は坂北荘において設置がされ、

筑北村温泉施設の券売機は全施設で設置がされております。

そこで、当村において券売機、こういったものの考え方、これからの取り組み等々の課題、こういったもの等々について前向きに検討していただきたい、こういったことでお願いするところでございますが、ここらのお考えもお聞きしたいと、このように思うわけでございます。

それから、3番目に通告いたしました役場庁舎内ほか公共施設における冷房装置の設置であります。

ここ近年、全世界的規模で気温の上昇に伴う温暖化、集中豪雨、一方では大干ばつの被害ということで、CO₂削減策が追いつかない今、異常気象が発生をしておるところでございます。

当地域でも、夏はクーラーが要らない地域ということで、私も都会なんかへ行ったときには、うちの方は夏もクーラーが要らないというようなことで、自慢をしておったところでございますが、ことしの夏は真夏日また猛暑日、こういったものが続き、盆明け、もうお彼岸にもなるわけでありましたが、今なお真夏日が続いておるところでございます。

そうした中で、当地域においてもちらほらクーラーを入れる、こんな光景が見受けられるわけでありまして。私も勉強不足でいけなかったわけでありまして、たまたま信濃観月苑でイベントがございました。非常に暑い日でありまして、聞いておるほうでも非常に暑かったわけでありまして、演奏している方はなおえらい汗をかいてやっておったというようなことで、また翌日も来てみますと、役場庁舎内、ここも冷房はあるかなというような気はいたしました。1階等々については冷房施設がない。また各福祉施設、こういった関係等々にも冷房施設はない、こんなようなことで、非常に冷房の要らない地域として今まで来たわけでありまして、ここ数年、温度の上昇ということが来ております。当然暑さ対策、こういったことも重要な形になってきております。

職員も本当に30度を超す中での職務、大変ご苦労であるわけでありまして。また、施設においては非常に老人を抱え、熱中症、こういった形の中で、その予防の中で職員等々も大変ご苦労いただいております。ですから、これを機会に全施設一斉にやるということは不可能かと思っておりますが、それぞれ必要な部署等々計画的に組んでいただいて、それぞれ人の集まる公共施設、こういったものを中心に冷房の施設の設置、こういったものの計画をぜひお願いしたい。

以上3点、それぞれお願いを申し上げ、再質問については自席において行いますので、お

願いいたします。

議長（宮下光晴君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） おはようございます。

お答えをさせていただきます。

最初に、3番、若林今朝路議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

地域循環型堆肥化施設について、現況の施設利用状況と課題及び対応について、将来に向けての方向についてをお答えいたします。

食糧残渣処理施設では、年間約3トンのごみを処理しており、約2トンの処理物が生産されております。生ごみとして廃棄処分されていた食糧残渣は、現在全国各地で家畜飼料や有機肥料、土壌改良剤などへの再利用、いわゆるリサイクル処理が行われるようになりました。

麻績村では、平成16年度に先進例を参考に環境に優しい有機農業を目指し、また各家庭から出される焼却ごみの減量化に向け、食糧残渣リサイクル施設、いわゆる地域循環型堆肥化施設を整備いたしました。処理物を畑地で活用する実験を行い、土壌の団粒化が進み根の張りのよいことや作物が病害虫に強いことなどが実証されましたが、専門機関による分析や指導を得て行ったものではありません。また、牛ふんの発酵促進にも効果が認められましたが、こちら専門機関による分析等は行っておりません。

今後も、当初の目的が達成されるよう事業を進めてまいりたいと考えております。そのためには次の段階として、含有成分や効能等が公式に認められる裏づけが必要でありましょうし、また本格化に向けて法的にクリアをしなければならないことが幾つかあります。これらにつきまして、解決に向け努力をしていきたいと考えております。あわせて、農家に対してより効果を引き出す使用方法を指導するとともに、このような栽培方法により差別化された生産物、これらを販売する仕組み、また畜産農家との連携、このようなことも考えていかなければならないと思っております。

ヨーグルトなど発酵食品が人の体によいように、有機微生物を多く含む土壌は活性化が促進されます。そうした土地で育った健康でおいしい作物が麻績村のブランド品となっていく、このようなことに向けて関係者とともに努めてまいります。今後とも多くの皆様のご協力をお願い申し上げます。

次に、現金を扱う施設についての事務処理について、現状と課題及び対応について、券売

機設置についての考え方についてお答えいたします。

観光・福祉・教育、それぞれの現場で現金を取り扱っております。これらの現場では、現金の取り扱いが適正に行われるよう内部規定等に従い処理をしております。今後も現金をより適正に扱うよう職員教育やチェック体制の確立を図ってまいります。

券売機の設置につきましては、当面計画にはございません。その理由といたしましては、自動券売機は導入費用、そしてまたリース料金が高額であること、取扱件数が少ないこと、そしてまた施設によりましては、割引でありますとか領収書発行、利用者の判別、いわゆるこのようなことが必要などという複雑な対応が出てまいります。さらに、つり銭の取扱処理が複雑になっております。そして一番は対面接客サービス、これの低下、このようなことが考えられます。ご提言の趣旨は十分理解できますので、今後不祥事が発生しないよう、職員教育やチェック体制の確立を図ってまいります。

次に、役場庁舎ほか公共施設における冷房施設の設置について、熱中症予防対策についてお答えをいたします。

この夏の平均気温は、気象庁が統計を開始して以来過去最高の記録と発表がされました。役場庁舎ほか公共施設において、例年冷房が欲しいと感ずる期間が7月下旬から8月中旬の二、三週間であり、また冷房装置の設置初期費用とその後のランニングコストが大きいことから、必要最小限にとどめております。ご指摘のように、今後この夏のような現象が続くようであれば検討しなければならないかとも考えておりますが、非常に大きな予算を伴うことですので、慎重に対処してまいりたいと、このように考えております。

以上でございますが、詳細につきましては関係課長等から補足をさせます。

ありがとうございました。

議長（宮下光晴君） 飯森振興課長。

振興課長（飯森 力君） それでは、若干の補足を申し上げたいと思います。

私のほうから地域循環型堆肥化施設の関係の補足でございます。

若林議員さんの質問の中にもありますように、課題また問題点、これからの方向性ということでございますが、実際に問題点、課題といたしましても、先ほど村長が申し上げましたが、やはりしっかりしたデータが積み上げられてきていないということが問題、課題かと思えます。こんなこともこれからしっかり専門機関等、どのくらいちょっとかかるかはわからないわけですが、どういうふうに収集していったらいいかということも積極的に進めていきたいと思えます。またそんな中で、今使っている方々の利用者の皆さんに御協力をいただく

中で、アンケート調査等して進めてきている中で、それを今度これから使う方々に情報提供等しっかりする中で有効な活用をしていきたいというふうに思います。

現在の中でおきますと、やはり有機栽培野菜等が非常に需給が高まってきているという部分もございます。そんなこともこれからの麻績村の農業の中の一つとして取り入れられていけばなというふうに考えますので、ここら辺の土壌改良剤等として活用できるような体制づくりをしていきたいというふうに考えております。また、村内の畜産農家の部分で連携していきたいというふうに考えてはおりますが、現在なかなか畜産農家が減っていく中で、どのようにそこら辺の確保をしていくかということも一つの課題になろうかと思っております。そんな中で堆肥との混合等の活用をどのように図るかということも、検討して進めていきたいというふうに考えております。

なお、参考ではございますが、この堆肥化施設の部分で生ごみの減量の関係でございますが、実際に麻績村の可燃ごみの総量につきましては32万3,000キログラムということで、21年度でございますが、非常に大きい中でございます。そんな中で、今収集している部分については3万3,000キログラムということで、約1割の可燃ごみの減量につながっているということになります。そんな中で、一般家庭のごみということでございますが、天王住宅団地にしますと約1万1,000キログラムという状況になっております。こんな中で、麻績村の可燃ごみの年間排出量につきましても、約1割がこちらのほうに有効活用されているというような状況が見てとれるということになります。今後データ等において何とか正規なデータがとれるような方向で検討して、できるだけ早く有機栽培等に結びつけていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（宮下光晴君） 清水総務課長。

総務課長（清水 清君） ご苦労さまです。

それでは、私のほうから現金を取り扱う施設における事務処理について、まずお答えをさせていただきます。

現在、役場職員において、職務上現金を取り扱わなければならない職員にあっては、現金取り扱いの辞令を交付し対応しているところでございます。施設におきましては、観光事業、あるいは住民課の福祉センター等々あるわけでございますが、基本的には先ほども出ましたように、コンプライアンス、法令遵守というルールに基づいて、各施設の売上金は金融機関の夜間金庫等を利用する中で処理をしております。施設には基本的には現金は置かないと、

売上金は置かないというような方向で進んでいるわけでございます。現金取り扱いにつきましては、適正に取り扱うよう職員教育もしておりますし、また各課長より指示をしておるところでございます。

また、村営施設の観光施設でございますけれども、村と開発公社が雇用の協定を結んでおります。そんな関係もございまして、公社職員にも麻績村長名として現金取り扱いの辞令を交付しておるところでございます。現金を取り扱う関係については以上のとおりでございます。

次に、役場庁舎ほか公共施設における冷房設備の設置についてでございますけれども、役場庁舎は平成6年より使用しておりまして、現在17年目を迎えておるといような状況でございます。庁舎の冷房は現在必要最低限の設置をしておるわけでございます。本年は異常ともいえる陽気でございます。全国各地で記録更新という状況もございます。現在においても、日中においても夏のような陽気でもあるわけでございます。例年だと、役場事務フロアにつきましては冷房がなくても耐えられる気温でございまして、必要な日は限られておるといような認識であるわけでございますが、本年は特別に感じておるわけでございます。現在、地球温暖化対策の環境問題等もございまして、庁舎においては省エネルギー対策の一環として冷房の使用設定温度も28度以上、またクールビズ対応など、できることから実施をしておるわけでございます。

お尋ねの冷房の設置でございますが、高額な設備投資が必要というふうに思われます。また、設置後のランニングコストもございまして、今後必要に応じ検討してまいりたい。

庁舎については以上でございます。

議長（宮下光晴君） 柳原住民課長。

住民課長（柳原俊文君） 私のほうから、現金を取り扱う施設における事務処理ということで、福祉センターの場合につきましてご説明させていただくことと、それから庁舎ほか公共施設における冷房設備の設置についてということで、熱中症防止対策というところで、デイサービスセンターみづきの関係につきまして若干補足説明させていただきたいと思っております。

まず、福祉センターにおきましては、現在管理をシルバー人材センターに委託しております。その関係で、現在現金を取り扱う関係につきましての方につきましては、それぞれ委託先でありますシルバー人材センターから推薦された方を登録して、管理委託契約書の中に氏名表記をしております。その中で確約書を添付して提出していただいているということでございまして、現金の取り扱い方法、預け入れ方法等担当から指示、教育をしており、今のと

ころ不具合は発生しておりませんということでございます。

先ほど、総務課長も申し上げましたとおり、その日の売り上げにつきましては、松本信用金庫の夜間金庫のほうに現金、それから納付書を入れまして通い袋のほうに入れて預けていくということで、その日その日の売り上げにつきまして夜間金庫へ預け入れということでやっております。

また、現金取り扱いにつきましての場合でございますけれども、福祉センターの場合は当然入浴利用料、それからあと売店のアイスクリーム、カップヌードルの売り上げということになりますけれども、平均的な21年度の平均実績からいいますと、1日当たりで大体1万円強というような形の売り上げになりますけれども、現金の大小にかかわらず現金の取り扱いについては十分注意するよう指示しておりますのでございます。また、今後券売機等につきまして、周辺の施設、温泉利用施設等に確認をとったところですが、今後につきましてなんですが、先ほど村長も申し上げましたとおり、ランニングコスト等考えたところで当面見合わせていきたいというふうに考えております。

と申しますのは、周辺の温泉利用施設についての状況をそれぞれの施設に確認をいたしましたところ、人員の削減には至って今のところないと。かえって券売機を置いた関係で、例えばそこであらゆる場面があるわけでございますけれども、対面でお客様と対応していくという場面が多々ふえてきているということをお聞きしております。そういうことを考えますと、今後もうちょっと検討してくものではないかなというふうに考えております。

それから、熱中症対策の中でございますけれども、デイサービスセンターみづきは今年は特に暑い日が続いたということで、今現在検討しておるけれども、議員の皆様もご存じのように、あの施設につきましては天井が非常に高いということで、もし冷房施設等を導入した場合はあの天井を何とかしてやらないと、冷房、寒気が逃げていってしまうということもありまして、要望等はあるわけでございますけれども、今後の検討事項であるというふうに考えております。当然、お年寄りの通所ということで利用されております施設でございますので、お年寄りの健康面を十分気をつけるということの中から考えますと、今後冷房施設等も導入していくということは検討していかざるを得ないだろうというふうに考えております。

以上でございます。

議長（宮下光晴君） 宮下観光課長。

観光課長（宮下和樹君） 観光課におきましても、観光施設の現金を取り扱う関係について説明をさせていただきます。

まず、券売機の件ですが、職員間の打ち合わせの中でやはり券売機をとというような内容の話題も出て検討をしてきた経過もございます。しかし、シェーンガルテンあるいはレイクサイド館におきましても、コース料理等をお客様等に注文される中で、フロア職員がおりますので、そのフロア職員が対応すると。それからリフト、いわゆる索道関係につきましても、索道法の関係で職員がついていなければならないと。また、ボートにおいてもボートを乗り降りする際に説明をしたり、子供においてはライフジャケットを装着させたりというような作業もございますので、職員がどうしても必要だと。また、博物館におきましては展示の方法等もございますので、一部のものを持っていってしまうといったような盗難防止のためにも、今現在1人の職員をつけて開館をするといったような状況がありますので、券売機のみで対応するという事はちょっと難しいのではないのかなというのが現在の状況であります。ただ、今後、経営の仕方、方法等で、そういった券売機の内容も検討しなければならない時が来るのではないのかなというところは感じております。

それから、現金を取り扱う施設における事務処理についてですが、総務課長、または住民課長からちょっとダブる点もございますけれども、現金を取り扱う観光課職員、また私どもは公社職員もおります。村長からの辞令を渡された職員が現場においては責任を持って取り扱いを行っております。

現金の流れから説明させていただきますと、現場職員が営業時間終了後、観光施設利用納付書とともに売上金を事務所のほうに持ってまいります。事務所においては、役場会計に入れるものについては役場職員が、それから公社会計に入れるものについては公社職員が売り上げの確認、それからつり銭の確認を行い、つり銭については金庫のほうに保管、それから売上金については現金振込書とともに金融機関の夜間金庫に預けるというような流れで現金の取り扱いを行っております。

以上です。

議長（宮下光晴君） 若林議員。

3番（若林今朝路君） それでは、順序を追って再質問させていただきますが、堆肥化施設の件でございます。

この関係も、先ほど穂高広域等々の関連づけの形で、生ごみも大分寄与しておるといことでございます。これも確かにそのとおりでございます。ただ、施設等々についても補正予算でも見るように、非常に案件がこれから提案があるわけでありましたが、可燃施設において経費等も増大する傾向がございます。そんな形で非常に私も二、三課長のほうへまず最初に

お尋ねしたい点があるわけでありませう。

コストの関係等々についても、ちょっと計算してみますと特に製品化されたもの等々についてはキロ当たり207円、これになります。21年度の費用対効果でいきますと207円、これは堆肥ですと、これは坂井の曼荼羅の庄で地元、坂井の生産されたものについては13キロ入って270円、これはキロ当たりに直すと20円76銭ということで約10倍近いものになっております。これは土壌改良剤という一つの付加価値がついた商品、こういったことであればいいわけでありませうが、非常に今あるコストが非常に高い。ですから、207円ですから20キロに直すと4,140円、こういった金額になりますし、堆肥ですと20キロ415円、こんな形になるわけでありませうので、非常に付加価値の高い生産物である。実際それだけの価値があるのかどうか、そこらは先ほど村長答弁の中では成分分析をするということで、法的な関係の面でまずお尋ねするわけでありませうが、法の中でいろいろあろうかと思うんでは、まず食品残渣、こういった形の中で、まず必要な食品残渣を集める、こういった形の中で収集に当たって何か認可資格が必要なのかどうか。それから無償で今土壌改良剤は配布、必要な方にあげておるわけでありませうが、そのときに当然肥料法があるわけでありませうして、土壌改良剤、こういった形の認証、許可、こういったものが幾ら無償であるにしても必要性があるんではないか、このように思うわけでありませう。

ですから、今まで5年経過して、この点、どうして申請手続をしてこなかったか、検討を進めてこなかったか、これは大きな問題であろうかと思ひます。ですからこの関係等々について法的に、いやこんなことは必要ないよと、ただ上げるものだからえらい認証も許可も必要ないということになってしまえばそれまででありませうが、やはり付加価値の高い商材でありますから、公に認めた認証が必要であろうと、このように思うわけでありませう。それから、細かい点で行くと、ボイラーを使ひますので、ボイラーの取り扱ひ責任者なり、フォークリフトの責任者なり、こういったものが必要になってくるだろうと、このように思ひます。

それで、実際私も今計算してみますと、約59軒の皆さん方がご利用しておるといふことであります。やはりこの堆肥施設については非常にいろいろな操作をしながらやっけていかなければいけない。堆肥を撒いて、そこへ土壌改良剤を撒いて、約10センチくらい起こしてそれで3日、4日雨に当てないようにシートを張って、それから1週間ぐらいたってから土壌に使う、こういう形のステージを踏んでおるのが現状の土壌改良剤だと思ひます。ですから、59軒の皆さん方はそれを全部やっけておるのかどうか、そこらのところの疑問もござひます。やはりこういった兼業農家が非常に多くなっけてくるんで、それだけの操作をしながら土壌改

良をしていくのかどうか。堆肥を入れて肥料をまいて起こすのが精いっぱいではないかなという感じがいたします。その点、59軒の皆さん方の利用、こういったものをお聞きしたい。

ただまいていいよということで、肥料がわりにまかれたんでは大変なことになります。これは肥料分析してありませんので、よく塩基置換容量というような言葉を使うわけですが、土壌1つにプラスの持った要素の肥料とマイナス要素を持った肥料がお互い共有し合っていて土壌が形成されておるんですが、それが塩基置換容量が崩れることによって土壌を阻害するということも幾らでも考えられます。特に、食糧残渣ですので、塩分濃度も非常に強いだろうと思うんで、そこらのところのものが今後出てくる心配もありますので、ぜひ商標登録、こういったものも必要になってくるんじゃないだろうかなどこのように思います。

そんなことで、そこらのところの法的な問題、これについてちょっとお聞きをしたいということと、もう一つは費用対効果、先ほども食糧残渣は向こうへ持っていきよりもここで処理しているから非常にそれも貢献しているよと、確かに貢献しているわけですが、計算上でいくと向こうへ持っていく費用、またこちらで生産する先ほどのキロ当たり207円、こういった費用がかかっておるわけでありまして、そこらの費用対効果、その関係の面でどう分析しておるか、ちょっと課長にお聞きしたいとこのように思います。

議長（宮下光晴君） 振興課長。

振興課長（飯森 力君） それでは、私の部分でちょっと資料的にない部分もございまして、法的な部分でございまして、実際には土壌改良剤としては認可は受けていないということでございまして。そんな中でどうしてということでございますが、私もその辺のところは勉強不足でまことに申しわけないんですが、今のところ試験的な部分でデータを集めていかなければならないという部分で、先ほど申し上げましたが、なかなかデータが思うようにとることができないという状況が出てきているということでございます。

また、法的な部分での収集等の関係でございますが、今のところ収集につきましては試験的にやっているということで、認可は必要はないだろうということでございますが、これから今後、有料的な部分でいきますと、村内の廃棄物の収集運搬の麻績村としての認可が必要になるだろう。また収集の部分につきましては、今、山ぼうしのほうでやっておりますBDFの関係と同じでございますが、そんな中で、廃棄物取り扱いにかかわる部分の講習会等を受けまして、責任者たる部分の資格を持たなければならないという部分があるかと思えます。また、そんな中でボイラーの関係でございますが、こちらのほうはボイラーの取り扱い

責任ということで講習会を受けまして、その資格というか、責任者としてできますよという資格は一応取得してございます。

なお、フォークリフトにつきましては、ちょっとついている担当の者というか、やっている従事者がその資格を持っているかどうかという確約はとれておりませんので、よろしくお願いいいたします。

また、使い方等につきましては、一応お渡しする中でチラシ、紙ベースでございしますが、お渡しする中で使い方等をお願いしているわけですが、実際に先ほど若林議員さんがおっしゃられたような方法でやっているかどうかの確認はとれておりません。しかしながら、アンケート等見る中で、うちのほうのこの改良剤というか資材をどういうふうに使っているかということでございしますが、やはり鶏ふん、牛ふん、豚ふん、いろいろございしますが、そんな中でやはり堆肥とまぜて使っていることは事実でございます。アンケート調査した結果でございますが、34名ほどのアンケートの結果をいただいたわけですが、そんな中でも大半の方が堆肥と兼用してやっていただいているということで、ただし、まぜて雨に当てないでという方法まではちょっと確認はとれておりません。

ただし、その後どんなような状況になっているかということもアンケートの中でお答えいただいておりますが、従来、今までやっていた部分と比較してどうなのかということで感じられたことということで、こちらのほうも取ってあるわけですが、土質が非常に柔らかくなったということ、それと、多い順に行きますと、作物の生育がよくなったと、そして病気にも強くなったような気がするという方が8名ほどおりますが、あと栽培しやすくなったというような方もいらっしゃいます。

そんなところで今後、先ほど申し上げましたが、データ等をしっかり確保できる中で、こちらのほうでできれば土壌改良剤としての対処ができるようなふうには、検討を早急に進めていきたいというふうには考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

また、費用対効果につきましては、この堆肥化施設をやるのと穂高広域へ入れるのということでございしますが、多分穂高広域のほうは、ちょっと私のほうではその単価的なものはわからないんですけども、処理するのに多分キロ当たり60円から65円くらいの部分で、以前白坂で入れていたときにはそのくらいの数字だったと思います。ただし、今はいろいろな温泉施設とかほかの部分も入ってきていますので、負担金はそこで高くなっていると思いますが、ちなみに65円で計算しても今現在入れている分を入れると200万円強の金がそこら辺浮いてくると、浮いてくるといふか、そこら辺がこちらで処理できる数字だというようなこ

とも考えております。そこへただ負担金等いろいろ入ってきますと多分相当の上乗せにはなるとは思いますが、そんな状況で、費用対効果と言われますと、やはり食糧残渣、この堆肥化施設のほうが少し余分に掛かってきているのではないかなというふうに思います。

ただし、これから有機栽培等進めていく中での検討でいきますと、そこら辺の費用対効果を考えていきますと、果たしてどうなのかということもありますが、まだそこら辺の計算等の検討には入っていないのが現実でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（宮下光晴君） 若林議員。

3番（若林今朝路君） 時間もたってきておるわけでありましたが、本当にまだこの堆肥化施設についても発足、建てた当時のまま来ておるかなというようなことで、それぞれもう機械の更新の時期も迎えておる、こんな状況になろうかと思っておりますので、本当に今出された問題を深刻に受けとめていただいて施設等々の対応をしていかないと、これから年々費用がかかる施設でございますから、早急に許可申請なりやっていただく、こんなことをお願いするわけでありまして。

それで、村長にも最後にお聞きしたいわけでありまして、非常にこの施設も金が掛かる、またこれからの方向の中で、農家自身が今アンケート調査したということでありまして、本当のごく一部のアンケート調査にすぎないわけでありまして。ですから農家の皆さん方が使いやすいような組み立てをしなければいけない。ですから先ほどの栽培指導指針が出されておるわけですので、このとおり現実今の農家の皆さん方が対応できるかどうか。これも一つの大きな課題であります。

それともう一つには、コンポスターなり村でも補助金を出しておりますが、家庭残渣を台所に置いてバクテリアの繁殖で自動的に処理していく、ああいうような機械は費用の2分の1、また上限3万円というような補助金を出しております。ああいうような方向で行っても一つの循環型農業、これは成り立つわけでありまして。ですから、コンポスターなりそういったバクテリアを使った施設、そういった面へ誘導していったほうがより村民は使いやすいかどうか、そこらの関係もリサイクル等々の関係においては必要だろうと。

それで今堆肥もそうですが、本当に地元の堆肥を欲しいと言っても、もうことしの段階では全くありません。昨年春くらいまでだったらまだ地元の堆肥をJAに頼んでも間に合いましたが、今地元の堆肥を欲しいと言ってもJAへ行っても、地元の堆肥は対応できない、物が無い、こんなような状況で、堆肥を使うにしても、ほかから持ってきた堆肥で地元の土壌

改良剤でやっていかなければいけないというような、こんな事態も出てまいっておりますので、そこは村長、一番は今の施設、この方向性というものと同時に先ほどの法的な問題、こういったものを早急にとらなければいけない。これは本当に近々の問題だと思いますが、最後に村長のご意見をお聞きしたいと思えます。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） 若林議員さんには大変将来の麻績村の農業を考えていただいたご質問であるということに、本当に感謝を申し上げるわけでございます。

この堆肥化施設につきましては、今おっしゃられたように、まず今処理されている処理物の含有成分、これをしっかり分析しなければならない、そして今おっしゃられたように、食品リサイクル法、あるいは産廃法、これら、まだほかにもあるわけでございますが、それらの法をクリアしていくことをまず考える。そういうことをしなければいわゆる販売につながっていかない、いわゆる販売をしていくようなことも考えていかなければならぬだろうと。そしてあわせて、それによって農家の指導といいますか、そんなことも大事でしょうし、さらに、今考えておりますのは、今持ち込みの生ごみは3トンということでございますが、この量もふやしていかなければ、3トンであろうが例えば5トンであろうが、あるいはさらに多くても、そんなに処理に関する諸費用はかからないだろう、そんなことも考えております。

そんなことを含めながら、この地域の農業をより差別化された生産物が生産されるようなそんな農業を目指すためにも有効活用をしていく、そのためには早急に今申し上げたようなことも進めていかなければならない、こんなふうに考えておりますので、今後ともいろいろな角度からご支援賜ればありがたい、そんなふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思えます。

議長（宮下光晴君） 若林議員。

3番（若林今朝路君） ぜひ、前向きに進めていただければと、こういうことで、確認をいたしたところであります。

それから、現金の取り扱いであります。先ほど来から聞いておりますと、非常に当村においては経理処理等々については完璧だというご答弁でございました。しかし私は、経理の中で完璧、これは当然完璧でなければいけないわけではありますが、日々の金の扱いの中で本当に不突がないという報告であります、1年やっておれば、人間である以上何かの間違ひというものがあるべきだという言い方はないですが、人間である以上間違ひ。よく私もそういった機関にいたことがありますが、本当に金融を扱うところであっても、あれだけ

専門の職員が何人もいて扱っていても、現金の間違いというのは出てくるわけでありませぬ。

ですから、当然金額は少ないと言っても、1年の間には、この人から金を取り忘れたとか、計算したところが合わなんだとか、そういったことが起こるんではないだろうかなということとは当然考えられるわけでありませぬ。ですから、ここらの検証、こういった形の中で私はその体制は十分できておるといふとありますが、実際やる方等々については委託された職員なり、また公社の職員であるわけでありませぬ。そういったことでお互い牽制意識がちょっと薄れておるんではないか。では、一応現金を委託された温泉なら温泉できょう幾らあったということで、現金が合った日にはこれは夜よく眠れます。しかし、現金が合わなんだというときには、いや弱ったな弱ったな、どこが違っているだやという形で一晩過ごさなければいけないわけです。非常に寝つきが悪いと思うんです。ですからそのときに、各担当の辞令を受けた職員が夜残業をかけて、そこへ行って一緒にその現金を数えてやっているか、そんなことは恐らくやっていないと思うんです。

ですから、完璧に職員は辞令もらったんなら業務が終わった後行って現金を合わせて、日計を合わせて、ようございませぬで判子をつけてやっと1日終わると思うんですが、委託は委託しっ放し、普通のところへ行けば、普通の銀行あたりは全部それぞれ管理者、課長なりそういう人がいて、現金は合ったらよしと、こういう形で1日終わるわけでありませぬが、それだけの取り扱い量はないと思うので、やはりそこらのところの牽制の意味で私は券売機を入れる。それによってその券売機と担当する方、お互い牽制し合うわけでありませぬので、牽制し合っていくということをして私は特に主張したいということで、間違いがあつてからではいけませんので、そこらのところをぜひ、牽制の意味で私は申し上げておるところでありませぬので、ぜひここらも券売機は費用対効果、費用がかかるからノーだということはもうこれからの時代言っていられないだろうと思ひますので、お願いしたいと思ひます。

それから、冷房装置等々についてもぜひ、ここらは全施設一斉にやりますと莫大な金がかかりますので、必要な施設を検討していただいて、前向きに検討していただきたい。先ほど、住民課長からもありましたみずづき等老人が非常に多い施設等々については、やはりいつ何どき熱中症の症状、こういったものも出るかもしれませぬ。ですから、そこらのところも重要なところでありませぬし、職員は大分みんな体力があつて元気だということでありませぬが、徐々にこういう施設も検討していただくようお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（宮下光晴君） 3番、若林今朝路議員の一般質問が終了しました。

ここで休憩をとります。

再開は10時10分とします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時10分

議長（宮下光晴君） それでは一般質問を再開いたします。

宮 下 聡 君

議長（宮下光晴君） 6番、宮下聡議員の一般質問を許可します。

6番、宮下議員。

〔6番 宮下 聡君 登壇〕

6番（宮下 聡君） それでは、私のほうから先に通告しました事項について質問いたします。

まず2つの質問事項について、子育て支援対策の充実と重点施策、2つ目として聖高原博物館事業についての2点であります。

まず第1の質問事項は、子育て支援の充実と重点施策、質問要旨としまして、中学生までの医療費の無料化を来年度に向けて実施計画を、この質問は平成22年1月29日の村長就任初の臨時議会において質問をさせていただきました。

村長の公約で3つの基本方針の中に、若者が定住する麻績村へが示され、極めて重要な施策です。若者定住促進のための公営住宅建設については、村長も来年度建設に向けて取り組み、非常に期待するところであります。また、今年度4月から知的障害児に対応する特別支援学級も麻績小学校内に新設され、既に開設されている情緒障害児学級2教室と支援学級が設置され、普通学級6学級と合わせて合計8学級となっております。村長の公約の知的障害児学級開設が実現をされております。

そして、現行の小学校卒業までの医療費無料化への経過は、これまで一步一步着実に進ん

できました。平成22年1月29日の村長の就任初の臨時議会で、中学生までの医療費の無料化で、私の質問に対して、提案の趣旨は十分理解できるが、検討はしばらく先にさせてほしいとの答弁でした。子育て支援の充実で、医療費の無料化は安心して子育てができる重要な課題であります。現行の小学校卒業までを中学卒業までにし、平成23年度から拡大実施することを切にお願いするわけであります。

村長の明確なご答弁をお願いいたします。

次に、要旨2として、小学校学校給食への助成を。今日の日本経済の状況は、景気は個人消費の伸びは大変厳しく、現在、エコポイントがつくものは非常に流通もよく比較的良好のようですが、その他の商品の消費は横ばいかむしろ下降線をたどっていると報じられております。8月末の厚労省の調査では、世帯ごとの所得格差が90年代後半から急拡大し、現在では過去最大に広がっていることがわかりました。

こんなときだからこそ、子育て支援の一環として大切な麻績小学校学校給食の助成です。教育委員会での話ですと、現在麻績小学校では年間給食回数204回、1食当たり265円、年間5万4,060円、2人子供世帯だと10万8,000円となるわけであります。中には、低所得者や母子家庭等々の世帯では給食費の納入も大変困難な状況にある方もおります。教育の一環でもある学校給食は、すべての子供たちを保障するために、私は無料化をお願いしたいわけですが、今回はその第一段階として半額助成を提案をしたいと思っております。村長の心ある答弁を求めます。

次に、要旨3として、子育て支援充実を麻績村の重点施策として位置づけを。麻績村の高齢化率も平成18年3.7%、平成21年度は39.04%と増加し、平成24年ごろには40%台に入ることが見込まれております。今後は、この現状のまま推移すると零歳から40歳未満が減少し、平均寿命の伸び等が伴い、65歳以上が増加し、高齢化率がますます増加する見込みと麻績村老人福祉計画の中でも示されております。この高齢化を抑制するには、若者の定住をふやすことです。

村長の基本方針である若者が定住する麻績村へがまさにこの政策です。それには子供を安心して育てられる環境づくりを整備することです。そして、子育て支援の充実を麻績村の重点施策として位置づけ、財政を最優先に確保し執行することです。子供がいなくなれば、ますます麻績村は元気をなくしていくでしょう。村長の村づくりの第1に、子育て支援の充実をまず重点施策に挙げるべきと私は思います。村長の答弁を求めます。

次に、聖高原博物館事業の現状と対策について。

要旨1として、事業の現状。聖高原博物館は指定管理決算状況から見ての税込み収入は、平成17年度は約115万1,000円、平成18年度は105万1,000円、平成19年度は約85万9,000円、20年度からは78万8,000円の指定管理料がついております。この中に指定管理料として71万6,000円入っておるわけでありまして。この経過から見て、毎年10%を超える入館収入が減少をしております。正確なデータがあればお聞きをしたいと思います。聖博物館は1965年、昭和40年、三峯山へのペアリフトや牧水の歌碑などと一緒に建設された高原博物館です。もう45年が経過をしているわけでありまして。この現状を見、早急に現状分析をし、方向性を出すときが来ております。村長は今の現状をどう受けとめるか、お聞きをしたいと思います。

次に、要旨2として、誘客対策と施設整備を。聖博物館は、麻績村が事業主体で開発された聖高原観光開発のメインポイントとして建設された施設です。当初は観光ブームで入館者も多く盛況でした。しかし次第に観光客が減り、入館者も減少傾向が続いております。

館内の案内は学芸員もいない、案内者もいない博物館で、よくここまでやってきたなと思います。学芸員は無理かもしれないが、館内の案内は入館者がボタンを押せば館内放送が流れるような工夫もできないものか。また、4月から10月の間だけでもアルバイト等で案内ができる体制をする改善はできないのか。こうした改善策は村民からも出ております。また、施設整備をし、誘客対策として県内外の小中高の学校等に向けて麻績インターの利便性を生かし、林間学習とあわせ、博物館のセールス等をして勧誘を図ることではないかと考えます。また、館内の壁紙の張替えや、照明の工夫でイメージを変えることもよいでしょう。私もこの間、中を見ましたところ、非常に壁等、また床のじゅうたん等、非常に汚れ、これではいけないなということ強く感じたわけでありまして。

ここでしっかりと内容を吟味し、分析し、博物館も変わったなと言えるように整備することが大事だと思います。せっかく多くの村民から集めた貴重な展示品です。どうかこの施設整備を早急に考える対策を考えてほしいと思います。村長のお考えをお聞きします。

次に要旨3として、屋外施設の誘客対策として、航空資料館と屋外展示場についてですが、聖博物館である観光客が数人入ってきました。私が館に入ったときのことですが、そのときに質問されたことがありました。ジェット機エンジンやマッハ戦闘機、戦艦陸奥の主砲をどんな意味があって展示しているのか。突然と私に問いかけてきたのです。私は一瞬戸惑いました。そして私は、この聖高原を開発をした当時、村長の宮下土義さんが戦時中航空訓練学校の教官だったので、航空機にあこがれ、この高原に展示したと答えてしまったわけです。突然の質問でしたので、そんな答えしかできなんだわけです。そして、別に戦争を肯定して

いるわけではありませんとその方にお話をしました。

今までも、多くの人を訪れているこの聖博物館において、いろいろな思いを持って見ている人たちが非常に多かったのではないかと思います。

私はここで提案したいのは、こういった展示が長野県でも全国的にもまれであるジェット機やマッハ戦闘機とか、陸奥の主砲は非常に貴重なものでありますけれども、こういったねらいでこれを展示しているのか、そういうこともきちんと説明する、入館者に対してきちんとわかりやすい説明も必要ではないかと考えるわけであります。そうした看板をつくって、入館者に対しての理解を求めることも必要だと思えます。これについて村長はどうお考えでしょうか、お聞きします。

以下、自席において質問させていただきます。

議長（宮下光晴君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 6番、宮下聡議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

最初に、子育て支援の充実と重点施策について、中学生までの医療費無料化を来年度に向けて実施計画を、小学校学校給食費への助成を、子育て支援の充実を、重点施策として位置づけをについてお答えを申し上げます。

子育て支援の充実につきましては、私自身の公約としても力を入れて進めておるところであります。今年度から小学校の特別支援学級の充実、保育園の延長保育、保育士の加配、笑顔で登校推進ネットワーク事業の展開、中学校のエアコン設置など新たな事業を行っておるわけでございます。今後子宮頸がんの予防接種、心の支援相談室設置、小学校支援指導員の増配、このような事業を進めることとしております。今申し上げました事業につきましては、初期費用だけではなく今後経費が必要となります。これらの事業につきまして、継続が可能となりますよう努力をしております。

ご提案の、中学生までの医療費無料化につきましては、国の新たな制度も出てまいりましたので、当面見送らせていただきたい、そのように考えておるわけでございます。理由は、限られた財源の中で、まだまだ優先して進めなければならない事業が続くこと、このようなことがございます。医療費などの個別の対処が可能な事業につきましては、国の新たな制度、子ども手当、これらの活用をお願いしたい、このように考えておるわけでございます。何とぞご理解を賜りたいと存じます。

次に、小学校学校給食費についてでございますが、現在、総経費のうち食材費のみのご負担をいただいております。ご負担の総額は先ほどございましたように、1食265円で年間5万4,000円ほどでございます。このお支払いが困難なご家庭につきましては、支援費制度があります。今後は給食費への助成、軽減ということも大事でしょうが、それ以上に現行の自校給食が継続できるように、そしてあるいは地元の食材の拡大、このようなことに努力をしていきたいと考えておるわけでございます。宮下議員さんのお考えと同じく、私も次代を担う子供たちの育成は非常に重要だと考えております。今後ともご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、聖博物館事業の現況と対策について申し上げます。

まず、事業の現状は、誘客対策と施設整備を、屋外施設の誘客対策についてお答えをいたします。

聖高原博物館は昭和40年に、併設の聖高原航空資料館は昭和46年に開館し今日に至っております。その間、大きな施設改修もなく、展示品の大規模な入れかえ等もなく、開設当時の状態が続いて現在に至っておるわけであります。建物は老朽化が進み、展示品の保存状態も悪く、展示品に魅力を欠く、このようなことから入館者数も年々減少しておるとというのが現実でございます。現在、航空資料館は建物の修理工事、これを行っておりますが、今後は全面的な見直しが必要ではないかということは考えております。内部では検討を始めておりますが、これらの中で課題となっておりますのは、展示室と収蔵室の不足、いわゆるこれからはこの拡充が必要であるということであります。さらに、学習機能を備えたり施設のテーマを明確にしていく、このようなことも必要であるという意見も出ておるわけであります。今後近い時期に専門家の意見等を聞く、このようなことをしてまいりたい、そして方向を定めていきたい、このように考えておるわけでございます。

そしてまた、外の展示品等につきまして、その内容が不明確というようなご意見もございました。看板等も設置しておるわけでございますが、わかりにくい点等につきましては、直していきたい、このように考えております。

以上、申し上げましたが、詳細につきましては、関係課長等から補足をさせていただきます。

よろしくお願ひしたいと思います。

議長（宮下光晴君） 塚原教育長。

教育長（塚原勝幸君） それでは、小学校の給食の助成等について若干補足させていただく

わけでございますけれども、ただいま村長のほうから答弁をしたとおりでございますけれども、学校等につきましては、自校給食ということで、地域でとれました安心・安全な農作物の活用を心がけながら、発育盛りの子供たちのことを考え、バランスのよい手づくりの自校給食というようなことで、子供あるいは保護者の皆さん方から大変喜ばれているところでございます。給食費等につきましては、近隣町村等々の校長会等、あるいは教育委員会等々で調整を図る中で、1食当たりの食材の単価につきましては決め、その単価につきましては、食材の実費というような形で現在徴収をしているところでございます。現在、学校給食の補助につきましては考えていないわけでございますけれども、先ほど村長答弁にもありましたとおり、そういった教育環境の充実に向けた重点的なものにつきましては、率先して整備を図ってまいりたいと考えているところでございます。

また、家庭環境から支援を必要とするような、そういうご家庭につきましては教育委員会で認定し、その給食を初め規定に沿った支援をしているところでございますので、ご理解のほどをよろしくをお願いをしたいと思いますところでございます。

以上でございます。

議長（宮下光晴君） 柳原住民課長。

住民課長（柳原俊文君） それでは、中学校までの医療費無料化を来年度に向けて実施計画をという関係で補足説明させていただきたいと思えます。

現在、ご承知のように、福祉医療費につきましては、小学校6年生以下につきましては個人負担分500円を除き無料化ということでなっております。21年度の決算状況を見ますと、平成20年度と比較いたしまして約40万円弱ほど増加しておるということで、これにつきましては、小学校4年から6年まで引き上げたところの部分で実績が伸びているのかなというふうに見受けられます。今後中学校までの医療費無料化を実施するということになりますと、単純計算でございますけれども、3年生までの分を加えますと、大体70万円から90万円が必要になってくるのではないかというふうを考えられます。金額面だけではございませんけれども、今のところ中学生をお持ちの家庭のほうから、医療費無料化ということの制度拡充における要望等につきましては、余り聞かれておらないということは聞いております。

また、それよりも、先ほど村長が言いましたとおり、ほかにやるべき、優先すべき施策があるのではないかとということで、今現在、今回の補正にもお願いしましたとおり、子宮頸がんワクチンの予防接種ということも含めて、それから母体を優先します女性特有のがん検診の推進とか、それから今後ではございますけれども、ヒブワクチンの関係につきましてもま

た検討してまいりたいということも考えております。

したがって、まずそちらのほうを優先させていただき、今後中学校までの無料化ということも、また施策の中で実施していければというふうに考えておりますが、今のところ、そこら辺のところはまだ実施段階ではないかなということをおもっております。

以上でございます。

議長（宮下光晴君） 宮下観光課長。

観光課長（宮下和樹君） 聖高原の博物館のことについてお答えをしたいと思います。

まず、数値の関係ですけれども、観光施設の収入状況、平成20年度と21年度においては、先日全協のときにお配りさせていただきましたとおり、指定管理料は除きまして博物館につきましては平成20年度78万8,000円、平成21年度80万2,000円という入館料の状況でありました。入館の人数の関係ですが、10年前の平成12年の折には5,347人の入館者がございました。さらに5年前の平成16年においては3,325人、それから昨年の平成21年度においては2,634人というような状況でありました。年々減少しているのが現状であります。

それから、現状の関係なんですけど、博物館本館につきましては、昭和40年に建築され、築45年が経過をするとともに老朽化が進んでおります。貯蔵品につきましても年々劣化が進み、現在では資料価値がなくなっている品物についても保管されているというような状況となっております。

航空資料館におきましては、明治26年に法善寺前に建築された小学校の一部が大正10年ごろ、現在の小学校の校庭となっている位置に新小学校として移設され、さらに昭和44年に現在の小学校の建設によって取り壊され、その際に航空資料館としてその一部、玄関とそれから屋上の材料をそのまま利用し、縮小復元されたものと聞いております。現在麻績村の貴重な遺産として改修工事を行っております。改修の内容につきましては、明治時代に建築された松本市旧開智小学校を参考に、改修工事を行っているところであります。

航空資料館を改修する際に、専門家のご意見を聞きながら進めているわけでありましてけれども、築40年立った本館につきましても簡単ではありますけれども、博物館の建物、あるいは展示物についてちょっと若干の相談をさせていただきました。その際、ちょっと厳しいご意見をいただいたのが現状であります。

内容は、現在の博物館は単なる貯蔵庫と化している、死蔵状態となってしまっていると、保存方法も悪く、資料としての価値を失ってしまっているものもあると。しかし、中には麻績村として将来残していく必要がある品物についても保管されているとのご意見をいただい

ております。さらに、今後はこの資料によって子供が学習できるように保存をし、公開していくことが重要であると。また、村民の各家庭にもまだ貴重な資料が眠っているかと思う、各家庭ではそういった品物を保管することができなくなっていくことが予想される。こういった問題に対して行政としても、そうした資料の保管を検討していかなければならないのではないのかという意見をいただいております。

しかしながら、すべてを解決するような博物館に改修していくには多額の予算と年月を要してまいります。博物館の外にある展示品についても貴重な資料があるということも聞いております。まずは博物館の見直しの第1段階として、村の学識者の皆さんにご協力をいただき、検討委員会を立ち上げなければならないというふうに考えております。展示物の把握と整理を進めていく予定であります。これからは、歴史的財産の保存、それから教育の資料として見ていくことも重要ではないのかなというふうに考えております。

現在ある聖高原にある博物館については聖高原を中心とした資料でまとめることで、観光施設として位置づけることができいくというふうに思います。そうなっていくと、観光資源としての聖高原のPRとともに誘客に努力していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（宮下光晴君） 宮下議員。

6番（宮下 聡君） では、最初からいきたいと思います。

今、まず最初に乳幼児医療費の中学生まで無料化という件なんです、村長の言われたのもごもつともだと思います。しかし、この長野県全体の実施状況から見ますと、村長ももうこれはこの実施状況はつかんでいると思いますけれども、ちょっと簡単に言いますけれども、今年の4月1日現在、県下77市町村の中で小学校まで10市町村、12%、中学校卒業までが44市町村、57%、高校卒業までが18歳到達者の3月31日までが9市町村、12%というようなことで、長野県下でもう既に実施をされております。筑北村においては、今年の4月から中学校卒業までが無料化に拡大をしております。現在筑北中学校では、こうした医療費無料化についても麻績村と筑北村との格差がここで出ているわけです。

先日、村長が子宮頸がんワクチン接種費用の援助について半額補助と、中学2年、3年の生徒に対して半額助成ということを早速打ち出していただいたことは、非常に敬意を表するわけです。また、それと同時に筑北村にも連携を求めてそれが実現したと聞いております。こういった状況の中で医療費をなぜ先送りしていくか。来年度も実施計画に載せないのか。村長の言う子育て支援は何なのか、ちょっと私は非常に疑問に思うわけなんです、それを

重点施策にのせるつもりはあるのでしょうか、再確認をお願いしたいと思います。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） 子育て支援に大変関心を持っていただいておりますこと、感謝をまず申し上げさせていただきます。

実は、中学生までの医療費につきましては、現在パーセンテージはこの辺のことは承知をしておるわけでございます。

このように、数字のデータとして比較をされる、いわゆるそういったものと、それからこういった数字で比較されないようなものへの充実、いろいろあるかと思います。現在、議員さんもお承知だと思いますが、麻績村の子供たち、ほかの地域の子供たちと比べてどうなのかという比較はされておられるかと思います。こういった点につきましては、学校をそれぞれ転校される先生方のお話を聞いていただければ、おわかりになるかと思います。例えば中学校のエアコンの設置でありますとか、あるいは最新のコンピューターの機器でありますとか、あるいは楽器の充実、いわゆるこういったものが他の市町村と比べてどうなのか、こんなこともぜひご理解をいただきたいと思うわけであります。

そして、その医療費無料化ということ、どうしてもやらないんだということにこだわっているということではなくて、まだほかにやらなければならないことがある。そして、医療費につきましては、個々でも対応できる問題であるということでもあります。

先ほど申し上げましたように、国の新たな制度、子育てに係る国からの支援金、こういったものも活用していただくことも大事ではないかなと、そんなことも考えておるわけであり。行政としては、行政としてでなければできない部分についてまず力を入れていきたい、こんなふうを考えておるわけでございますので、決して医療費について、ずっと将来に向けて金を出しませんということではございませんで、まだまだ先に行政としてやりたいことがあるということでございますので、ご理解をいただきたい、そのように思うわけであります。

それとあわせて、国の支援金、このようなものもそれぞれのご家庭でどのように利用されるか、そんなこともご家庭でそれぞれ考えておられる点でございますので、ご理解をいただきたい、そのように思うわけでございます。

そして、子育てについては、私も重点施策として位置づけていきたい、このことについては変わらないわけでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

よろしくどうぞお願いします。

議長（宮下光晴君） 宮下議員。

6番(宮下 聡君) 子育て支援政策については、今の村長の意見はよくわかるわけなんです、子供を育てる何が一番不安かという、やはり健康ですね、それで、今教育委員会のほうでも、給食費の問題もありますけれども、非常に力を入れていただいて、子供たちの体力向上のためにいろいろな施策でやっているわけなんです、やはり今、村長が計画している子育て支援の一環として進めている公営住宅の建設もそうなんです、住宅は建てたが、では内面はどうだとか、いろいろの施策を今、村長が言いましたけれども、その中でもこの医療費無料化が入っていかないと、やはりこの県下また県外もそうなんです、そういった流れがあるわけです。だから、では麻績村の特徴はなんだと、子育て支援の特徴は何だというような、今いろいろ挙げられた中はそれは重要ですが、やはり医療費が入っていかないと安心して育てられないというようなことです。

費用的には、70万円から90万円、そのぐらい、中学生になると余り医療費もかからないわけです。だから、そこら辺も予算的なものからあるのか、またそういった施策を重点的にやっていくのか、その辺もぜひいろいろ新年度予算の中で考えていっていただきたいわけです。

ただいま、下條村あたりもそうなんです。今麻績村も計画している公営住宅、若者向けの公営住宅の件ですが、下條村あたりは、もう平成11年に既に3階建ての住宅がもう11棟も建てているんです。現在は17棟と言われております。非常にこういった子育て支援施策の一番根本である住宅建設になっております。それと、医療費無料化についてはもう高校生まで、もうこれは平成16年に執行されているわけでありまして。こういった子育て支援が本当に充実してこそ若者の定住促進住宅が生きてくるわけです。だから、ぜひこれから新年度に向けて前向きに考えていっていただきたいと思っております。

次に、給食費についてなんです、今のお話の中で、食材費のみを実費徴収しているというお話なんです、小学校から教育委員会の中では現在、米飯が3回、ソフトめんが1回、パン1回というようなことで行われているようなんです、また来年度に向けては米飯給食も1回ふやしたいという考えもあるようです。今学校給食に私は取り入れていただきたいのは、今米粉を利用した非常にそういったメニューを取り入れている学校もふえていて聞いております。米飯給食が3回から4回になるという計画の中にもそういった米粉を利用したメニューも取り入れていただきたい。

それともう一つは、原材料の仕入れなんです、地産地消の面からも村内の安心・安全な農産物を利用していると思っております、現在食材についての仕入れの実態はどうなっているか、

お聞きしたいと思います。

議長（宮下光晴君） 塚原教育長。

教育長（塚原勝幸君） 主食となります米、小麦粉等につきましては、これについては長野県学校給食会のほうから主には入れてございます。これにつきましては国のほうの補てんがされておりまして、単価的なものはかなり落とされているということでございますし、また米につきましてはそれぞれ安心・安全というような形の中で、いろいろと今品質あるいは品位、鮮度等に加えて残留農薬の分析、カドミウムの分析、それからDNAによる種類鑑定等を行った、そういった県内産の選定された米を給食会のほうで供給をしてくる、その単価についても国の補てんがあるもので格安になっているというようなことで、そういったものを使わせていただいております。

あと、野菜等につきましては、こういった直売所の活用というようなものを入れる中で、地産地消というものを考える中で今対応を図っております。それから年間的に供給できないものについては外部からのということになるわけでございますけれども、そんな形で対応を図っております。

それから、地産の米につきましても、米飯給食につきましても年間数回は地元の米というようなことで、学校のほうで対応させていただいているというのが実情でございます。

年間の1食当たりの単価がもう決められているというようなことで、その単価の中でどれだけおいしい給食をつくっていくかということで、栄養士あるいは給食調理員が一生懸命対応しているところでございますし、また先ほども言ったとおり、自校給食というようなことで、本当にほとんどのものが学校給食調理員の中でつくられているものというような形でございますので、ほとんど温めただけで出すというような、そういった冷食とかそういうものについてはほとんど使用していないというような形でございますので、こういった単価の中で、より子供たちに好かれるものをというようなことで出させていただいているところでございます。

そんなような形で、食材につきましては極力地産地消も考える中で今後対応も図っていきたいと思っているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（宮下光晴君） 宮下議員。

6番（宮下 聡君） 食材につきましてはできるだけ地元産という、100%はいかなんでも取り入れて、これも麻績の農業の活性化にもつながることありますので、ぜひその辺を進めてコスト削減に力を入れていっていただきたいわけです。

給食費なんです、1人約5万4,000円、136名の生徒という中で単純計算でいくと730万円ぐらい全額でかかる、その半分としても360万円、360万円は非常に大きいではないかといえますけれども、やはりいろいろの子供たちというか、今の経済の現状からしましても非常に大きな援助になるではないかと思うんですが、段階的にそういった補助を少しでも援助をしていくつもりがあるのか、村長にお聞きしたいと思いますが。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） 学校の子供たちの給食というのは、大変大事なものだというふうに理解をしておるわけでありませう。

そういった中で、現在自校給食、これはどうしても続けていきたい。温かいものは温かく、冷たいものは冷たく、こういったことを今後もどうしても継続していきたい、そう思っておるわけですが、実はこれを継続していくということは、人件費等を含めると非常に大きな現在費用がかかっております。こういったものも何とか今後も維持していきたいと、そんなふうに考えておるわけでありませう。そのようなことから、何とか食材に係る直接の費用分ぐらいはご家庭でご負担をお願いしたいと、このように考えておるわけでございます。そのようなことで、これからもよりよい学校給食を目指していきたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（宮下光晴君） 宮下議員。

6番（宮下 聡君） 子育て支援の充実をもう重点施策という、これが私の一番、私としての重点施策はこれが第一としてずっと今までやってきたわけです。ぜひ、この子育て支援を村予算の最重要課題に位置づけて、それで予算を確保していくというようなそういうことで今度は来年度に向けてぜひ努力してほしいということで、ぜひお願いをしたいわけです。そうでないと、やはり麻績村の将来にこれがかかってくることなんです。

先ほども言いました若者の定住促進住宅、これについてもそうです。それは何を目的でそれはそれを建てるのか。建てたのがどういう麻績村の環境、教育環境が整備されているのか、そういったいろいろの面があって初めてここに入居してくると思うんです。だからそういうことをきちんと将来を見通す中でやっていかないと、これはなかなか成功の道が開けてこないと思っております。

下條村は、そうしたことで非常に努力をされてもうここまで来ているわけです。近隣でもそうです。松川村もそうです。それから生坂村についても非常に力を入れております。特に松川村におきましても、子育て支援対策が非常に充実しているというようなことで、もう現

在高校卒業まで無料化しているんですね、こういったことをきちんと位置づけてぜひこれからやっていっていただきたいと、切に願います。

若者定住促進のためには、そうした教育環境の充実、子育て支援の充実がもう非常に重要視されているんです。ぜひその辺よろしく来年度予算に向けての施策を行っていただきたいと思います。

次に、博物館事業についてなんですが、私はいろいろの人の意見、村民の意見も聞いております。今までの経過の中でその内容ではもう非常に魅力がないと。早速改修をして、中身を見直してやっていかないと、もう減る一方なんです。だから今の、先ほども言いました、ただの収蔵庫になってしまう。だからもうそれにはどういう措置をしていくかということなんです。

いろいろのことがあります。これはどうやって誘客をしていくかというようなことの中で、先日も筑北村出身のシマダヒロタカ氏が行っている、東京の代々木ゼミナールの生徒たちが200人ほどこちらに夏期学習として来ているわけです。そういったことで、麻績村も今回負担金も出すようになったわけですが、ぜひこういったこともこういういいチャンスが来ているわけです。この代々木ゼミナールは非常に今大成功をして、東京都内を中心に35カ所以上の塾を持っている、非常に規模的にも大きなゼミナールだと聞いております。ぜひそういったことも、今回は筑北村が主体で対応したようなんですが、ぜひ麻績村もそこに加わっていただいて、そういった夏期学習に聖高原を利用していただくというようなことにぜひ取り組んでほしいと思いますが、その辺、教育長も携わったわけですが、その辺に対して誘客対策としての一環としてこれからどういうお考えですか。

議長（宮下光晴君） 塚原教育長。

教育長（塚原勝幸君） 教育のほうから考えを申し上げさせていただきますと、夏期教室につきましては、代々木ゼミナールということで、筑北村さんのほうに200名ほど毎年というようなことで来ているわけですが、その一番の一環の根底には村の活性化、あるいはそういった観光施設の利用促進という部分が大きく絡んでいるのではないかと考えております。たまたま筑北村さんにつきましては、代々木ゼミナールの学長が筑北村出身というような形の中で、そういった今の村長さんと同年代というような形の中で、そういうあれが出てきたと思うわけですが。

麻績村の観光施設のそういった利用促進、あるいは都市と地域の子供たちの交流というようなことを考えていきますと、そういった交流促進も一つの教育の課題かなというような形

でございますので、今後そういった機会があれば、私どもの教育委員会としても、そういったものについては推進をしていきたいと思っておりますのでございます。以前は千葉の子供たちが麻績村のほうへホームステイというような形で来ていたわけでございますけれども、こういった部分につきましても千葉県の方の事情の中で、今は交流はしていないわけでございますけれども、今後都市との交流というような部分については推進をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（宮下光晴君） 宮下議員。

6番（宮下 聡君） 聖高原全般の誘客対策につながるわけですが、私特に聖博物館について取り上げたということは、聖高原全般の低迷もあるけれども、中でも聖高原博物館は何年も早く言えば放置されている。今回、航空博物館の玄関とか外面的な塗装はやっているようですが、中身がほとんど変わっていないというようなことなんです。麻績村にも非常に器用な方がたくさんおまして、文化祭等でいろいろな作品が出ております。こういったこともあの時点で終わりではなくて、麻績村の優秀なそういう人たちの作品も展示するコーナーを設けたり、そういった村を挙げての博物館というイメージを与えるような、何かそういう新しいことも考えていく必要があるではないか、その辺、専門家にいろいろ中身を吟味してもらっているようなんですが、そういうことも考えていかないと、なかなか村民が本当に関心を持った観光事業に対しての関心が薄れてくると思うんです。どうかその辺もこれから取り入れていただきたいということなんです、よろしくお願ひします。いかがですか。

議長（宮下光晴君） 時間がありませんので、簡潔にお願いします。

高野村長。

村長（高野忠房君） 博物館につきまして、本当に関心を示していただいたことに感謝を申し上げます。

答弁の中で申し上げましたとおり、博物館は現在本当に瀕死の状態のようになっているわけでございます。そして今のようなご意見を吸収していくにしましても、もうスペース的に不足しているということでございますので、全面的に中の展示物等を検討していかなければならない時期に来ておるということでございます。そうは言っても、これについては長くかかることでございますので、徐々に少しずつ中の展示物の移動等をしながら、できる限り大勢の皆さんに関心を持っていただけるようなことに努力していきたいと、このように考えております。

それとあわせて、先ほど申し上げましたが、近い時期に専門家による委員会等を立ち上げ

て検討してまいりたいと、こういったことでございますので、どうぞよろしくお願ひしたい
と思います。

議長（宮下光晴君） 宮下議員。

6番（宮下 聡君） ありがとうございます。

いろいろご答弁ありがとうございました。

私の質問をこれで終わります。

議長（宮下光晴君） 6番、宮下聡議員の一般質問が終了しました。

ここで、先ほど3番、若林議員の地域循環型堆肥化施設についての質問に対して答弁の中
で処理料等誤解を招くといけませんので、もう一度確認の意味で答弁をいただきます。

高野村長。

村長（高野忠房君） 先ほどの若林今朝路議員さんのご質問に対して、誤りがありましたの
で、訂正をさせていただくと同時におわびを申し上げさせていただきたいと思ひます。

処理物の持ち込みのトン数約3トンと申し上げましたが、33トンでございます。

それから、それによってできた処理物でございますが、それが20トンということござい
ますので、訂正をさせていただきたいと思ひます。

おわびを申し上げます。

ありがとうございます。

議長（宮下光晴君） 続いて一般質問を再開します。

塚 原 紀 男 君

議長（宮下光晴君） 1番、塚原紀男議員の一般質問を許可します。

1番、塚原議員。

〔1番 塚原紀男君 登壇〕

1番（塚原紀男君） それでは、私のほうから3点の通告について質問を申し上げます。

最初に、1点目、高齢者交通安全対策について、高齢者運転免許証の自主返納についてと
いうことで質問をさせていただきます。

麻績村の高齢者は1,204人で高齢化率39.4%と高齢化が進んでおります。全国での交通事
故死亡者のうち高齢者が70%と言われております。当村の交通死者は幸いにして平成7年8月

31日以降死亡事故ゼロ達成日数は今日現在5,489日であります。6,000日達成を目指して、安曇野交通安全協会麻績支部及び麻績村交通安全推進協議会では、村を挙げて推進をしております。安全・安心な村づくりのため、特に高齢者の事故防止のため、また高齢者はどうしても運転動作が緩慢になりがちです。車を運転するのに自信がなければ、運転免許証の自主返納制度の特典を生かし返納をしたらと思います。交通安全推進協議会等でのこのような制度を推進し、安心・安全な村づくりのため推進したらと思います。

以上、考えをお尋ねしたいと思います。

2点目につきましては、旧中央公民館のあり方について。まちづくり交付金事業の計画の進め方について。

まちづくり交付金事業が23年度終了するわけでありませんが、計画どおり実施されておられません。特に、旧中央公民館は昭和11年に建設され、既に74年が経過しております。平成19年度の簡易耐震診断の結果によると、上部構造評点0.27と診断され、柱の傾斜、外壁、内壁ともに破損、屋根、雨漏り、土台の腐朽等、耐震性は非常に低く、中程度の地震でも倒壊する可能性があると言われております。ということで、検討委員会等で答申の結果、現在の地域交流センターが建設され、冷暖房も完備され、多くの村民の皆さんに利用されているところであります。旧中央公民館は解体する計画がされておりましたが、いまだ計画がないようです。このような危険な建物を時折利用されている現在、危険と思わないのか、またその計画はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

3点目、村有建物の災害共済について、共済加入の内容についてをお尋ねをいたします。

毎日のように世界のどこかで地震が発生しております。最近、日本でも平成7年兵庫県南部地震、死者6,434人、負傷者4万3,792人、平成15年宮城県沖地震、北海道十勝沖地震、平成16年新潟県中越地震、死者22人、負傷者2,000人以上と痛ましい地震が発生しております。また、火災もたびたび報道されています。このような予想されない災害は未然に防ぎようがないわけではありますが、村有の建物につきましては補償内容が十分なのか、確認をしたい。

以上、3点について明確な答弁を求めます。

議長（宮下光晴君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 1番、塚原議員さんのご質問に答えさせていただきます。

高齢者交通安全対策について、高齢者運転免許証の自主返納についてについてお答えいたします。

高齢者の自動車運転免許証の返納につきましては、特典をつけて自主返納を促進している自治体や警察署が全国にあります。交通量の多い地域等では高齢者の運転による事故等を減らそうというねらいがあるわけでございます。

交通事故防止の面では、効果があるということは認識しておりますが、公共交通の整備が都市のように麻績村はされておられません。このような地域で返納者には大きな不便を強いるということになるわけでありまして。このようなことから、返納につきましては個人のご判断で、そしてまたご家族のご判断で対処していただきたい、このように考えておるわけでありまして。

2つ目の旧中央公民館のあり方について、まちづくり交付金事業の計画の進め方についてについてお答えをいたします。

旧中央公民館につきましては、つい先ごろまで使用をされてまいりました。今後、旧中央公民館の取り扱いについてどうするかということでございますが、中央公民館につきましては、村民の多くから、いろいろなご意見をちょうだいしておるところであります。取り壊しを早急にすべきだという方、そしてまた保存すべきだという方、それから一部を保存活用すべきだと、それぞれ理由があるということで、そのようなご意見が寄せられておるわけでありまして。その中で、保存すべきとの意見の中には、歴史的に貴重な木造建築である。そしてまた、多くの人の思い出の残る建物である、そしてまだ使用できるのではないかと、もったいないというご意見が多いわけでありまして。そして、さらに取り壊すには、もっと村民合意を得て進めるべきだというご意見があるわけでございます。

しかし、この中央公民館につきましては、まちづくり交付金事業の計画に絡むことでございますので、できるだけ早い時期に方針を決めていきたいというふうにご考えておるわけでありまして。そのために、まず多くの皆さんにご理解をいただくために、学校建物としての歴史的価値があるのか、この辺だけ専門家に調べさせていただく必要があるではないかというふうにご考えております。そして、多くの皆様にご理解を得て、今後の進め方を考えてまいりたいと、そのように考えておるわけでありまして。

次に、村有建物の災害共済について、共済加入の内容についてお答えをいたします。

詳細につきましては後ほどご説明申し上げますが、村有建物につきましては、原則的には消滅、滅失するまで災害共済には加入しております。そしてまた、施設において、賠償責任

を負う事故等が発生した場合にも対処できる保険に加入しているというのが、現状でございます。

以上、申し上げましたが、詳細につきましては関係課長等から補足をさせますので、よろしく願いいたします。

議長（宮下光晴君） 塚原教育長。

教育長（塚原勝幸君） それでは若干補足させていただくわけでございますけれども、今、塚原議員さんのほうからご指摘がありましたとおり、築70年以上たっているというような形の中で、大変老朽化が激しいということで、耐震強度が低いというような形の中で、まちづくり交付金事業の中で一応交流センターが建設され、またこの旧公民館につきましては、耐震補強工事や維持経費など、今後の行政負担を考えると取り壊しを行い、跡地は駐車場や公園にというような計画整備で進めてきたわけでございます。

しかしながら今、村長のほうからも答弁がありましたとおり、取り壊しを惜しむ声、思い出の建物ということで惜しむ声、それから歴史的建造物としての価値観について意見も多く出されるようになってきているというような形でございますので、若干ここで専門的なそういう調査をさせていただく中で、今後議会にも相談させていただき、方向性を早目に決めていきたいというようなことで考えているところでございますので、よろしく願いをしたいと思うところでございます。

また、旧公民館の使用につきましては、一応この5月より基本的には貸し出し、一般にはしていないというような実情でございます。ただ、コーラスクラブのピアノ等の購入につきましては6月までなかったというようなことで、一応6月末まではコーラスクラブの皆さん方には毎週使用をしていただいております。

それからまた、使用等の責任の持てる団体、あるいは小学校にかかわるPTAですとか、あるいは公民館にかかわる団体等については、一応使用目的を検討させていただく中で、今許可をしているというようなことでございます。中には小学校の夏休みに学年単位でお化け屋敷をやりたいとか、いろいろそういった部分もございましたので、それから、いろいろな活動をしているクラブ等については、どうしても調理室で懇親会をやりたいとかというような部分もございましたので、そういった特定のものについてはお貸しをしているというところでございますけれども、一般者への貸し出しは現在していないというところでございますので、よろしく願いをしたいと思っております。

以上でございます。

議長（宮下光晴君） 清水総務課長。

総務課長（清水 清君） それでは、私のほうから、高齢者交通安全対策についてお答え申し上げます。

議員各位には、日ごろから交通安全対策に対しましてご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

先ほど、塚原議員さんのほうからもお話がございましたように、全国の交通事故死約7割が高齢者が占めておるといふことでもございまして、この21日からは秋の交通安全週間が始まるわけでもございますけれども、その中でも高齢者の交通安全防止運動が重点とされているわけでもございます。村では先般開催いたしました交通安全推進協議会の際にも、委員の方々は各組織あるいは団体の代表者でもございまして、交通安全への取り組みのご協力をお願いしたところでもございます。

このような状況の中、現在におきましては、高齢者の運転免許証の自主返納ということについては、それぞれの生活実態に応じて通院、買い物等車は必需品であるという観点、それから若さの保持、及び個人により運転技量にも差があるという状況、そして運転免許証の更新が75歳以上の方は3年更新でもございまして、技能講習の受講が義務づけられておるといふような状況、そして今までに高齢者によることによつて、村内で大きな事故に結びついていないといふようなそんなようなことをもとに、個人の考え方を尊重していきたいといふふうに思っておるわけでもございます。また、22年度県下の調査では、77市町村中自主返納に対しまして独自施策を実施されているのは2市1町という状況でもございまして、今後、必要に応じ考えてまいりたいと、こんなふうに思っておるわけでもございます。

次に、村有建物の災害共済についてでございますが、村では村有建物については原則加入をしておるわけでもございます。これにつきましては、県町村会経由で全国自治協会が全国の町村を対象といたしまして、自治法の規定に基づいて対応しておるわけでもございます。概要といたしましては、町村財政の安定及び健全な発展に寄与するため、組織としては昭和23年4月に発足し、建物等、火災等の不慮の災害によつて生じた町村等の災害に対して一定の災害共済金を給付し、町村等の損害を相互救助することを目的とした共済事業であるわけでもございます。

現在、麻績村におきましては、平成22年で162件の建物等に加入をしております。また、そのほかにも公用車の加入をしておるわけでもございます。そのほか全国町村損害賠償保険、これにつきましては町村等が所有、使用、管理する施設で、瑕疵及び町村の行う業務遂行上

の過失に応じて、当村が法律上の損害賠償を背負うというようなことにこうむる災害に対しても、対象となっているわけでございます。したがって、予防接種を初めとしたそういうものも対象になってくるわけでございます。そのほかにも補償保険という部分、それから公金等に係る部分もこの保険に入っておるわけでございます。

そのほか、施設によってこの保険では不十分、あるいはなじまない部分もあるわけでございます。そのほかにも村主催の行事など単独に行われているものは1日保険、あるいはレクリエーション保険等々、いざというときに対しての関係は対応しておるというふうに思っているわけでございます。

以上でございます。

議長（宮下光晴君） 塚原議員。

1番（塚原紀男君） それでは、1点目について再質問をさせていただきます。

この自主返納については、中には知らないというような方も多分にあるのではないかと、こういうことも思いますし、先ほどの村長の答弁の中で、この地域においてはこの恩恵には浴さない、こんなお答えだったかと思いますが、実はこのタクシー業も全部対象になっているということもお聞きしておりますので、そうはいつでも、例えばここでなくても全国どこへ行っても、こういったタクシーに乗車するときは10%の割引というような利点がございしますので、ぜひその辺を周知徹底を村としてしていただきたいということで、たまたまこの麻績村交通安全推進協議会という組織は、それぞれの公の団体によって構成されている、こう思いますが、こういった村を挙げてやる中では各区長もここへ参入して、こういった特に6,000日に向けてというような交通事故対策についても、区長もここへ加入をしていただいてやったほうがいいのではないかと、こんなふうに感じておりますが、その辺いかがでしょうか。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） 先ほど私が申し上げましたのは、麻績村のような地域で実際返納を進めていきますと、交通機関、このようなものが少ないものですから、不便になるという面があるということをお知らせしたわけです。それから、今ご質問の交通安全推進協議会に各区長さんをとということでございますが、現時点では区長さんはいっていないわけでございます。交通安全推進協議会という組織でございますので、今のようなご意見を今後生かせるかどうか、検討させていただいているわけでございます。

塚原議員さんおっしゃるように、高齢者の事故を何とか防いでいかなければならないとい

うことは考えは同じでございますので、いろいろな面で高齢者の事故防止ということについては努めてまいりたい。特に、交通安全協会、この皆さんとも話をしているわけですが、ことしの重点施策の中に、高齢者の事故防止ということを含めて今やっておりますので、その辺についてはこれから秋の交通安全週間もまいります。力を入れて進めていきたいと、こう思っておりますので、何とぞご理解を賜りたいと思います。

ありがとうございました。

議長（宮下光晴君） 塚原議員。

1番（塚原紀男君） 実は、村民の中で、自主返納をしたいという要望でたまたま麻績村の駐在所へ行ってお聞きしたところ、そのことは村ではというか、対応していないというような話の中で、期限が来れば自然に免許証が消滅するから無理に行かなくてもいいよというようなお答えだったと、そんなふうにしてその本人は受けとめて、自主返納をしようとしたがもう期限が来てしまったと。こんなこともちょっとお聞きいたしましたので、ぜひその辺の推進を何らかの広報なり、推進というか、あるということの徹底をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

議長（宮下光晴君） 総務課長。

総務課長（清水 清君） この自主返納という制度は確かにあるわけでございます。今後機会を見てその制度等を周知できるような方法を検討したいと、こんなふうに思っております。

議長（宮下光晴君） 塚原議員。

1番（塚原紀男君） では、2点目の件についてご質問させていただきます。

まだ、当初まちづくり交付金事業の中で、耐震のことについてこれは再修復は不可能だという結論の中で交流センターができたわけでありまして、そのときに、これは議会でも取り壊してあと公園をつくるということで、22年度は取り壊しと測量設計等をし、23年度においてはその公園を実施すると、そういうことで前議員も了解しておったわけでありまして、その中で、たまたま先ほどの村民からの問題も出てきたわけでありましてけれども、以前、日向の旧小学校また体育館、これについてもその当時は相当な議論もされ、結果的には取り壊しということになっただろうと思います。

そういうことで、実際中程度の地震で危険だという中で、まだいまだ、これからは個人には貸さないが、団体においては使用するというような先ほどの答弁でございますけれども、このことについてももし万が一、何か事故があったときにはというようなことの中で、旧公民館はそういった共済等の保険の加入がされているのかどうか。もし万が一の事故が、地震等

の災害等の事故があったときには、そのときの補償はどうなるのか、その辺についてお答えをいただきたいと思います。

議長（宮下光晴君） 総務課長。

総務課長（清水 清君） 3番目の建物共済というところにも関連してまいりますけれども、旧中央公民館の関係につきましても、建物共済には加入をしておるということでございます。

議長（宮下光晴君） 塚原議員。

1番（塚原紀男君） 3番目も一緒にご質問させていただきたいと思いますが、こういった災害についての共済掛金については、300万円というようなことで決済をされておるわけですが、内容をちょっと調べる中では、個人の家でも10万円20万円というような額でそれぞれ災害の保険に加入をされているのが通常かと、こんなように思います。そういう中で比較いたしますと、先ほども言ったように、162件の物件があるという中では金額、掛金の総額から見てもそんなに多いものでもないし、補償内容も十分ではないではないかと、こんなふうにも見受けられるわけですが、その辺の災害の補償額を増額するというようなお考え、それから担当者にお聞きしたところ、地震の災害についてはこの保険は対応されていないというお話もちょっと聞きましたけれども、その辺は確認の意味で、もし地震についての災害が対象にならないとすれば、今後そのことについての加入が必要になるではないかこう思います、いかがですか。

議長（宮下光晴君） 総務課長。

総務課長（清水 清君） 最初、冒頭、ご説明をいたしたわけでございますけれども、この保険につきましては、町村会経由で全国自治会が全国の町村を対象として対応しておるということでございまして、昭和23年に発足をされておるわけでございます。現在においては、そのような地震というものに対しては基本的には対象になっていません。地震だけではなくて、内容は、故意による起こった事案、地震、噴火、津波等及び自然災害等については保険の対象外ということでございます。

しかしながら、今現在のそういうものは耐震性に耐えられると、それは強度なものが来るのであるならば、これは無理かもしれませんけれども、今の地震に対応できるようなそういう構造的なもの、したがって、木造家屋、木造物件については掛金も高いと、そして現在の建物の評価に応じての加入限度もあるわけでございます。したがって、お金だけかけておいてもそれが補償になるということではないというふうに理解をして、それなりの保険に入っているつもりでございます。

そしてまた、行政管理上に瑕疵があった場合、これにつきましては全国町村会総合賠償保険という保険の中に入れておきまして、1名3億円と、1事案最高額30億円というような状況の中で対応しております、これは道路、あるいは先ほど申しましたように、予防接種等々、特殊なものについても対応していけるというふうに判断しているわけでございます。そのほかにも個別の施設に応じてはそれぞれの傷害保険、あるいは宿泊施設であれば、食中毒、あるいはそういうような対応のできる保険にも加入をしておるという状況でございます。以上です。

議長（宮下光晴君） 塚原議員。

1番（塚原紀男君） 内容はわかりましたが、先ほども言ったように、地震には対応されていない。また、耐震性にはそれなりきの建物であるというようなことになってはおりますけれども、これも本当に大きな地震が日本の中で、また世界の中でもたびたび起きているわけですので、ぜひ、地震保険がどのくらいするのかわかりませんが、公の中で最悪のことを考えるとそのことの必要はあるではないかと思いますが、村長の考えはいかがですか。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） 保険の掛金の件につきましては、非常に難しいわけでございまして、将来を予測できるかどうかということ、それからそれに対する掛金の負担というものも非常に大きいわけでございまして、現在、先ほど申し上げましたように、160件以上の物件に対して考えていかなければならないということであるわけでありまして、そのようなことから、現在は、全国の自治体の皆さんと一緒にやっておるわけでございますが、それぞれ全国の実情を見ながら、いわゆる常識的な範囲でやっているというのが現状でございます。

特に、麻績村が非常に危険な地域にあるとか、そのようなことが予測されれば別であるわけでございますが、この近隣かいわい、この辺の皆さんと同じような考え方でよいのではないかなと、そのようなことで現在進めておるわけでございます。議員さんのおっしゃることも十分わかりますので、今後に向けて、保険金の掛金のあり方が個々の建物においていいか悪いかというようなことは検討はしていきたいと、このように考えておるわけでございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

議長（宮下光晴君） 塚原議員。

1番（塚原紀男君） 個人でもこういった地震についても今補償がされているのが、全部ではございませんが、そういう対応をしているというのが実態かと思っておりますので、特にこうい

った公共のことについては今後とも検討していただきたい、こう思います。

以上をもって私のほうから質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（宮下光晴君） 一番、塚原紀男議員の一般質問が終了しました。

ここで、昼食時間のため休憩をとります。

再開は午後 1 時からといたします。

休憩 午前 11 時 40 分

再開 午後 1 時 00 分

議長（宮下光晴君） それでは、午後の一般質問を再開いたします。

尾 岸 健 史 君

議長（宮下光晴君） 7 番、尾岸健史議員の一般質問を許可します。

7 番、尾岸議員。

〔 7 番 尾岸健史君 登壇 〕

7 番（尾岸健史君） 7 番、尾岸健史でございます。

さきに通告した内容についてご質問申し上げます。

特産品は、村長の所信表明にあるふるさと納税制度を活用した麻績村応援団の設立と密接な関係にあります。それは、一定額以上の寄附をしていただいた方に、地域の特産品を全国に宣伝していただくために村の農産物や特産品を贈るとありまして、私も非常に興味深く共鳴しているところでございます。

特産品の定義づけを見ますと、特産品とはその地域の産品であることが他によく知られているものであるとしています。また、特産品が発達する背景には、現地の気候や風土、歴史的な経緯、流通の地理的要因等が密接に関係し合っております。それぞれの国や地域では、観光や雇用、収入源などを創出する産業として特産品の新規開拓や生産を大いに奨励し、観光地との相乗効果で主要な産業へと発展を遂げている例があるとしております。

麻績村では、村長の施策で、ふるさと応援団設立による特産品の他の地域への宣伝が麻績村のファン拡大と都市との交流の活性化、さらには村の活性化への相乗効果を期待しているものと受けとめております。この方針からして、特産品生産の奨励、あるいは推進に向けた支援は非常に重要であります。

しかしながら、麻績村の現状は高齢化が進み、目に見えて農業従事者が減少しております。この中で、ことしは異常とも言える猛暑が続いており、農業生産者は毎日散水に追われ疲れ果てている状態でございます。もともと麻績村は降水量が少なく、干ばつの被害を受けやすい地域であります。また、畑地は急傾斜地であるために、機械運転は絶えず危険と隣り合わせている状況でございます。その上、せっかく手塩にかけて育てた農産物は鳥獣被害に遭い、ますます意欲をそがれる状態になっております。これらを踏まえ、安全で安心できる農業に向けて村の支援を求め、あらかじめ通告した次の事項について村長からのご答弁をお願いいたします。

1つ、麻績村農業特産品の生産支援について、農業特産品の現状と生産体制の現状はどのようになっているのでしょうか。農業特産品生産の支援策の現状と今後の方針をいかように考えていらっしゃるでしょうか。畑地かんがい排水事業スプリンクラーの設置または散水支援の実施計画はあるのでしょうか。

次に、鳥獣被害対策の現状と里山整備についてでございます。

鳥獣被害の現状及び対策費の現状、今後の方針はどのように考えていらっしゃいますか。森林税の納付額及び森林整備の現状はどのようになっていますか。麻績村への交付額の現状はどのようでございますか。各自治区への支援により、耕地と森林との境を整備することにより、鳥獣の侵入防止を図れると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

以上、2点についてご質問いたします。

あとは自席にて再質問をさせていただきます。

議長（宮下光晴君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 7番、尾岸議員さんのご質問にお答えをいたします。

農業特産品生産支援について、その1、農業特産品の現状と生産体制の現状は。2、農業特産品生産の支援策の現状は。3、畑地かんがい排水事業の実施について、これらについてお答えをいたします。

麻績村を代表する農産物はリンゴ、はざかけ米、キノコ、野菜などが主なものであります。ご承知のとおり、当地域では、農産物価格の下落や高齢化の進展により農業全般が低迷しているのが現状であります。また農業者の高齢化、後継者不足、荒廃農地の拡大、鳥獣被害などへの対処も課題となっております。村では主要な作物それぞれについて、国・県等の支援制度とあわせて独自の支援も行っております。今後もリンゴの新矮化助成などを加え支援の充実を図ってまいります。さらに、荒廃農地や鳥獣被害を食いとめる対策にも力を注いでまいります。

畑地のかんがい施設整備については、一定規模以上の土地、作物の集約団地化が進むこと、水利の確保、調整ができること等が大きな制度を導入するには前提となります。畑地のかんがい施設整備を希望する農家が多いとすれば、水利等の条件を整えば制度を導入して実施することは可能であります。希望農家がまとまり、新たな農業を展開していただきたい、そんな願いでおるわけであります。

また、個人的な、あるいは小規模の施設等については、希望者が多いということになりますれば、小規模農業用施設整備の助成制度等も今後検討してまいります。

2つ目のご質問であります。

鳥獣被害対策の現状と里山整備について、1、鳥獣被害の現状及び対策費の現状は、2、森林税の納付額及び森林整備の状況。3、麻績村への交付額の現状は、4、耕作地と森林との境を整備する方策を、これらについてお答えをいたします。

イノシシ、シカ、ハクビシン、カラスなどの鳥獣被害は年々増加の状況にあります。対策として、防御ネット、電気さくなどの設置助成を行っておりますが、年々増加し、今年度は当初予算150万円を既に消化し、今後の補正を待つ方がいらっしゃるという状況であります。今後は従前の対策に加え、緊急の対策として、狩猟資格取得助成も実施してまいります。根本的な対策は森林の整備がされることと言われておりますが、現実には難しい状況にあります。木材価格の低迷や生活様態の変化などにより、森林の価値観が低下し、放置状態の森林がふえているというのが現状であります。

村では、公有林、私有林ともに各種の制度を活用して、また村単独で森林整備を進めております。先ほどの有害鳥獣対策やこの森林整備に係る補助金は国の仕分け作業において大きく削減されましたが、中山間地域の実態をご賢察いただき、復活されるよう国・県に対して機会をとらえて要望をしてまいります。

森林税を活用した事業は平成20年度から実施しておりますが、森林づくり推進事業、里山

整備事業など1,600万円以上の事業が今年度末までに実施されることになっております。今後も森林税を活用した事業については、村民への事業制度の周知に努めるとともに、積極的に実施していきたいと考えております。

以上でございますが、詳細につきましては関係課長から補足をさせますので、よろしくお願いたします。

議長（宮下光晴君） 飯森振興課長。

振興課長（飯森 力君） それでは、私のほうから補足を申し上げたいと思います。

まず、農業特産品の生産支援、また現状体制等についてでございますが、水稻栽培、果樹、キノコ、野菜関係ということになりますが、水稻栽培につきましては実際が兼業農家がほとんどであります。そんな中で、22年度においては新たに国の事業の個別所得補償のモデル事業を実施し、また23年度も実施していく予定ということになっております。こちら辺については水稻栽培の関係で550人前後村の中にいるわけですが、現在この所得補償に申し込みをされた方は320人ほどになっております。また筑北産はざかけ米としてブランド化し、徐々にその効果が見え始めて来ていると思われませんが、何かと農家の関係の高齢化等により栽培面積が減ると、また遊休化、農地化が進んできている状況であります。そんな中ではあります、認定農家制度の活用等を行う中で、遊休農地にならないよう工作していただいているのが現状かと思われま。実際に、認定農業者数は麻績村につきましては7名がいるということになります。

次に、果樹栽培でございますが、果樹栽培ということで、主にリンゴでございますが、農家戸数としては現在57戸、約19ヘクタールということでやっております。ここの辺のところ出荷量につきましては個々にやっている部分がございますので、ちょっと把握が難しく、実際には数字は出てまいりませんが、21年度におきましては果樹共済の掛金の補助を行う中で、できるだけ被害に遭われても少しでも補てんになるような状況をつくっていききたいというふうに考えております。また、そんな中で、新矮化事業の推進も進めていきたいということでございます。

また、キノコ栽培農家につきましては、エノキを主体に生産をしていただいているわけでございますが、そんな中で農家戸数は一応3戸ということでございます。優良菌種の導入補助等の関係の実績でいきますと、約530トン強のものが生産されているというふうに見ております。また、今申し上げたとおり、このキノコ栽培につきましては、有料菌種の導入補助ということで約60万円ほど補助を出しているというところでございます。

また、野菜関係につきましては、県の野菜指定産地制度にのっとりまして行っているということで、この指定の野菜につきましては10品目14種別となっておりますが、そんな中で、麻績村としては麻績村の生産の部分では夏、秋にかけてのキャベツ、夏ネギ、水稲、秋、冬のネギ、夏ハクサイ、夏秋ピーマン等が対象になっているということでございます。こちら辺のところ、これも面積等の要件があるわけですが、これも麻績村ならではのものということで今松本ハイランドのほうで扱っているということになります。また、こちらのほうの支援策等につきましても、農業振興事業補助ということで野菜の安定助成ということで行っております。こちらのほうも21年度につきましては66万円からの補助ということになっております。

また、そんな中で、栽培するための環境づくりということで、畑地のかんがい等排水事業の実施もあるわけですが、現在村の中にはなかなかそういう施設がないということでございますが、実際には村で把握できている畑作の部分でいきますと、野田沢地区のほうにちょっと大きなかんがい施設で水を補給できる部分があるということで把握はしておりますが、そのほかについては余りないということで、個々の小さい部分をどういうふうにするかという問題もございます。そこら辺はこれからしっかり検討はしていきたいと思いますが、なかなか県の補助金等も大きな中でないと補助もないというようなことでございます。参考でございますが、一応県営基準でいきますと、受益面積は100ヘクタール以上なければいけない、また末端につきましても必要だということでこちらのほうでいきますと、国2分の1であと県と地元のほうで対応ができるということでございますが、余りにもちょっと受益面積が大き過ぎて、ちょっと補助対象の部分にしていくにはなかなか難しい面だというふうを考えております。

続きまして、獣害対策の関係でございますが、被害の現状でございますが、現在水田においての被害の取りまとめを行っているところであります。イノシシによる被害が出始めているというふうにお聞きしております。また、畑作におきましては、今までにジャガイモ、カボチャ等、また小動物の関係等におきましては、モロコシ等の被害も出ているということ、またシカに関しましては、春先に麦が食べられた、大豆の芽が食べられたというような話もお聞きしております。

そんな中で、現在の個体調整の実績でございますが、21年度実績でいきますと、シカが19頭、イノシシが24頭ということになっております。22年度の現在までの状況でいきますと、シカが8頭、イノシシが13頭ということで、イノシシにつきましては、先日ちょっと捕

獲した部分が入っておりませんが、それを入れると14頭ということになります。ですので、例年にしますと、少しずつ捕獲量もふえてきているということになるかと思えます。また、対策費につきましては、22年度も当初予算に150万円計上させていただきましたが、7月までの申請の部分で補助の予算が終わってしまったというようなことで、まだ現在5名1団体が補正待ちの申請状況となっておりますので、この9月補正にも計上させていただきましたが、よろしくお願いいたします。

また、22年度におきましての国の事業仕分けによる削減もありますが、若干今年度において少し見直しがされるようなこともお聞きしております。23年度以降の活用に向けた検討も進めていきたいというふうに考えております。

次に、森林税の関係でございますが、振興課のほうで把握しております森林税の納付額というのは、平成21年度におきましては約85万円ということになっているようでございます。1戸で500円というような状況とあと法人の課税もでございます。そんな中で、今こちらで把握している数字は21年度約85万円ということでございます。

また、それに伴います森林整備等の状況でございますが、みんなで支える里山整備事業ということも充ててやってきているわけでございます。そんな中で、麻績村への交付額の現状はということでございますが、20年度におきましてはペレットストーブを購入をさせていただいております。21年度、22年度におきましては森林づくりの推進支援事業ということで、木材チップと、それで9月のこの補正で計上させていただきますまき割り機等の部分でございます。木材チップにつきましては67万円、まき割り機等については60万円という交付の決定がされております。

そのほか、みんなで支える里山整備事業ということで、市野川地区の森林整備を行っております。20年から22年にかけて約1,500万円の交付金が入ってきているということで、これは県単事業の関係でやっておりますので、そちらのほうへの部分で充てるということで、麻績村への交付額ということで算入をさせていただいております。こんな状況で、麻績村が先ほど申し上げたとおり、約85万円ということをお考えますと、麻績村としては森林税の有効活用に積極的に努めてさせていただいているというような状況だと思います。

また、そんな中で耕作地と森林との境の整備をする方策ということでございますが、先ほど申し上げたとおり、現段階ではみんなで支える里山事業を活用することが一番よいのかなと思えます。ただし、これにつきましては、本人負担はほとんどゼロに近いということでございますが、その地権者等受益者等が集まらないとできないということで、区長会等におき

まして、いろいろお話しする中で募集しているんですが、なかなか手を挙げてもらえないというような状況がございます。今後も区長会等いろいろな折に合わせて広報等行う中で、やっていきたいというふうに考えております。

また、里山整備と被害防止の関係の一本化ですが、なかなか里山整備というのはやはり森林の環境を保つということで、農作物等の被害防止の関係ではなかなか一本化が目的の違いから難しい。また農地・水・環境保全対策事業につきましてもやはり農地を、環境を守っていくということで、イノシシ等に掘られる部分もあるんですが、一応農地・水の関係では難しいという判断が下されております。そんな中で、中山間地域等の支払い制度の活用が可能かと思えます。ただし、皆さんの中山間地の中でいただいた補助金の中で賄うことはいいんですが、余分な分を補助的なもので賄うことがなかなかできないということで交付された中での対応になってしまうということでございます。

以上、補足を申し上げましたが、いずれにしろ有害鳥獣につきましては、今後国の補助金等の活用もしっかり向ける中でやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

7番（尾岸健史君） 特産品のほうからいきたいと思うんですけども、今、いろいろなところのブログというか、ホームページなんかを見ますと、麻績村の特産品というのは、1品だけ載っておる状態なんです。というのは地梨ワイン、その1つだけなんです。その辺でその辺のPRについてはどのようにお考えでしょうか。

議長（宮下光晴君） 宮下観光課長。

観光課長（宮下和樹君） 開発公社の加工の立場から若干述べさせていただきたいと思えます。

麻績村の特産品ということにつきまして、今現在、ホームページのほうも今予約注文ができるような形をとりたいということで、今現在職員のほうに検討をさせています。それで、今のところやはり売る商品が少ないというのが現実であります。その辺のところ、再度品物を確認しろという指示を出しながら、現在秋に向けての加工の準備をしているところであります。

以上です。

議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

7番（尾岸健史君） そのようにぜひ積極的な対応をお願いしたいと思います。

さきに視察した福島県の鮫川村の例をとるんですけれども、この村は麻績村と同様に高齢化が進んでいる中で、合併をしないで自立を選択し、行政が積極的に村おこしに参画して、地域にあるものを掘り起こしている実績を挙げているわけです。麻績村としても、ことしの4月から村づくり推進室というのを立ち上げていただいて、麻績村の活性化に一生懸命やっただいたいていいますと、そういうことは理解しておるわけですが、2人でやっておられると。特産品の推進支援についても一金額的なものだけではなくて、村として積極的に対応してもらいたいと、そういう趣旨から質問しているわけですが、特産物の研究室あるいは推進室、そのような設立をしてやったらいかかかなと思うんですが、その辺について村長のお考えはどのようなお考えでしょうか。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） 鮫川村の視察でございましたが、私も何点か感心をして帰ってきたわけでありまして。そうした中で麻績村で何が一体できるのかと、こんなことも考えたわけですが、やはり麻績村の麻績村で育ったもの、麻績村のものを何とか都会に結びつける、都市に結びつける、これをやっていかなければならないと、こんなことを思っておるわけでありまして。

そうした中で、今特別なそれに携わる室といいますか、プロジェクトをとということでございますが、現在麻績村におきましては、農産物あるいは特産物、このようなものを都市に結びつけるには観光課、振興課、さらには住民課、あるいは総務課、全課一丸となってやらなければいけないと、このように思っておるわけでありまして。その取りまとめをふるさと推進室のほうでやっていこうと、こんな考え方でやっておるわけでありまして、今回のふるさと納税制度を活用したふるさと麻績村応援団、これについても全課が協力してやっていこうと、こういうことになっております。

さらに、村を超えて聖高原開発公社でありますとか、さらには今後あさつゆの皆さんとか、それから商工会とか、そういったところにも呼びかけをしながら、この地域、麻績村全体を都市に結びつけるようなことをやっていきたいと思っております。

尾岸議員さんおっしゃられるように、本当にこのことにつきましては、早急に真剣に取り組んでいかなければならない問題だと、このように認識しておるわけでありまして。そんなことから、特別に室をつくってやるというよりも、全課一丸となってやっていきたいと、このような考え方で進めていきたいと思っております。

以上であります。

議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

7番（尾岸健史君） ぜひ、そのような積極的な前向きな取り組みをお願いしたいと思います。

それから、先ほど畑地かんがい排水事業でございますけれども、水利権とかもろもろの条件整備が必要になると。それから今後検討していくこともあり得ると、そういうお答えをいただきました。それから県営の制度を取り入れてやるには100ヘクタール以上の取り組みがなければだめだということで、ただやはりいえば特産品を自ら進んで研究されている方が、結構大勢いるわけです。その人たちがやはり水問題で悩んでいらっしゃるのには目に見えてわかっているわけです。私としては、ため池の改良やそれから新設の促進、要するに水利権者が納得できるため池を整備した場合には、水利権者は話に乗っていただけるのではないかと、そのような観点からご提案申し上げるわけでございますが、その辺の考えについていかがでしょうか。

議長（宮下光晴君） 振興課長。

振興課長（飯森 力君） ため池等の関係等もあろうかと思えます。補助事業の関係等もございまして、ため池の改良につきましては、ご存じのとおり、順番待ちをしているのが現状でございます。その中で、本年度は松倉のため池というようなことで麻績村としても毎年1個1施設等を上げる中で、何とかやってきているわけでございます。そんな中でため池の改良等については、できるだけめられるような状況をつくっていきたいというふうに考えております。

また、そんなため池のしゅんせつも関係してくるわけですが、現在の事業の中ではしゅんせつは対象にならないというふうになっておりますが、こちらのほうも要望が非常に大きくなってきているというような状況で、今検討をされてきているということでございますので、近い将来的にはそのしゅんせつも補助対象の工事に入るのかなというふうに考えているような状況でございます。

そんな中で、小さな農業の中で、小規模の中で進めていくというようなところでのかんがい排水事業でございますが、村としても振興課の関係でも、できる限りそういう農業施設に対する補助を考案して、できる限り農業の進展を図っていかねばいけないというふうに考えて、検討を始め出したところでございますので、よろしく願いいたします。

議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

7番（尾岸健史君） ただいまのため池のあれに関連するわけでございますけれども、例え

ば、水利権の関係で結構難しいとか、それから条件整備の関係で難しいとか、特別に努力する方には支援をしていただくという、例えば雨水の貯留槽の設置、それに合わせて散水装置の設置、この辺についての助成、あるいは支援策、その辺についてはどうお考えでしょうか。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） 大きな規模ではなくて、小さな規模でのということですが、麻績村は年間降雨量が1,000ミリということで、非常に降雨量の少ない村でございます。そういった中で水をどう確保していくか、そしてまた農産物にそういったものを、これからかんがいをしていかなければいけないということになるわけですが、今いろいろな方法があるかと思えます。例えば、井戸を掘るとか、それから小さなため池と申しますが、小さな池とはいきませんが水ためをつくるとか、あるいは雨水を保存しておくとか、いろいろなことをされている方もあるわけですが、それぞれ皆さんいろいろな苦勞をされております。そして、あわせて農業施設というものはこういったものだけではなくて、例えば農業用ハウスでありますとか、いろいろなものがあるわけがあります。

そういったことから、これから地域の農業を守っていく、そして高齢者でも少ない規模であっても、農業を守っていける、こんなことを考えていかなければならないだろうと、そういうことを考えますと、小規模の農業施設の整備にも村が援助できる、こういうようなことも考えていかなければならないというふうに考えております。でございますから、今言われたように、具体的にこういうものにはどうかということではなしに、そういうものを含めた中でこれから考えてまいりたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

7番（尾岸健史君） ありがとうございました。

次に、鳥獣被害対策の現状と里山整備ということでございますけれども、なぜ私がこのご質問をしたかと言いますと、鳥獣被害が後を絶たないで、それで電気さくとかそういう防護さく、それを手を挙げた方には支援してお互いにイタチごっこをやっているわけです。それと同時に、畑だけありまして森林は持っていないという方が、森林税の趣旨からして、皆さんが水とかそういうものの恩恵をこうむる、それからCO₂の関係とかいろいろございますけれども、そういうことでやはり理解は深めていただいていると思うんですけれども、いかんせん森林税の納税者の声が使い道が不明確だということ、それから住民にPRが不足しているのではないかと、このような声が上がっておりますけれども、その辺についてどのよう

にお考えでしょうか。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） おっしゃられるとおり、これだけ森林税を活用した制度、麻績村では金額面で見ると、納付額よりも何倍かの事業を麻績村では展開しているわけですが、まだまだ一般住民の方にこのような内容が理解されているかということになりますと、まだ理解はされていない部分が非常に多いと思います。これから、実はこういったことを進めるには一定規模、そしてまた受益者も複数名以上必要になってくるということですのでございますから、大勢の方に理解をしてもらわなければいけないということがございます。

議員さんおっしゃられるとおり、これから森林税の活用方法、こういったことについてもPRをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

7番（尾岸健史君） それから、耕作地と森林との境を整備するというところでございますけれども、これは私先だつての鮫川村をまた出しますけれども、鮫川村の視察をしてまず目に飛び込んできたのは、耕作地境と山との境が非常にきれいに整備されている。それで、確かに麻績村でも市野川地区では1,500万円を投入してそういう整備をされた。間伐だとか里山整備をされてきれいになっているということですのでございまして、ほかの方で手を挙げる者がなかったと、こういうことでございますけれども、これも住民がPR不足というか、認識不足といひますか、その辺の村の説明が不足しているのではないか。

私の考えでは、今年度から村長さんが就任以来、地域懇談会というのがございましてけれども、要するに地域ぐるみでやらなければこれはうまくいかない話なんだけれども、それに理解を求めて協力を求めてもらうには説明が必要だと思ひんです。それで、村長さんの理念の説明とかそういうものとあわせて、具体的な担当者を派遣して、地域懇談会とか担当者を派遣してそれで住民にしっかり説明して、それでお互いに協力してさあやろうという、そういう気構えがないとなかなか進まない話なものですから、やはり鳥獣被害と森林整備タイアップしてやる。その辺について村の考えはいかがでしょうか。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） おっしゃられるとおりでございます。

今回のみんなで支える里山整備事業、これらにつきましては、実際にはほとんど9割近くが森林税を活用し、そして残りの1割が村費を負担すればほとんどできると。受益者というか山をお持ちの方はほとんど出費なくてできるというものなんです、面積が1ヘクタール

以上であるとか、関係者が3人以上とか、いわゆるそういうことになってくるわけでありまして、そういった説明が足りないと言われれば、おっしゃるとおりでございますから、今後そういったことに努めてまいりたい、村でも努めてまいりたいと、そのように思いますが、山等につきましては今こちらに住んでいらっしゃらない、いわゆる不在地主さんとか、そういう方もいらっしゃるわけでありまして。そんなことから村もこれからはそういうことに努めますが、それぞれの地域におかれましても、そういった方々への説明、そんなこともお願いしたい。ともに森林整備についてはやっていきたいと、こんなことで進めたいと思っておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。

議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

7番（尾岸健史君） ありがとうございます。

いずれにしても、現状で、また国の政策になってしまいうんですけれども、国においては地方の現状を理解されないまま地方主権の名のもとに、事業仕分けでいろいろな制度が廃止または縮小する政策転換を進めている状況なんですけれども、この辺について村長さんのご見解はどのようにお考えでしょうか。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） 一言に言えば困ったなということであるわけです。ぜひとも地域の実態、特にこういった中山間地域の実態を何とか理解していただきたいと、そんなふうに思うわけでありまして。

実は、先日も長野県知事になられるという前日の31日に、阿部新知事さんに訪れていただきました。その折にも、阿部新知事は長野県版仕分け事業をというようなことをおっしゃっておりましたので、国と同じようなやり方では困るんですよと、地域の実態をぜひご認識いただいで進めてほしいと、そんなお願いをしておきました。これからは機会があるたびに、1村だけではできませんので、町村会等含めて国への働きかけとともにやっていきたい、そのように思っております。

以上であります。

議長（宮下光晴君） 尾岸議員。

7番（尾岸健史君） ぜひ積極的に中央への訴えをまた続けたり、県のほうの訴えも続けていただきたいと、ぜひお願いしたいと思っております。

いずれにしても、今の2点の問題でございますけれども、麻績村として早急の自衛策を講じていただきたいと思っております。先ほど申し上げましたけれども、組織の強化、それか

ら住民への支援策の徹底、それを一層具体化して住民パワーを引き出すということがこれは麻績村の活性化につながると思いますので、ぜひご配慮をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（宮下光晴君） 7番、尾岸健史議員の一般質問が終了しました。

小 山 福 績 君

議長（宮下光晴君） 続いて、5番、小山福績議員の一般質問を許可します。

5番、小山議員。

〔5番 小山福績君 登壇〕

5番（小山福績君） 5番、小山福績です。

事前に通告いたしました3件について質問させていただきます。

なお、1番につきましては、塚原紀男議員の質問と重複する部分もありますので、簡単にしたいと思います。

それでは、1番の旧中央公民館の今後の整備について。

平成19年11月9日付で一般耐震診断報告書が出され、倒壊する可能性が高いという結果でした。これにより、地域交流センター建設が計画され、本年4月に完成したわけですが、ほぼ6カ月近く経過した現在、旧公民館の今後について、村当局からは何もお話がない。村民の中には、なぜ早く取り壊さないのという声もあります。今後の方向性をお聞きします。

次に、2番の松くい虫の空中散布の必要性についてですが、松のマダラカミキリ成虫に対する有人ヘリによる空中散布について、以下、空散と言います。全国的にも県下においても空散を中止している自治体がふえている中で、生坂村、筑北村、麻績村の3カ村が空散を実施しています。麻績村では、野間地籍4ヘクタールを農薬、サンケイ化学、スミパインMCを希釈5倍で使用しています。松くい虫の被害拡大を防げているのか。また、ドリフト、これは飛散による河川、民家等への影響はないか。メーカーのデータシートによると、水生生物に非常に強い毒性、またミツバチ、昆虫等に影響があると報告されています。散布後、ドリフトによる危険性を周辺数カ所で調査を行っているのか。今後温暖化の影響もあり、松くい虫の被害もさらに進むと思われるが、そのときは空散面積をさらに拡大するのか、村長の

お考えをお聞きしたい。

3番目の県の結婚情報システム稼働について。

本年3月の議会一般質問で、結婚問題についてを取り上げました。全県的な計画が進めば麻績村として参画し効果が出ると思う、その時点で検討するという村長のお答えでした。県でも長野結婚支援ネットワークが平成23年1月にスタートします。広域的な出会いの機会をつくり、少子化問題への対応策として県が発足準備を進めています。この説明会が先月8月19日に合同庁舎で開かれ、住民課長さんが出席されたとお聞きします。内容及び麻績村としての今後の取り組み等をお聞きしたい。

以上、3件をお答え願いたいと思います。

あとの質問は自席にていたします。

議長（宮下光晴君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 5番、小山議員さんのご質問にお答えをいたします。

まず最初に旧中央公民館について、1、今後の整備の進め方についての確認についてお答えをいたします。

このご質問につきましては、先ほどの1番、塚原議員さんと同じでございますので、簡単に申し上げさせていただきたいと思うわけでございますけれども、要旨のみ申し上げさせていただきたいと思うわけでございますが、先ほど申し上げましたとおり、まちづくり交付金事業、この計画に絡むことでございますので、できるだけ早い時期に方針を決めていきたいと思っております。そのために、まず、学校建物として歴史的価値があるか、歴史的に重要だという価値があるかどうか、これを専門家に調べてもらうという予定でおります。多くの皆様にご理解を得た形で今後進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたと思うわけでございます。

次に、2つ目の松くい虫空中散布の必要性について、1 空中散布の実施の効果について、2、安全性についての検証方法は、これらについてお答えを申し上げます。

松くい虫による松枯れ被害は全国に広がっており、当村及び近隣市町村にも及んでおり、例外ではありません。この対策として、近隣村とともに、危険地域の野間地籍において、農薬の空中散布を実施しております。野間地籍はご承知のとおり、急峻な松林が多く、松くい虫による松枯れ被害を発見したといたしましても、伐倒、薫蒸、焼却、これらの作業が非常

に行いにくい場所、地形でございます。このようなことから、長い間この地域を近隣町村と共同で空中散布を実施しておるわけでありまして、おかげさまで、条件が似た未実施地区、いわゆる実施をしていない地域と比較しますと、拡大を抑えているように認識をしているわけでありまして、環境や人体に与える影響につきましても、調査をしておりますが、現時点におきましては問題視されていることはないというふうには思っておるわけでありまして、今後、この空散を拡大していくかどうかということにつきましては、ほかの地域におきましては、松くい虫被害を発見した場合、伐倒、薫蒸、焼却等の作業ができるということでございますので、現在もそうでございますが、このような方法で行っていきたいと考えております。

3つ目でございますが、県の結婚情報システム稼働について、1、村の対応及び推進について、についてお答えをいたします。

ご質問の長野結婚支援ネットワークは市町村、社会福祉協議会、J A、労働団体、商工会議所等の関係団体が、地域や職域を超えて広域的な結婚支援の取り組みを進めようというものでございます。参加団体で結婚希望者のデータベース化をして、検索、引き合せを行うことによって、広域的な出会いの機会をつくるというものであります。従前のような、限られた地域や職場での相手探しではなく、長野県全域での相手探しということになりますので、期待が寄せられております。平成23年2月から本格稼働開始の予定で進んでおりますが、麻績村でも県下市町村の動向とあわせて進めていきたいと考えておるわけでありまして、

以上、私のほうから申し上げさせていただきましたが、詳細につきましては関係課長のほうから補足をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（宮下光晴君） 飯森振興課長。

振興課長（飯森 力君） 私のほうから松くい虫の空中散布の関係で補足を申し上げたいと思います。

大まかには村長の答弁のとおりでございます。そんな中で、一定の歯どめはかかってはおりますが、飛び飛びに発生している部分はふえてきているということは事実でございます。そんな中で、伐倒、薫蒸処理をしているところでございますが、これも周囲への拡散防止の対策としてご協力をいただく中で行っているという状況でございます。ただ、この松くい虫の部分につきましては、標高の高い山を越えてくることはないだろうということではございましたが、現在は中央自動車道に乗っかって、車にくっついてくるということも大分懸念されているところでございますので、今後はそこら辺の対策もどういうふうにするかということ

も、一つの課題になってきていると考えておりますので、そこら辺も空中防除の関係の打ち合わせ会議等で、またしっかり検討等もしていきたいというふうに考えております。

また、安全性についての検証方法でございますが、本年度より周辺への影響について把握できるよう調査を行いまして、調査内容につきましては、飛散がどのくらいしているかということで調査を開始したものでございます。調査場所につきましては、空中散布の対象のところにあります野間の公民館前で実施をさせていただきました。調査項目につきましては、先ほど小山議員さんのおっしゃられましたスミチオンの関係の部分でございます。調査日時等につきましては、散布の前日、日中1回、それと当日につきましては、散布中、直後等、また終了後、それと2日後、3日後というふうに調査をさせていただきました。

そんな状況でございますが、一応この調査結果の中では、いずれのところもすべて定量の下限値をまだ下回っているということで、0.05マイクログラムパー立方メートルという未満であったということで、現状では影響はなかったというふうに考えております。ただし、先ほどおっしゃられるとおり、ドリフト防止の関係で通行人に対する迷惑やまた洗濯物等の部分、それと乗用車等の付着というような事例が出るようなことになれば、またそこら辺も考えていかなければいけないということですが、実際のところ、そういう問い合わせは村のほうにはなかったというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（宮下光晴君） 柳原住民課長。

住民課長（柳原俊文君） それでは、県の結婚情報システム稼働についてにつきまして、補足説明させていただきたいと思っております。

先ほど、小山議員のほうからありましたとおり、県のほうで長野結婚支援ネットワークというものを立ち上げていくということでございます。先般、8月19日に説明会が行われたということで、私が出席させていただきました。概要につきましては、村長が説明したとおりでございますけれども、若干の補足説明ということで、ちょっと細かいところをご説明させていただきたいと思っております。

県ネットワークにつきましては、先ほど村長が申したとおり、あらゆる団体、関係団体がネットワークを構築するという形で、今般初めてそういう動きが出てきたということでございます。この関係につきましては、9月第1回目の登録なんでもございますけれども、参加団体を9月末までに一応意向調査ということで第1回目が行われます。その後、11月にもう1回意向調査ということで行われますけれども、この参加団体ということで登録いたしますと、

今度、県のほうで、長野の結婚マッチングシステムというものの接続ができるという形になります。

このマッチングシステムというのが、いわゆる結婚相談のための希望者の登録ということと、それから引き合わせのためのデータベースを見られるというような状況のものでございます。

これにつきましては、個人の登録は一応5,000円という形で登録料がかかります。それから有効期限は2年間ということでございます。もちろんセキュリティーにつきましては、十分考えた上でのセキュリティーがかかっているということですから、ほかに情報は漏れていないということでございます。登録期限のこのマッチングシステムへの登録期限、個人の登録期限につきましては、12月末までということになっておりますので、これに向けまして、村としましても参加団体ということでそちらに参加した上で、一応登録者の希望をとっていくということで、あらゆる媒体を通じまして希望調査等をさせていただき、また参加希望の方につきましては、マッチングシステムの登録ということをしていただけるということの手続をしていこうというふうに思っております。

本格稼働いたしますと、マッチングシステムにつきましては、インターネットで一応つながるということで、データベースにつなぎまして、どういうプロフィール、相手のプロフィールなのか、それから、細かく申し上げますと、年齢、それから住所、最終学歴、職業、業種、年収等、それから身長、体重等、それから嗜好、それから結婚歴、家族構成、親との同居の有無等について、それを検索することができるということでございます。

なお、検索結果表示につきましては、ニックネームとか、住所、年齢、職業、状況、紹介のあったかないかということの可否だけは、一応表示されてくるというような状況になっております。その中で希望者と合致いたしましたら、こちらのほうで引き合わせをしていくということになりますが、県のほうといたしましては、これの引き合わせをする場所を提供していただく協力団体があるかということで、今後それを登録していくということでございますけれども、松本地域におきましては、ブエナビスタがご協力業者ということで、団体で多分恐らく参加していただけるのではないかとということをご説明がありました。

そんなことでございますので、今後來年2月本格稼働に向けまして、まずは村としましては、参加団体の登録に向けて動き出そうと。それから、登録した後に希望者がありましたら登録ということで、こちらのほうからこのシステムに登録していくという手続をしていこうというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議長（宮下光晴君） 小山議員。

5番（小山福績君） ありがとうございました。

それでは、3点ぐらいちょっと質問したいと思います。

旧公民館の今後の整備についてですが、なるべく早い段階という村長さんのお答えでしたけれども、いつごろという期限ができれば聞きたい。

それと、2点目の空散の関係ですが、私自身も無人のヘリの空散の免許は持っております。それで県の職員立ち会いのもとにドリフト試験を行った経験もあります。簡単に言えばバケツへ水を入れて、大体ラジコンヘリでももう100メートルとか、200メートル単位で10メートル間隔くらいに置いたのでドリフト試験をやらされます。そんなような関係で、これは有人ヘリが風の制約もあると思いますが、風があった場合には、間違いなくキロ単位で薬剤が散るのではないかと思います。ですから、先ほどの散布地点から何キロくらいまでを調査したか、その辺の説明をわかりましたらお願いしたいと思います。

また、最後の結婚の情報システムの稼働についてですが、村民に伝える方法、こちら辺も、こういうシステムが稼働したんだということを村民が知らないとなりませんので、こちら辺の村民に伝えていく方法等、また参加希望者を募って登録料として2年間5,000円かかるわけですが、その5,000円に対して村としてこの5,000円を出資できないものか、その3点をお聞きしたいと思います。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） お答えいたします。

まず最初のいつまでに方針を出すかということについてでございますが、実は先ほど申し上げましたように、これはまちづくり交付金事業にも絡んでおるわけでありまして、予定では23年度までということでございますが、ぎりぎり1年は延長できるというものになっておるわけでありまして。そういった中で、今年度、これから旧中央公民館をどうしていくかということ、専門家をお願いしまして、その歴史的な価値等を調べていきたいということでございますので、その結果がどのようになっていくかということも含めますので、できるだけ早い時期ということをご理解をいただきたいと、そのように思うわけでございます。

それから、2つ目のヘリコプターの空散の散布の件でございますが、それについては、担当課長のほうから答えさせます。

それから3つ目の結婚システムの登録に際しての5,000円かかるその費用についてという

ことでございますが、実はこれは村費で支援するかしないかということも内部で少し検討はしてみたわけでございますが、やはり参加する方が参加意識と申しますか、それだけ真剣にならなければいけないという部分もあるわけですが、ご本人さんとして。そういうことになってきますと、ただだということになったときと、たとえ5,000円でもお金を払ったんだというときと、どちらが真剣になれるか。そのようなことを考えれば、ある程度ご負担をいただいたほうが、本当に真剣になっていただけるのではないかと申すように思っております。これらについては今後、これに登録される方がどのぐらいいらっしゃるか、そんなことも含めながら検討させていただきたいと思っております。

それと、何よりも小山議員さんおっしゃられたように、現在麻績村の中で困ったなど、何とか探さなければ困るなどという方に、一人でも多く登録してもらいたいということでございますので、これらの周知についてはこれから一生懸命やっていきたいと、いろいろな手を考えていきたい、このように思っております。

私のほうからは以上であります。

議長（宮下光晴君） 振興課長。

振興課長（飯森 力君） それでは、その調査をした場所でございますが、一応林野庁等の指導によりまして、人家から500メートル以上離れた地点でやりなさいということになっておりまして、麻績村の場合は一応散布地域から調査地点までの距離は一応650ということで、検体にしては8検体をとらせていただいたということになりますので、よろしく願いいたします。

議長（宮下光晴君） 小山議員。

5番（小山福績君） ありがとうございます。

それでは、くどいようですが、結婚の情報システムの稼働の件につきましては、なるべく早い段階で村民にこういうことができたんだよということを伝えていくような方向で、お願いしたいと思います。

私の質問は以上とします。

議長（宮下光晴君） 5番、小山福績議員の一般質問が終了しました。

坂 口 和 子 君

議長（宮下光晴君） 続いて、4番、坂口和子議員の一般質問を許可します。

4番、坂口議員。

〔4番 坂口和子君 登壇〕

4番（坂口和子君） それでは、さきに通告いたしました質問事項について順次質問させていただきます。

まず最初には、シェーンガルテンの庭園計画について、現状と今後の計画、また村民の共同参画はどのように進めるのか。

それから2番目としては、農産物加工の活用について、現在指定管理者になっておりますけれども、それを今後どうするか。また来年度以降をどのようにするか。

それから、3番目として、村営バスのバス停休息所の設置ということで、特に村営バスの路線には休息所のないところがたくさんありますけれども、私が一番当面できるだけ早く実施したいという村民の声と運転手さんたちの声を聞いた中で、郵便局の前とそれから聖高原のバス停について、それから地域公共交通について検討されているかどうかということは、これは企画の中でも、それからバスの事業の中でも予算化されている面がありますので、それに関して質問していきたいと思います。

まず、シェーンガルテンの庭園計画についてですけれども、シェーンガルテンの開設当時は名前のごとく美しい庭と銘打って管理をしてきたと思います。それに伴う投資経費も毎年大きく予算化されていきました。しかし、ここ何年来は、庭をメインに誘客ができるほどには整備されていません。村長は開設当時からの係わりがあり、今回の村長公約にも観光事業の活性化の考え方の中に、シェーンガルテンおみの庭園整備をうたっています。今年度の当初予算にも、交流施設公園事業費として約450万円を見込み、本年度の計画がされていると思います。

通告しました趣旨の1にありますように、現状と年度内の今後の計画をまず伺います。

また、常にあの広大な面積の庭園を整備し、施設の誘客にリンクさせる方策はどのように考えていますか。村民の協力はどのようにされますか。村長が公約に掲げたときの構想をまず伺いたいと思います。

次に、農産物加工についてですけれども、平成16年3月条例化されました麻績村農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の設置目的は、加工施設は農業者や地域住民の研修と交流の場として、また農産物加工の知識と技術の習得を行い、農家生活の改善と特産品開発を図り、農業の振興、地域活性化及び住民生活の向上を図ることを目的として加工施設を設置

するとあります。このことから、現在の加工施設の活用状況や、本年度で指定管理者契約も切れることから、今後の計画について村長の考えを伺います。

次に、バス停についてですけれども、先ほども少し申し上げましたように、特に郵便局前と聖高原バスについては、以前にも1回この件につきましては提言、質問いたしました。そのときの答弁では、建設用地が確保できないとか、予算的にも一般財源を使うために困難とのことでした。しかし今年のように猛暑が続き、郵便局前も聖湖畔もバスの利用者にとっては腰掛けるところもなく、特に高齢者や体が不自由な方が立っている光景を見るにつけ、何とか対策を考えなくては村長公約の高齢者や障害者に優しい村づくりはできないのではないかと、再度このたび質問させていただきます。

そして、2番目の公共交通については、本年度の当初予算に総務費のバス等運行事業費の中に地域公共交通協議会委員が6名分、2万1,000円委員報酬として計上され、また同じく総務費の企画費にも地域交通システム検討委員会委員7名分の報酬7万4,000円が計上されております。これも村長公約の中にうたわれているデマンドタクシーに関する委員会かとも思われますが、それぞれの委員会の構成メンバーと検討されている内容をお尋ねいたします。

以上、3つの質問をいたします。

関連質問、または再質問については自席でいたします。

よろしくお願いいたします。

議長（宮下光晴君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 4番、坂口議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

シェーンガルテンの庭園計画について、1、現状と今後の方針、2、村民の共同参画はどのように進めるかについて、お答えをさせていただきます。

シェーンガルテンおみの庭園につきましては、今年度から本格的に手を入れ、整備をさせていただくということで進めておるところでございます。特に、管理におきましては常勤のものを置き管理をするようにいたしておりますし、今回は大規模に内部を改造しようということで進めておりますが、第1期工事につきましては、8月に一旦終わり、そして現在は2期工事について設計を詰めておるところでございます。秋には着手できるのではないかとということで現在進んでおるわけでありまして、2期工事分につきましては、バリアフリー化、現在はバリアフリー化がされておられません。そのようなことで、もっとバリアフリ

一化ができないものか。そしてまたテーマゾーン、議員さんおっしゃるように、村民参加のエリアとか、そういったものを含めながら、テーマゾーン等を設定していこうということで検討を進めておるわけでありませう。

また、庭園事業への村民参加につきましても具体案を検討してまいりたいと、このように考えておるわけでありませう。村民がどのように参加されていくのか。例えば、森のゾーンでは森に親しむというようなテーマ、あるいはフルーツゾーン、プチフルーツゾーン、こういうようなところでは、多年生植物ゾーンでの年間の管理、年間のいわゆる植物の観察、こういうことを含めたテーマにするのか、あるいは短期間の植栽ゾーンではその管理等をどうやっていくか、このようなことで村民参加を考えるわけですが、具体的には今後検討してまいりたいということでおるわけでありませう。

次のご質問でございます。2つ目でございますが、農産物加工施設の活用についてということについてでございますが、まず、1番の指定管理をどうしていくか、それから2つ目の、施設の活用方法を23年度以降どのようにするのか、これについてお答えをさせていただきます。

農産物加工施設は今年度に限りということで、財団法人聖高原開発公社を指定管理者として管理運営をさせております。そしてまた、財団法人聖高原開発公社は施設を活用して、施設を使用して加工製品を製造販売をしております。そしてまた、製造技術は高いと評価されている製品もあるわけでございます。今後も引き続き財団法人聖高原開発公社が進めております加工製品の製造、これができるように施設を使用させていきたい、このようなことも考えておりますし、また、あわせて一般村民も自家用品の加工処理、これに活用するため、このようなこともできるようにしていきたいということでおるわけでありませう。

このようなことから、来年度からは現行の指定管理者制度を一たんやめたいというふうにおるわけでありませう。すなわち、財団法人聖高原開発公社が存続する数年間、この間は公社が施設を使用して製造業務を行い販売もできる、これを継続しなければならないですし、さらに現在取引をしている業者様、ここに迷惑をかけるわけにはいきませうので、そのようなことをさせていただきますと思います。

そして、一般村民の方が施設を利用することにつきましては、1部屋特別な部屋を確保していくか、あるいは公社と共同使用ができるか、この辺について今後検討してまいりますが、村民の方が自家用の加工品を作る場所を確保してまいりたい。そしてまた村民の皆さんが自家用の加工品を作ってもらえ、こんなことも進めていきたいとおるわけでありませう。

3つ目でございますが、村営バスのバス停、休息所の設置について、まず1番、麻績郵便局と聖高原湖畔のバス停について、2つ目、地域公共交通について検討されているか、この点についてお答えをさせていただきます。

麻績郵便局前のバス停につきましては、通院やお買い物のお客様にご利用をいただいておりますが、現在、利用者数は1日に三、四名と少ない状況であります。また、聖高原湖畔のバス停につきましては、1日に1名から2名と非常に少ない状況でございます。麻績郵便局前と聖高原湖畔のバス停に屋根付きの待合室の設置ということではありますが、現在は設置を考えていくという段階には至っておりません。理由は、ご利用されるお客様が非常に少ないということ、そしてあわせて、ただいまご質問にありますように、今後の村営バスを含め、村内の公共交通のあり方を今後どう検討していくかということも絡んでおりますので、そしてさらに、あの場所にバス停をつくるということになりますと、土地確保ということが非常に難しいということになっております。

ご質問のご趣旨は十分理解できます。そのようなことから、今後当面、ご利用者の便宜を図るために麻績郵便局前のバス停につきましては郵便局様に、そして聖高原湖畔のバス停につきましては、聖高原観光案内センターに協力をお願いし、お客様が休めるような、休ませただけのような、そんなことも考えていきたいと思っております。

次に、高齢者など交通弱者の足の確保、これらにつきましては、今後真剣に取り組まなければならない問題であるということで、私の公約にも掲げさせていただいたわけですが、デマンド交通などを含めて、新たな交通体系を検討するというところで現在進んでおるわけですが、このことについては、今年度に入りまして、実際に現状のバス路線の季節別の利用状況がどのようになっているか、現在調査を行っております。先ほどの数字もこのような数字から申し上げさせていただいておりますが、利用者の実態をまず把握したいということで現在進んでおるわけですが、これをすべて待つというわけにはまいりませんので、今後は検討委員会を立ち上げまして、地域公共交通のあり方、これを探っていきたいということで、現在準備を進めておるところでございます。

以上、私のほうから説明申し上げましたが、関係課長等から補足をさせますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（宮下光晴君） 宮下観光課長。

観光課長（宮下和樹君） それでは、シェーンガルテンの庭園についてご説明をしたいと思います。

第1期工事を8月30日に竣工いたしまして、第2期工事の設計を進めているところであります。第2期工事につきましては、高齢者または障害者にも庭園を散策していただけるよう、バリアフリー化とともにガルテンから庭園が見えるように整備をしていくことに重点を置きまして進めております。9月中旬には工事を発注し、収穫祭の終了後に工事にはとりかかれるようにしたいというふうに考えております。

また、村民による共同参加の事業ですけれども、村民の植栽花壇を一部設置をしましたが、第2期工事においてもさらに広げていく予定で今事業費の調整を行っております。シェーンガルテンの庭園管理には、以前も申し上げましたけれども、大変に苦慮しているのが実情であります。また、今年につきましては猛暑でありまして、作業員には本当に大変負担をかけてしまっているというのが現状であります。しかしながら、お泊りになられましたお客様のアンケート等見ておりますと、今年はきれいになったというアンケートの方が非常に多くなってきております。本当にありがたいことだなと。それと、あわせて、庭園の中までご利用されているんだなということが見えてきているような気がしております。

それから、また共同参加の事業の関係なんですけれども、今まで苗を植えるところで終わっていたような気がいたします。今後、植えたあとは一度は草むしりに来ていただきながら、花が咲いて種がとれる、そして来年にも向けた1年間を通じた参加の仕方が、やはり愛情がこもった、そういった事業になっていくんではないのかなというふうに考えております。実際のところ、この猛暑でありますので、この秋の植栽はとても不可能であります。来春にはそういった事業を展開していきたいというふうに考えているのが、今の現状であります。

以上です。

議長（宮下光晴君） 飯森振興課長。

振興課長（飯森 力君） 私のほうから、農産物加工施設の関係で補足をさせていただきます。

指定管理者につきましては、村長の答弁のとおりでございます。そのことに付随しまして、今後23年度以降、どのような運営、利用の方法をしていくか、現在検討をしております。そんな中で今現在ある設備等の利用について、村民の方々だけで利用できるのか。またそこに対して指導者、管理者が必要なのかという部分も含める中で、検討をしております。特に、蒸気がま等いろいろあるわけでございますが、そんなところも安全に使っていただくためにも、やはり管理者、指導者等が必要になってくるだろうということも考慮しながら検討しておりますので、よろしく願いいたします。

なお、内容的にはみそ、おやき、リンゴジュース、もち、漬物等いろいろな部分で活用が期待されているわけでございます。そんなことも含める中で検討しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（宮下光晴君） 清水総務課長。

総務課長（清水 清君） 答弁させていただきます。

日ごろから村営バス事業につきましても大変ご理解をいただき、ありがとうございます。

村営バスの運行につきましては、民間業者2社が赤字路線により3路線廃止となりまして、昭和62年10月より運行してあるわけでございます。有償運送法により、同じ路線を引き継ぎ24年目を迎えているわけでございます。当時と比較しても大分状況の変化を感じておるわけでございます。

麻績郵便局前バス停に休息所というお話でございますけれども、現在、麻績郵便局前のバス停を利用されている方は多い日に3人から4人でございます。そして、通院、郵便局利用者、買い物利用者等には大変重宝なバス停というふうに認識をされておるわけでございます。休息所の建設につきましては土地が必要であるわけございまして、先般、郵便局さんと懇談をする機会がございまして、お話を申し上げたわけでございますが、郵便局も民間になりまして、土地そのものは貸し出しができる、そういう組織にはなつたと。しかしながら、現状では郵便局利用者は駐車場としての駐車スペースが現在でも普通車で5区画、利用者に大変ご不便を来しているそんな状況であり、現段階では郵便局としては、土地をお貸しすることは無理であるというふうに今推測をするというお返事をいただいたわけでございます。また、郵便局を挟んでの上下の土地につきましても、個人の方が有料駐車場としてご活用をされている、そんな状況であるわけございまして、交渉はしてはございませんけれども、現在の状況下の中では、土地確保が無理な状況ではないかなというふうに判断をしているところでございます。

また、聖湖半のバス停の休息所の設置でございますが、これも現状利用者が少ない中、費用対効果等を見ても効果が薄いという状況ございまして、郵便局あるいは聖につきましても、近隣の施設のご利用も確認をとっておりますので、郵便局のほうで時間まで待っていていただいて構わないというお返事もちょうだいしております。しかしながら、時間的なバスの時刻というようなこともございますので、その辺のことを考えればなかなか満足はいかないかもしれませんが、現状の中では先ほど村長が答弁した、そんな状況かというふうに思

っております。また今後環境の変化等があった場合等においては検討させていただきたいと、こんなふうと思うわけでございます。

それから、村営バスのデマンド方式の検討でございますけれども、現在、国交省の関係の地域公共交通支援についても、事業仕分け等大変厳しい状況にあるというようなことで、関係市町村のほうでも大分頭を痛めておるといのが実態でございます。

この方式につきましても、今後路線別に利用状況等々も踏まえたり、検討委員会を立ち上げる中で考えていかなければいけないなというふうに思っておるわけでございます。

以上でございます。

議長（宮下光晴君） 坂口議員。

4番（坂口和子君） それでは、関連質問を含めてお願いいたします。

まず、シェーンガルテンのほうについては今、村長初め課長からの答弁で大体のことはわかりましたけれども、実は平成18年から20年にかけて、長野経済研究所による麻績村地域再生マネジメント事業で、3年間で4,500万円を投入して観光事業についての評価をしていただいたり、いろいろ調査をしていただいて、また研究所の分析をしていただいたわけです。その結果、平成14年をピークにして年間利用者、14年は最高のピークで約1万9,800人、そのうち泊まりが5,400人、売上げが約1億1,500万円、その後15年から19年にかけては大体1万7,000人ぐらいの利用者で宿泊が3,200人から3,300人ぐらいで、売上げが8,200万円ぐらいに落ちて、それから20年、21年については、昨日担当者のほうから状況を提供していただいて、20年が約8,700万円、それから21年が8,200万円、最近はこういうように下降しているわけです。

庭園にかかる費用も大体300万円から500万円がかけられているし、ことしは450万円が当初予算としてかけられているわけです。今後、先ほど課長も申されておりましたけれども、非常に広大な土地を、あれだけのものを常時観光施設、宿泊施設にセットしながら維持管理していくということは、費用的な導入も大きくなるでしょうし、一番は管理をしていく、常に庭園として管理を継続していくための人材、そういうエネルギーなんかもどのようにしていくのか。この長期計画と維持管理の構想を予算的に経年維持はおおむねどのぐらいにするのか、まず村長があつた庭園をどのように今後計画していくのか、村長の考えを聞きたいと思っております。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） シェーンガルテンをあそこに建設をした、あそこで新たな施設を整備

したという目的等についてはご理解をいただいておりますが、あそこのシェーンガルテンの庭園につきましても、非常に重要な位置づけがされておるわけでありまして、今まで、細かな手入れが行き届かなかったということにつきましてはお詫びを申し上げるわけですが、これからある程度お客様にも見てもらえる、そんな施設にしていかなければならないと思っております。

それから、さらにこれからは庭園を見るだけという位置づけではなくて、そこから新たな文化、新たな要素が生まれていくものにしていきたい。すなわち花をテーマとしたいいわゆる商品が生まれてくる。例えばそこで見た花の苗を販売できていくとかというこれは一つの例でございますが、あるいはそこでとったそこで栽培された、そこにある花と同じ花で花のいわゆる学習会ができたとか、そういった次の商品に結びつけていくようなことはやっていかなければ、あそこ全体の売り上げが伸びていかないだろうと、そんなことも考えておるわけですが、そのためには、ある程度庭園もきちんと管理をしていかなければならないということでございます。

そういったことで、今年度からは臨時職員ではございますが、配置をして、きれいにしていくということをやっておるわけでありまして。臨時職員で十分耐えられる部分は臨時職員で、そしてまた正規職員でなければできないところは正規職員でということになるかと思っておりますが、そんな将来に向かってやっているということでございます。そして、あそこの庭園はいわゆる花という部分とそれから森という部分がございます。それからさらにはいわゆるきっちりと管理をしていかなければいけない部分と、それから簡単な草刈り程度でいい場所とそういうことをこれからある程度明確にして、いわゆる全体の6ヘクタールのところをすべて同じ管理をしていくということではなしに、本当にきっちりと手を入れていくところはどこなんだ、それから、ある程度見られればいい。あるいは放っておけばいいというようなことをきちんとやって、全体として魅力のあるエリアにしていきたいと、このように考えておるわけですが、そして、これからもあの庭園はシェーンガルテンの大事な施設の一部ということで考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（宮下光晴君） 坂口議員。

4番（坂口和子君） 考え方としてはよく理解できました。やはりもう一つ、地域マネジメント事業の中で、21年の3月にまとめられた20年度実施報告書の中に、庭園の維持、整備方法の改善提言がされております。そこで、提言されているのが維持コストがかからない植物の導入検討や効果的な庭園整備の方法、年間スケジュールを提案する事業者を紹介したと

あります。それから、シェーンガルテンの開設時に庭園整備を担当した事業者を招聘し、検討も求め、最終的には村に造園事業者も紹介したとあります。今回、庭園の構想についてはどのような業者が入って、どのような専門家と検討しているのか、教えていただきたいと思えます。

議長（宮下光晴君） 観光課長。

観光課長（宮下和樹君） 今現在の工事につきましては、設計の方は株式会社K R Cが行っております。K R Cの中で全体的な庭園の中の計画を見ていただきながら、参考に意見を聞いております。また、第2期工事につきましても現在K R Cが行っております。造園の工事につきましては、株式会社奥原造園が落札いたしまして、現在終了いたしました。奥原造園につきましては、以前、一番最初の建設当時一度何か入ったことがあると、シェーンガルテンにも納入したことがあるという経歴を持っておりました。

以上です。

議長（宮下光晴君） 坂口議員。

4番（坂口和子君） K R Cというのはよく理解できないんですけども、どういう業者ですか。私情報を聞いていないものですか。

議長（宮下光晴君） 観光課長。

観光課長（宮下和樹君） 株式会社K R Cは緑化設計の専門業者であります、長野県です。

議長（宮下光晴君） 坂口議員。

4番（坂口和子君） もちろん近隣のというか、方なんですね。そうですか。

そこらの、例えばせっかくそういう専門家を含めていろいろ計画されていったとすれば、その計画された時点からやはり住民への情報提供というか、計画の情報提供なんかは積極的にやっていかれた方がいいかなと思います。私たちも、去年、確か住民の方と1回花植えをしました。そのときも今後もやっていきますよということで聞いておりましたし、実際に保育園の子供たちも庭先に植えた花も一時きれいでしたけれども、その後は全然手入れされていないものですか、当時は継続されると、こういう事業が展開されていくかなという住民の声もありましたし、私たちも期待しておりましたけれども、今の村長及び課長の答弁で、今年中の計画は概念的にはわかりましたけれども、具体的なものだとかそこらのものを、先ほど言いましたように、これから住民の人たちにいっぱい協力してもらおうとなればなおさらのこと、早目早目に情報だけでも提供して、計画をこんなふうに進めたいと思うのでというような情報提供をとりますけれども、そこらの考えはいかがでしょうか。

議長（宮下光晴君） 観光課長。

観光課長（宮下和樹君） 確かに情報提供ということで進めていくことは重要なことではないのかなというふうに認識をしております。ただ、余り大きく出てきますと、工事の落札の設計額等も絡んでまいります。そんなこともございますので、今のところはそこまで情報提供するような状態にはなっておりません。

以上です。

議長（宮下光晴君） 坂口議員。

4番（坂口和子君） そうすると、ことし、やはり集中的にあそこの管理についての計画をして、あと経年的にはいわゆるシェーンガルテン全体予算のうちの何%ぐらい、先ほど言いましたように、今まで大体庭園に300万円から500万円ぐらいの投入がされているんですけども、今後もそのぐらいの額は投入する中であの維持管理をしたいという考えでしょうか、村長でも結構です。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） 最初にも申し上げましたが、シェーンガルテンの庭園をただ単に管理していただくということではなしに、先ほど申し上げましたが、その中で何か新しい商品まで、いわゆる観光商品をつくっていききたいと、こんなことも今考えております。そうなりますと、維持費と言われるか運営費と言われるか、その辺は伸びることはあるでしょうということは考えております。そうすることによって、そういったところで新たな観光商品が生まれてくる。これによってシェーンガルテン、あるいは村全体に観光客が入ってくると、こんなことにもなっていくんではないかなと考えております。

今、シェーンガルテンが単に宿泊するだけの目的、いわゆる宿屋だけであって、あるいは食堂、いわゆる食事をするところだけということではお客はもう減る一方だと思います。新しい魅力を加えていかなければならないということを考えておりますので、坂口議員さんも恐らくもっとしっかりやれという趣旨かもしれませんが、そういったことにしっかりとやっていきたいと思っておりますので、これからもご支援のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（宮下光晴君） 坂口議員。

4番（坂口和子君） それでは、シェーンガルテンについては今後そういう住民の情報、または計画はできるだけ早目早目に流していただいたりして、村民みんなで作りに上げていく。また、こちらへ誘客がたくさんできるような方策に私たちも一生懸命協力したいと思ひますし、村民の方にもそのことをお願ひできればと思ひています。

それでは、次に農産物加工場について、先ほど村長と担当課長さんからの説明をいただきましたけれども、先ほどの尾岸議員さんも言っていました、私たちが視察した鮫川村の加工施設について、本当に非常な努力の中で、今右肩上がりの成果が出ているということを知り、非常に感銘を受けました。

それと比較しまして、現状では今の加工施設が契約業者のものを使って従業員を使ってそして維持管理しているということ、それから実際におもち、みそ、リンゴジュース等やっておりますけれども、鮫川村を見たときに、また住民の方々の中にも生活の中で非常に工夫された漬物とか、食べ物なんかを私たち女性のところ、女性はいろいろの場でそういう食べ物なんかの話が出たり、実際に味わわせていただけるんですけども、そういう村民の方々が持っている技術と知恵ですね、そういうものがいわゆる特産品として自由に加工できるような、または試作ができるような施設としていわゆる農産物の加工場、そして目的としている特産品の開発に結びついていけばいいなと思いますけれども、その点は、どのように考えていますか。

いわゆる特産品に結びつくような加工場の使い方を、今後も新しく何かの方法で検討していくのか。当面は、指定管理者を外しても、今の現状を維持していくのか、そこらはどのようにお考えですか。村長のほうでお答えいただきたいと思います。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） 加工施設につきましては、先ほど当初の目的というようなお話もちょうだいしたわけでありますが、実は、先日の鮫川村の視察でも大変勉強になったわけですが、基本は地域にあるもの、地域のを加工して、それを付加価値をつけてそして都市へ売っていくという、いわゆる最も基本の部分、それが鮫川村はできているというふうには私も受けとめてまいりました。

そういうことから見て、さてうちの加工施設はどうなのかということを見ますと、現在運営するために、あそこを運営する資金を得るために受託事業の製造が主体になっておるのが実態であります。実際、地域の農産物があそこで独自の商品となっているかという、それはごく一部でありまして、ようやく最近、漬物が独自のブランドとして作って、独自で売っていいよということによってようやくなったということで、これは一つの例であります、さらに今後、この地域のもので新しい商品ができていく、そしてそれが都会に向けて売れていくと、こういうこともこれから進めなければならないと思っております。

そういった中では、先日鮫川村に行ったときも、やはり豆というようなものはもう日常必

要なものだと。いわゆるみそにしても豆腐にしても、あるいは豆関連の製品というのは、我々日本人が生きていくには基本のものである、こんなことももう一度原点に戻って見詰め直す必要があるのかなと、そんなふうに思っております。

ただ、今坂口議員さんのご質問にありましていわゆる販売ではなくて、いわゆるそれぞれの皆さんが自家消費のために、自分の家で使うために加工するんだと。いわゆるそれを、失礼な言葉でございますが、それをお楽しみいただくという部分と、実際に商売にしていくという面では大きな隔たりがあるわけです。加工場というのは、実際の商品にしていかなければいけないという部分があるわけでありまして。ですからその辺を住民の皆さんの要望とどう調整していくかということが必要であろうかと思っておりますが、やはり地域に昔からあるもの、こういったものを作っていきたいという考えはございます。そんなことに向けて、今後は努力していきたいと、こんなふうに考えております。

そんなことから、農政サイドも一体となって、それではこれから荒廃地をなくしたところで何をつくっていったらいいかと、こんなことも共に進めております。これから少しずつ進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（宮下光晴君） 坂口議員。

4番（坂口和子君） ちょっと誤解されているかなと思っておりますが、個人的なものを作るというのではなくて、そういう皆さん持っているものを提案しながら、いわゆる特産品としてももちろん販売、加工販売、それからある程度の量が生産できるようなふうにしていかないといけないと思っておりますので、そういう集約する組織というか、そういうような、どこでどのようにそういうことを進めていくか。振興課が主体的になって今後もそれをやっていくのか。

それから、今のおみそにしてもそうですね、私なんかもあそこでみそをつくらせてもらっていますけれども、非農家ですからもちろんお米は麻績のお米、そしてお豆も麻績のお豆、塩こそ買っているんですけども、それでいて非常に好評で、毎年20キロからのものを作らせてもらってあちこちお土産で利用させてもらっているんですけども、そして今玉井味噌さんが昔おみそ漬けという名前を使って商品化しておりましたので、その商標登録が今どうなっているかわかりませんが、やはり麻績という字を入れたおみそというようなものの商品価値を一つ高めたりとか、それからリンゴジュースにしても、地元で作られたリンゴジュースを単に今確かに売っていますけれども、それだけでいいのかどうか。

そういう村でできる農作物をメインにして、もっともっと付加価値をつけた商品化ができるように、今後検討していくにはもう少しどこかが、だれかがリーダーをとってやっていか

なくては、鮫川村の話聞いたときも、やはりそういう何かメインになる人材がいるのか、リーダーシップがいるのかなと思ったりもしました。そういうことが麻績村で展開できるかどうか、施設こそあってもそこらの見通しが私は非常に不安があるんですけども、村長はどのように考えていますか。やれば成せばなるという考えで今後特産品の商品化に向けていかれるとお考えですか。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） やらなければならないことだと思っております。でございますから、先ほどの観光施設も同じく、指定管理というような問題もあったわけでございますが、人に任せてやるのではなくて、自ら、自分からやっていかなければならないんだらうと、そんな考え方であるわけでありまして。おっしゃられるように、この地域の農業を少しでもよくするために、そしてこの地域の特産品が一個でもできていくように、みんなで力をいただきながら進めていきたいと、こう考えておりますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

議長（宮下光晴君） 坂口議員。

4番（坂口和子君） 何でも検討委員会をつくれればいいというものではないと思いますけれども、そういうようなことを検討する組織みたいなものも今後はつくっていくんですか。また、それをつくったからといって必ずしも成功していくかどうかということは私も非常に不安ですけども、長期的な展望からいって、将来的には何かそういうような考えもあるんでしょうか。

議長（宮下光晴君） 振興課長。

振興課長（飯森 力君） 貴重なご意見ということで、私も今拝聴しておりました。そんな中で、鮫川村だけでなく、村内、近間にも非常にそういう有効な活動をしているところございます。例えば生坂村、かあさん家、またおやじの会と、やはりそういう仲間が自主的に盛り上がったものでないと、決して長続きがしないというのが今までの現状かと思っております。そこら辺も育成するためには、村でも一役買っていきたいという部分がございます、本年度コンバインを購入する中で、遊休荒廃地を減らし大豆等を植えていただいて、それを特産品に結びつけていこうという考えの中で、やはりコンバインも購入した経緯がございます。

そんな中で8月30日までにコンバインの今後の22、23年度産の部分も大豆、ソバ、麦はどうだろうかということで募集したところ、余り大きな声で申し上げられませんが、やはり少なかったということで、果たして今の農家の皆さんが高齢化してきている中で、刈り取るだけの収穫の機械だけではだめなのかなという部分も考えられます。そこら辺も含める中で、

やはり生産体制が整わないと、特産品にはつながっていかないという部分も考慮しながら、ちょっと検討委員会もいいんですが、その前の段階のしっかり詰めをしていければなというふうに考えておりますので、何分にもまたご意見等ございましたら、お聞かせ願えればありがたいというふうに感じておりますので、よろしく願いいたします。

議長（宮下光晴君） 坂口議員。

4番（坂口和子君） その農産物についてまた加工場の利用について本当にみんなで村民挙げて考えて前向きにいければいいと思います。

次に、バス停についてですけれども、先ほどの人数調査を実際なされた。1日に郵便局が3人、4人というのは、それはちょっとわかりませんが、私なんかはあそこを通る機会が何回もあるものですから、朝、玉井先生のところから来て農協へ寄って、郵便局へ寄って、高齢者の方々、いわゆる年金や何かで郵便局を使われている方が結構いまして、三、四人なんて少ないのかなという人と、そうかといって私が全部調査したわけではありませので、それについて確たる反論もできませんけれども、聖高原の湖畔については確かに季節的なものもあるとは思いますが、ただ、場所的に聖高原を売り出しているところですし、ああいう休憩所が湖畔にあればという考えで、そんなことを考えました。

そうして前の質問のときもしましたけれども、建物を単なる何でも造ればいいというのではなくて、その建物を造るに当たっては子供たちのアイデアをもらったりとか、それから子供たちと一緒に造ったりだとか、または建設組合みたいな組合員も村内にはたくさんあって、昔は高齢者のお宅の住宅改造にボランティアをしたりという、そういうボランティア活動もしていたり、それから保育園の施設の改修のボランティアなんかもしておりましたけれども、今はそういう要望がないから、いわゆる高齢者とか障害者については介護保険の制度の中で対処されていくとか、それから保育園はもちろん新しくなりましたから、そういう修理の箇所もないということなので、今実際には建設組合の人たちのそういうボランティア活動が麻績村ではなされていないと思うんです。

でも、もしそういうバス停なんかを造るとなれば、そのバス停のアイデアは子供たちに、または色塗りも一緒に子供たちに、建設する建設費については材料は別としましても、建てるものはそういうボランティアさんたちを使える、住民の方々の力をいただけるものだったら一緒にいただいて造ったらということが、そうすれば少しでも経費が少なくなるのではないかなという、昨年、決算書の中にありましたけれども、桑関と、それから日向のところで2つの建物で165万円、1つ80万円から90万円近くかかっているわけですね、そうなればと

でも費用的には無理ですし、そこへ土地がということではなおさら厳しいと思いますけれども分かりません、その土地についても、もちろん所有者があることですから何ともわかりませんが、住民がみんなが必要とあらば、またはそういう障害者、高齢者やまたは通学している子供たちがちょっと急に雨が降ったときに逃げ込む場所という、そういう使い方もあるでしょうし、そういう建物が1つ2つできることによって、何かよそから来た人たちがこの村は温かい、子供たちがこんなものをつくって一緒につくったのかとか、それからその建物の中にちょっとした地図があって、この近隣にはこんなような施設がありますよ、こんな見るところもありますというようなことが展示されているとかというような、ニーズを調査したら三、四人だからという単にそれで片づけてしまうのか、それとも高齢者や障害者ばかりではなくても、場合によってはそういうように雨が降った、雪が降った、風が吹いたといえ、休憩に使うところもあつたら好都合かなということもありますので、そういう費用から、それから設置場所からいって、今特にその考えはないということになれば、私も下からざるを得ませんけれども、住民の声としてあることは事実ですし、では少ないからやらない、多いからやるということにするのか。バス停をつくるという目的とそれから活用方法、またはそういうものを考慮して、考えていただきたいと思います。

幾つか質問させていただきました。まだまだ特にシェーンガルテンの問題、それから加工場の問題等はこれから大きな転換を迎えていかななくてはいけないと思いますし、村民みんなの協力がなくては成功していかないと思いますので、できるだけ私たち議員も一生懸命頑張りますけれども、住民にもぜひ一緒に考えていただけるような情報公開をいただきたいと思っています。

以上で質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（宮下光晴君） 4番、坂口和子議員の一般質問が終了しました。

ここで休憩をとります。

再開は3時15分といたします。

なお、議員控室において事務連絡がありますので、議員控室にご参集願います。それでは休憩に入ります。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時14分

議長（宮下光晴君） それでは、一般質問を再開いたします。

高野長男君

議長（宮下光晴君） 2番、高野長男議員の一般質問を許可します。

2番、高野議員。

〔2番 高野長男君 登壇〕

2番（高野長男君） お疲れさまでございます。

最後ですので、よろしく願いいたします。

それでは、質問させていただきます。

まず、公営住宅の建設についてお伺いいたします。

村長は、3月の定例議会において、村づくりの基本は若者の定住にあると考えていると表明されました。その一つの施策として、若者向け賃貸住宅を建設し、若者が安心して住める村にしたいとの方針を示され、平成22年度は用地を確保し、平成23年度に建設すると明言されました。8月19日の全員協議会の中で説明がありましたが、改めてお伺いいたします。

建設用地は、天王住宅団地の販売地に1戸建てで建設したいとの説明がありました。未販売地すべての土地に建設する計画なのか、また建設する財源はどうするのか、お伺いいたします。

また、建設に当たり、次のことを提案いたします。

最近、ゲリラ豪雨等異常気象が発生しております。これも地球温暖化が原因だとされています。自然に優しい住宅として、太陽光発電システムを導入設置を提案いたします。また、遊休荒廃地を少しでも解消するため土地を借り上げ整備区画をし、入居する一つの条件として野菜等を栽培していただくことを提案いたします。

以上、村長のお考えをお伺いいたします。

次に、村営バス事業についてお伺いいたします。

県道青木麻績インター新町線で筑北村、入川地籍等地すべり地帯があり、通行に支障を来す等心配しておりましたが、それぞれの地域の人たちの念願でもあった村道穴水野田沢線が

ことしの12月で全区間全面改良が終了する予定です。第2の道路として各区の人たちも安心していただいているところでございます。

さて、現在の路線バスを利用する野田沢、高、桑関区の高齢者の皆さんは急な坂道を相当な距離を上り下りしなければなりません。以上のことから、穴水野田沢線に路線バスの運行を提案いたします。村長のお考えをお伺いいたします。

次に、消防団員の防火衣についてお伺いいたします。

我々村民の生命、身体、財産を守るため、日ごろ訓練に励み日夜を問わず活動していただいていることに対して団員の皆さんにまず感謝を申し上げます。

災害も多種多様化する中で、消防団の機材も年々改良され性能もよく、器具機材の装備は充実してきていると思われませんが、災害現場で活動する団員の身体を守るための装備はまだ不十分であります。団員の生命を守るため、早急に防火衣の配備をするよう提案いたします。

以上、村長のお考えをお伺いします。

あとは自席で再質問させていただきます。

議長（宮下光晴君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 2番、高野議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

最初に公営住宅の建設について、何棟の建設計画か、そして太陽光発電システムの設置は、そして家庭菜園つきはどうか、これらについてお答えをさせていただきます。

若者の定住対策といたしましても、公営住宅の整備は急務であります。ここで公営住宅と申し上げますのは、公で営業すると、いわゆる営む、すなわち村が営む住宅というふうにご理解をいただきたいと思うわけであります。平成23年度に建設を予定しております公営住宅につきましては、現在場所、そしてまた棟数を含めて今後具体的な計画を進めているということになっておるわけでございます。現在におきましては、新たな土地ということを検討しておったわけでございますが、いろいろな観点から、天王の住宅団地の未販売区画が利用できるかというようなことも現在検討に上がっておるわけであります。これらの区画を何区画使うかということは今後の検討であるわけでございますが、土地、そしてまたその区画の形状等がどうなっているか、これらを調査しながら検討を進めたいと思っておるわけでございます。

若い皆さんからお聞かせいただいております公営住宅に対する希望等もあります。そしてまた、ただいま高野議員さんからもご提案いただきましたが、大勢の方からいろいろなことを聞いております。これらを参考にしながら、今後計画を詰めていきたいと考えておるわけでございますので、よろしくお願ひしたいと思うわけでありませう。

次に、村営バス事業についてでございますが、まず最初に桑関から野田沢線、この道路につきましても、長い間地域の皆様にご迷惑をおかけしておりましたこととあわせて、地域の皆さんの大変なご協力をいただきまして、今年度開通の見込みがついたわけでありまして、これについてまずお礼を申し上げさせていただきます。

この村営バスの扱いにつきましては、さきの4番、坂口議員さんへも申し上げたとおりでございますが、今後、新たなデマンドバス、これらも含めながら新たな交通体系を考えていこうということになっております。

そのようなことから、ご提案のございました路線の変更、これらについては今後検討させていただくということになるかと、そのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、消防団の防火衣についてであります。団員に行き渡るような配備をということについてお答えをさせていただきます。

平素、消防団活動に温かいご理解をいただいておりますことをまず感謝を申し上げさせていただきます。

団員の防火衣は平成20年度から整備を始めさせていただいております、現在13着、各分団、そして本部に3着程度ということになっておるわけでありませう。今年度さらに3着を配備するということになっておりまして、消防車に配備をしておるわけでありませう。火災現場において、最前線で活動される消防団員の安全を確保する防火衣でありますので、整備を進めたいと思っておりますが、大変高価なものでございませう。そのようなことから、今後も計画に沿って必要な数は配備していきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、申し上げましたが、詳細につきましては、関係課長等から補足をさせますので、よろしくお願ひしたいと思います。

もう1点ございました。

財源等の考え方はということでございますが、公営住宅の建設につきましては、国の制度等がございませう。現在、その制度については検討しておるわけでございますが、国の制度等

を活用いたしますと各種の制約がございます。家賃の額等につきましても制約がございます。若い皆さんの意見といたしましては、できるだけ低家賃、いわゆる家賃も変わらない、このようなことを望んでいる方がございます。そういうようなことから、財源につきましても、現在、確定ではございませんが、単独の過疎債等の活用をしていければということも考えておりますので、これらにつきましても今後考えていきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（宮下光晴君） 飯森振興課長。

振興課長（飯森 力君） 私のほうから補足を申し上げます。

公営住宅の村営住宅の建設につきましては、建設計画、何棟ぐらいかということでございますが、そこら辺も今の村長の答弁のとおり、今一生懸命その候補地等をこれから調査する中で、どのぐらいかかるのかということで検討はしていきたいと思いますが、できる限りの数を入れていきたいなというふうには考えております。そこら辺で、何棟建てられるかが決まってくるわけでございますが、そんな中で、果たして戸建てがいいのか、それとも明治町等につくってあります集合的なものもいいのかということも検討課題の一つではないかというふうに考えております。

そんな中で、次の太陽光発電システムの設置等にも影響は出てくると思います。そんな形で非常に太陽光発電システムはいいかと思えます。家賃のことを考えると、太陽光発電システムを入れるということになりますと、やはりそれなりの更新の関係とか、いろいろな部分で結構金がかかってくるということも考えられます。そこら辺もこれからの検討の1つかと思います。非常にこれからの時代からするといいことだと思えますが、小さな戸建てに果たして可能かどうかということも検討の1つかと思えます。

それと、家庭菜園つきにつきましても非常にいいご意見だということで思っております。しかしながら、中にはそこまでは必要ないというような部分で、そういう設定をするのか、それとも村内にある空きの遊休のすぐでも使えるような農地を活用するのかと、すぐそばの自分の住宅の前に欲しいということになりますと、ここら辺も今度は宅地の中への部分で、果たしてどうなのかという部分も考慮しなければならない。普通の家で家庭でやる分にはいいんですが、村営としてやる場合にいいのかという検討も必要になってこようかと思えます。それらあわせまして、23年度建設に向けた計画の中で検討をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（宮下光晴君） 清水総務課長。

総務課長（清水 清君） お答えいたします。

まず、村営バス事業についてでございますが、先ほどの坂口議員さんとも重複する場面もございます。現在の村営バス事業は赤字路線を民間業者が引き継いだというような状況がございます。近年規制緩和等によりまして路線変更も可能になってまいりました。しかしながら、その路線の中で、道路付近だとか、あるいは除雪体制だとか、そのようなことも踏まえて検討していかなければならないというふうに考えておるわけでございます。今後の公共交通のあり方の検討委員会等で検討をさせていただくということでございます。

次に、消防団員の防火衣についてでございますけれども、日ごろから消防団活動にご理解をいただいております、ありがたく思っております。また、近年、消防活動を初めとして、危機管理が社会的に大変重要視されておるといような状況でもあるわけでございます。消防団員は地元の住民の命を守り、そして財産を守っておるわけでございまして、団員の日ごろからの活動に頭が下がる思いであるわけでございます。

さて、有事の際を想定して、器具機材の導入には制度等活用して現在整備をしてきておるわけでございます。団員の防火衣につきましても平成20年度より整備を始めまして、現在まで13着設置をしたわけでございまして、団員の身を守るという部分においても大変大事だといふふうにとらえておるわけでございます。

しかしながら、1着が大変高価でもあるわけでございまして、団員すべての方にすぐに行き渡るかということになると、なかなかそういうわけにはまいりません。必要に応じまして年次的に整備をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

以上です。

議長（宮下光晴君） 高野議員。

2番（高野長男君） 村長が若者向けの賃貸住宅、今年用地を確保すると、どこへ用地、私ながらもどこへ建てるかなと、そんなことで今まで思ったわけですが、いい所に目をつけたなど。私はそう思ったんですが、例えば分譲地です。そこへ村がそういう住宅を建てるということは、これは違法ではないわけですか。ちょっとお聞きします。

議長（宮下光晴君） 振興課長。

振興課長（飯森 力君） 違法ということではなくて、今の団地につきましては、村で販売する中で、上がった部分をまた基金のほうへ入れていくというような状況になりますので、村のほうとしては、そこへ建てるに関しては今度はその部分を基金のほうへどうするかと

いう課題が出てくるわけですが、そこら辺も含めて今検討をしております。

議長（宮下光晴君） 高野議員。

2番（高野長男君） 私も、この住宅というのは毎年建ててもいいような、そんなような気がいたします。統計によりますと、2050年には人口が今の状態でいきますと、2,000人になるのではないかと、そんなことでもう2,000人になれば村の維持もなかなかできないと。そんなことで、何としてでも村が発展するには人口を増やさなければいけないと、そんなことで、こういう住宅を建てる。それからまた、今空き家を利用して住んでもらうと、そんなことで10月からネットをやると。そんな話を聞きましたが、今、空き家の状況はどういうふうに、何戸ぐらいあって、大体今ネットに載せるのは何戸ぐらいと、ちょっとわかったら教えていただきたい。

議長（宮下光晴君） 宮下村づくり推進課長。

村づくり推進課長（宮下利秀君） それでは、高野議員さんのご質問にお答えいたしますけれども、今現在空き家の情報収集に努めておるところでございますけれども、今空き家を貸してもいいというところの情報は今1件ございます。まだまだ少ないところでございますけれども、今民間のホームページ上でも載っておりますし、今、リストアップをしているところでございますけれども、空いていても何かのときに使うからお貸しできないという場合もありますので、数多くの情報をご協力いただいて集めて、それを個々に当たって順次件数をふやしていきたいと思っておりますので、またご協力のほど、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（宮下光晴君） 高野議員。

2番（高野長男君） 太陽光発電はちょっとさらっと流されてしまったような、そんな気もいたしますが、村でも太陽光発電した個人の方には1キロワット2万5,000円の補助をしておりますし、そんなことで村でもこういうことは率先してやった方がいいのではないかと、そんなような気もいたしますので、ぜひそれもまた検討に入れるようによろしくお願ひしたいと、そんなふうに思います。

これは、公営住宅ということですが、皆さん、村長さん初め役場に行政に携わって30年以上のような人がいっぱいいますが、今需要と供給の関係もありますが、県営住宅というものは今まで何か誘致したようなことはありますでしょうか、突然で申しわけありませんが。

議長（宮下光晴君） 総務課長。

総務課長（清水 清君） 県営住宅の関係につきましては、私の記憶の中では叶里地区に長

屋のような建物が四、五棟あったかと思っています。詳しい内容はどんなところに建って、何棟あったかということは把握しておりませんが、今はないという状況かと思っています。

議長（宮下光晴君） 高野議員。

2番（高野長男君） 村のお金を使うこともあれかもしれませんが、できるかできないか、誘致をしてみてもいいんじゃないかとそんなふうに思いますが、今後検討していただきたいと、そんなふうに思いますが、どんなものでしょうか。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） まだ、県営住宅の誘致というようなことは全然頭にはなかったわけですが今回につきましては、村として住宅を整備していきたいという考え方の中で進めておるわけでございまして、今後機会があれば、そんなことも検討してまいりたいと思っております。今回は村の住宅を整備していきたい、それでしかも今回につきましては、できれば七、八棟ぐらい建てたいなという気持ちではあるわけですが、土地の問題等もございまして、そこまでできるかどうか。そしてまたそれだけの面積がうまく1カ所に確保できるかというようなこと、それからさらに、最近の若い皆さんはどちらかというと、駐車場、車が最低でも2台欲しいというような方が多くなっておりますので、そんなことも考えながらやっていきたい。

それから太陽光発電システムの件につきましては、どうしてもこういったものを整備いたしますと、家賃に上乘せがされていくというのが実態であるわけです。例えば床暖房等につきましても、そういった設備をすれば、その分が家賃に上乘せされていくということになってくるわけでありまして。実はまだ床暖房等を入れた施設もあるわけですが、それに対してよしとする人と、それからさらにはそれを要らないという方等もあります。どちらかというと、今若い皆さんはできる限り安く抑えてほしい。それから広さもそんなに大きくななくてもいいというような希望が多いふうに受けとめておるわけですが、そのようなことも考慮しながら、具体的な計画に入っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（宮下光晴君） 高野議員。

2番（高野長男君） 最初説明のときに一戸建てでと、そんなような説明されたものですが、これは太陽光発電を導入すればいいなど。これは太陽光発電すると電気料はどのぐらいになるかわかりませんが、ただになるかもわかりませんし、住んでいる人が。だからそこへいって分担金という形もとれるわけですし、いろいろそういう徴収方法はあると思ひますの

で、一戸建てにするんだったらぜひ検討していただきたい、そんなふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、村営バスですが、今答弁がありましたとおり、業者も本当に少なくてあれですが、今桑関のバス停から桂宮前までは入川というバス停はありますが、あそこは家に住んでおりませんので、全くバス停というものはないわけです。上を通っても距離的には、ちょっと桂宮前までは戻ってもらわなければいけないかもしれませんが、距離的にはそんなに違わないと。そんなことですので、ぜひただであそこへ行くんだったら1人でも2人でも利用者のある上を通っていただきたいと、そんなふうに思いますので、また再考をお願いしたいと、そんなことでお願いいたします。

また、それから今、バス大型バスですが、あれはもったいないような気がするが、維持管理でも、少ないときは本当に空気を運んでいるだけのときもありますし、どうせここは小さい1台は必要だと思います。これは何かいろいろな行事があれば、大きいバスも必要だと思いますが、1台ぐらいは小さい車で走っていたほうが維持管理のほうも安く済むではないかと、そんなふうに思います、お考えをお伺いします。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） このバスの路線につきましては、いわゆる公共交通について、考え方をこれから出していきたいと申し上げておりますのは、そういうことも含めまして、路線を現在の路線でいいのか、あるいは路線を変えたほうがいいのか。あるいは今の路線を縮小すべきか、あるいは拡大すべきか、そういうことも含めながら、考えていきたいと、このように思っております。

そういった中で、例えば今のようなバスが通れない地域まで行かなければいけないのかどうか、そんなことを含めると、今の大型バスで果たして対応できるのか、あるいは効率的なのかということも当然考えられます。そういったことになりますと今おっしゃられるような、小型の車でやっていくというようなこともあろうかと思えます。ですから、そういったことも含めまして今後検討していきたいとしますので、よろしく願いしたいと思うわけでありませう。

議長（宮下光晴君） 高野議員。

2番（高野長男君） 今、福祉バスもあり、それから路線バスもあり、それから民間のJAの買い物用の送迎バス、まだまだこれは本当に下手すると我々辺地の人のほうがこれは何か恵まれているようなそんな気もするんです。かえって中心部の人たちのほうが歩いて買い物

に行ったりそれから病院行ったりと、そんなことでございますので、先ほどもデマンドバスの検討をするとそんなお話でしたが、ぜひ早急にデマンドバスの検討もしていただきたいと、そんなふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、消防団の防火衣ですが、ことしの3月、北山の火事のところに私もちょっと行かしていただきました。物置が燃えて、道路から2メートルぐらい離れたところ、山があり、時期と天候の具合では山まで移って大惨事になるところでございましたが、雨にも恵まれて、幸い物置1軒で済んだとそんなことでございました。

そのときに、消防団の活動のところを見ておりました。消防団の方が火を消して一生懸命やっておりましたが、消防団と消防署のプロの人、火災現場へ行くと全く同じ活動をするわけです。片や消防署の人たちは防火衣にまだ酸素ボンベ、あれを背負って活動している。消防団は相変わらず法被姿でした。そんなことで活動していました。

今、全分団で13着防火衣があると、そんなことでございましたが、私は勘違いであればいけないですが、あの活動を見ている防火衣を着た人はいなかったと、そんなところでございました。

それで最後の、鎮火の最後の残火というか残り火、あれを処理していたときに、処理して離れたとき、村長もあれを見ていたと思うが、1秒か2秒の間にプワッと灯油か何かが燃えた。そんなことで、下手をするとあれはあそこにいたときにあれがなれば、もう相当のけがをしたかと、そんなふうに思ったわけでございますが、そんなことで消防団のまだ防火衣、その意識がまだ、慌ててやはり消防団も家にいて火事だと言え、それは早く火を消さなければいけないということで、もうすぐ現場に行かなければいけないということで、防火衣というのも忘れて行ったかもしれませんが、ぜひ13着あるなら、今度何かあったときには火災現場とか何かあったときには、その防火衣を持って行けと、そんな指導もちょっとしていただきたいと、そんなふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、災害のことについて、今大災害があっても、隣近所というんですか、近隣の市町村で何かあってもすぐ助ける、それからボランティアも今しっかりできておる。そんなことで、備蓄とかそういうものはそんなに心配ないと思いますが、災害が起きたときの消防団で使う土のうとか、それからシートとか、それからこれは消防団と関係はありませんが、備蓄はどのようになっているのでしょうか。ちょっとわかったら教えていただきたいと思います。

議長（宮下光晴君） 総務課長。

総務課長（清水 清君） 高野議員さんにおかれましては、元消防団長というようなことで、

大変消防にも関心をいただいたり、日ごろからご指導賜っておるわけでございます。

先ほどの村内の春先の火災の関係でございますが、3月15日の夜でございますして、住宅の火災がございまして、消防署の指示のもと消火活動をしていた際、消火物が何かの影響によりまして爆発し炎が団員の体の一部に燃え移ったという状況でございますして、被害を最小限に食い止めようという使命感のもと、一刻も早い消火に懸命でございますして、そのときにはたまたま防火衣の着用をしておらず、手首に軽症のけがをされたという苦い経験もしたわけでございます。装備の充実も必要であるわけでございますが、着用の徹底に向け、今後とも指導並びに教育も必要というふうに考えております。機会を見て対応していきたいと、こんなふうに思うわけです。

次に、緊急時の備蓄品等々の問題でございますけれども、いろいろなことが想定されるわけでございます。食料においても、一時期しのげる量だとか、お水だとか、そういうものも必要なわけでございまして、数量等々はちょっと今この時点で資料はございませんけれども、備蓄は、用意はしておるといふことでございますので、ご理解賜りたいと、こんなふうに思います。

それから、土のうにつきましても、水防倉庫、あるいはシート等についても備蓄はございます。ただ規模に応じて、すべて行き渡るとかそういうことではございまして、計画的に確保はしておるといふことでございますので、ご理解賜りたいと思います。

議長（宮下光晴君） 高野議員に申し上げます。

先ほどの質問は通告範囲を超えておりますので、ご注意願います。

高野議員。

2番（高野長男君） すみません。思いつきで言ってしまいました。すみませんでした。

そんなことで、消防団の生命を守るためにも、これは火事の後も正副分団長会議で反省会をしたと思いますが、ぜひ今の執行部のほうから着て行けとか持って行けと、そんなような指導もしていただきたい、そんなふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

議長（宮下光晴君） 2番、高野長男議員の一般質問が終了しました。

以上で、通告されました議員全員の一般質問が終了しました。

委員長報告

議長（宮下光晴君） 続いて、日程第2、委員長報告を議題といたします。

総務経済委員会に付託しました審査の結果について報告を求めます。

宮下 聡総務経済委員長。

〔総務経済委員長 宮下 聡君 登壇〕

総務経済委員長（宮下 聡君） 総務経済委員会に付託されました陳情1件を審査した結果を報告いたします。

審査した結果は、請願・陳情・要請等審査結果報告書のとおりであります。

第22 - 5号 安心・安全な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書については、採択、意見書提出と決定しました。

政府は平成22年6月22日、地域主権戦略大綱を閣議決定しました。

国土交通省が所管する地方出先機関の事務・権限を基礎自治体への移譲には問題があると考えられます。

地方整備局が管理している1級河川や国道は、各都道府県を超え、河川氾濫による地域的甚大な被害の防止、物流のネットワークの維持など、一部にでも欠陥があれば広域的に影響を及ぼし、都道府県間で利害の異なる社会資本の整備・管理や大規模な災害の際の都道府県域を超えた迅速かつ一体的な防災危機管理体制の確保等は、国の出先機関でなくては実施できないのです。国と地方の借金は1,000兆円にもなろうとしている現在、国の一定の財源を地方に移管したとしても、将来的に地方の財源が補償されるわけでもなく、結局国は身軽になり、負担は地方と住民に押しつけられるだけです。国の直轄事業は基本的に建設国債で賄われ、直轄事業の地方への移管は赤字の原因になる建設国債も合わせて移管することとなり、地方の財政危機は今以上に厳しくなってしまいます。国民の生命と財産を守ることは国の責務として存続を望む本陳情趣旨を審査した結果、本委員会は賛同し、採択、意見書提出と決定しました。

次に、継続審査になっておりました第22 - 2号 長野県地方税共同化に関し、県に意見書を提出することを求める陳情につきましては、不採択と決定しました。

地方税は市町村、県にとって最も重要な自主財源であり、三位一体の改革による税源移譲に伴い、地方財政の確保の重要性が一層増している中で、行政改革の流れも踏まえて、効果的で効率的な税務執行体制の構築が強く求められています。また、地方分権の時代に対応できる賦課徴収体制を構築し、適正な課税と確実な徴収及び納税者の利便性の向上を図る必要

があります。このため、市町村と県の税業務の共同化は、これらの課題に対応するための極めて有効な手段の一つであり、効果が期待できるものであります。

景気の急速な悪化を受け、企業及び労働者も深刻な事態に直面しており、人権侵害を生まないなどの措置を強く要望している陳情の趣旨はよく理解できるものの、再審査した結果、本委員会は税の基本となる租税平等主義の原則を重んじ、不採択と決定しました。

以上、総務経済委員会に付託されました陳情2件の審査報告といたします。

議長（宮下光晴君） 第22 - 5号 安心・安全な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書について採決します。

ただいまの総務経済委員長の報告によると、第22 - 5号の陳情は、採択、意見書提出とされております。

総務経済委員長の報告どおり、第22 - 5号の陳情は、採択、意見書提出とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

したがって、第22 - 5号の陳情は、採択、意見書提出とすることに決定しました。

次に、継続審査となっておりました第22 - 2号 長野県地方税共同化に関し、県に意見書を提出することを求める陳情書について採決します。

先ほどの総務経済委員長の報告によると、再度審査した結果、不採択と報告がありました。

総務経済委員長の報告のとおり、第22 - 2号の陳情につきましては、不採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

したがって、第22 - 2号の陳情は、不採択とすることに決定しました。

続いて、社会文教委員会に付託しました審査の結果について報告を求めます。

坂口和子社会文教委員長。

〔社会文教委員長 坂口和子君 登壇〕

社会文教委員長（坂口和子君） 社会文教委員会に付託されました請願2件を審査した結果を報告いたします。

審査した結果は、請願・陳情・要請等審査結果報告書のとおりであります。

第22 - 6号 少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書に

ついては、採択、意見書提出と決定いたしました。

今日、学校や子供たちを取り巻く情勢は、健やかな成長を願う保護者や教職員、国民の切実な思いにもかかわらず、不登校やいじめ、さらには学級崩壊など、教育の危機といわれる事態が進行しています。少子化の進行に伴う児童・生徒の減少、空き教室の増加という背景もあり、今の時期こそ少人数学級を実現する好機であります。

次世代を担う子供たちの健やかな成長のために、現行の40人学級定員を引き下げ、少人数学級定員を早期に実現するとともに、教職員定数を大幅にふやすことが求められています。

当委員会は、本請願趣旨に賛同し、採択、意見書提出と決定しました。

次に、第22 - 7号 長野県独自の三十人規模（三十五人）学級の拡大及び定数内臨時採用の解消と県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願についても、採択、意見書提出と決定しました。

長野県においては、平成21年度から小学校全学年県費で措置され、県独自の30人規模（35人）学級を実施していますが、教育改革を成功させるため、中学校全学年においても、よりよい教育環境づくりを進めていくことが必要ではないかと思われます。そのためにも、教職員の定数内臨時採用の解消と教員配置増及び人件費負担を県が責任を持って行うことが求められています。

よって、本委員会は、本請願の趣旨に賛同し、採択、意見書提出と決定しました。

以上、社会文教委員会に付託されました請願2件の審査結果報告といたします。

議長（宮下光晴君） 第22 - 6号 少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書、第22 - 7号 長野県独自の三十人規模（三十五人）学級の拡大及び定数内臨時採用の解消と県独自の教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書について採決します。

ただいまの社会文教委員長の報告によると、第22 - 6号及び第22 - 7号の請願書はそれぞれ、採択、意見書提出です。

委員長の報告のとおり、第22 - 6号及び第22 - 7号の請願書は、採択、意見書提出とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

したがって、第22 - 6号及び第22 - 7号の請願書は、採択、意見書提出とすることに決定しました。

散会の宣告

議長（宮下光晴君） 本日予定されました議事日程はすべて終了いたしました。

以上で、平成22年第3回麻績村定例議会第2日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時02分

平成22年第3回麻績村議会定例会（第3日）

議事日程（第3号）

平成22年9月14日（火）午後1時30分開議

開議の宣告

議事日程の報告

- | | | |
|--------|--------|--|
| 日程第 1 | 認定第 1号 | 平成21年度麻績村一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 2 | 認定第 2号 | 平成21年度麻績村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 3 | 認定第 3号 | 平成21年度麻績村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 4 | 認定第 4号 | 平成21年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 5 | 認定第 5号 | 平成21年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 6 | 認定第 6号 | 平成21年度麻績村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 7 | 認定第 7号 | 平成21年度麻績村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 8 | 認定第 8号 | 平成21年度麻績村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 9 | 認定第 9号 | 平成21年度麻績村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 10 | 議案第 1号 | 長野県地方税滞納整理機構の設立について |
| 日程第 11 | 議案第 2号 | 麻績村下水道条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 12 | 議案第 3号 | 平成22年度麻績村一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第 13 | 議案第 4号 | 平成22年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 14 | 議案第 5号 | 平成22年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 15 | 議案第 6号 | 平成22年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 16 | 議案第 7号 | 平成22年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第2号） |

- 日程第 17 議案第 8 号 平成 22 年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 9 号 平成 22 年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 19 議案第 10 号 平成 22 年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 11 号 平成 22 年度麻績村観光事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 21 議案第 12 号 麻績村過疎地域自立促進計画について
- 日程第 22 同意第 1 号 副村長の選任について
- 日程第 23 同意第 2 号 麻績村教育委員会委員の任命について
- 日程第 24 同意第 3 号 麻績村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 25 発議第 1 号 麻績村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第 26 発議第 2 号 安心・安全な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の
存続を求める意見書の提出について
- 日程第 27 発議第 3 号 少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書の提出につ
いて
- 日程第 28 発議第 4 号 長野県独自の三十人規模（三十五人）学級の拡大及び定数内臨時
採用の解消と県独自に教職員配置増を求める意見書の提出につ
いて
- 日程第 29 発議第 5 号 議会議員の派遣について
- 日程第 30 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（8 名）

1 番	塚原紀男君	2 番	高野長男君
3 番	若林今朝路君	4 番	坂口和子君
5 番	小山福績君	6 番	宮下聡君
7 番	尾岸健史君	8 番	宮下光晴君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名（9 名）

村長 高野忠房君 副村長 市川浩史君

教 育 長	塚 原 勝 幸 君	総 務 課 長	清 水 清 君
村づくり推進課	宮 下 利 秀 君	振 興 課 長	飯 森 力 君
観 光 課 長	宮 下 和 樹 君	住 民 課 長	柳 原 俊 文 君
代表監査委員	花 岡 興 男 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	宮 下 勝 富	書 記	宮 川 美矢子
--------	---------	-----	---------

開議 午後 1時30分

開議の宣告

議長（宮下光晴君） 定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、平成22年第3回麻績村議会定例会第3日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、報道関係者より撮影、傍聴の申し出がありましたので、これを許可します。

議事日程の報告

議長（宮下光晴君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

事務局長より、議案等の確認及び日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

認定第1号の質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第1、認定第1号 平成21年度麻績村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

歳入歳出全般に分けて質疑を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

初めに、歳入全般について質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

その際、ページを言って質問してください。

6番、宮下聡議員。

6番（宮下 聡君） 6番、宮下聡議員。

歳入で、7ページの村税についてちょっとお伺いします。

村税の中に村民税、固定資産税、軽自動車税とあるわけですが、この中で村税に主に滞納分についてお伺いしますが、村税それから固定資産税、軽自動車税というようにそれぞれ不納欠損が出ておりますが、合計で598万9,000円となっておりますが、前年に比べて13万9,000円の増となっているわけなんです、その間、決算査定日までに71万8,000円を滞納整理されたということになっております。

それで、実質滞納額が約527万円となるわけなんです、この滞納の中身というか分析をもししてあれば、この滞納者の実態をちょっとご説明願いたいんですが、その中で、例えば低所得者層が何%ぐらい占めているか、またこの滞納者の中に非常に生活困難な方で大変納入が難しいというようなことを含めながら、大体およそのパーセンテージでいいですから、ご説明を願いたいと思います。

議長（宮下光晴君） 清水総務課長。

総務課長（清水 清君） ご苦労さまです。

ただいま、滞納状況の内容をという内容でございますが、一概には個人の個人情報にもつながりますしプライベートの部分もあろうかと思えます。税は、公平な観点から課税をし徴収をしておるわけでございます。そして、住民税につきましては、昨年の収入に対して本年かかってくるというような状況でございます。大変現在の社会情勢の厳しい中ではあるわけでございますけれども、いろいろな状況も想定あるいは推測もできるわけでございます。そういった状況の中で、例えば一遍の納入が不可能な方は分納でとか、そのような話も申し上げて今日まで来ているわけでございます。

また、固定資産税につきましては、その資産にかかわる税でございます、そういう状況下からいろいろな単なる取り立てだけではなくてその方の状況等もお聞きする中で、いろいろな方法をこちらからも提案申し上げてもきているというような状況。また、村外の方々にはそこまでの対応はできない部分もあるわけでございますけれども、村としては極力円満な納入の方法ができないか、そういう状況の中で不公平を生じないようなそんな中で対応しておると。現実には、その所得層に応じて何%というような数字はつかんではおりませんので、状況としてはそんな状況でございます。

1点、説明の中で申し落とされたのは、生活困窮者で滞納があるかというような状況でございますが、そういう方はそれなりきの対応方法、要するに生保だとかそういうような方々

には直接かからない部分もありますので、特段そういう方の滞納者はいないという判断をしておりますので、ご報告申し上げます。

議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

6番、宮下議員。

6番（宮下 聡君） 17ページの別荘地貸付収入の中で、やはりこれも滞納なんですけど、約2,443万円というようなことで、この中で不納欠損が155万6,000円出ている。前年度は、この滞納が2,173万円と、270万円ぐらい増額しているんですけど、なかなかこの滞納整理は大変だと思いますが、また来年度に向けての滞納整理というものについて、なかなか整理も大変だと思いますが、その辺の目標というか不納欠損を含めたというか、不納欠損がまた出るかということも心配されるものですから、やはりその辺もきちんと早目な計画を立ててほしいわけですが、現在までの状況をもしよかったらお願いしたいと思います。

議長（宮下光晴君） 宮下観光課長。

観光課長（宮下和樹君） まず、不納欠損を行っているものでありますけれども、不納欠損につきましては、村のほうに地上権を解除するということで引き受けたものについてのみ不納欠損をして、例えば未納分について不納欠損をするというようなことで基準をつけて処理を行っております。

それと、滞納整理の関係ですけれども、観光課職員が8月いっぱい繁忙期のためになかなか動けない状況があるんですけど、この9月、10月、二月をかねまして県外の方々の徴収に当たるという計画で、今、現在立てております。

以上です。

議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

歳入全般について、ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） ないようですので、それでは、歳出全般について質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

6番、宮下議員。

6番（宮下 聡君） 24ページのバス等運行事業についてお聞きしたいと思いますが、この運行事業に対する委託についてお聞きしたいんですけど、今年度決算状況でいきますと2,016万5,000円、支出済額決算額が2,013万5,850円と、こうなっているわけです。それで、20年度に対しては決算額が1,997万8,350円と、こういった中で、この差額が15万7,500円出てい

るわけです。

まず、この運行管理の請負契約についてお聞きしますが、平成17年7月からこの運行管理委託をしているわけですが、その間、毎年同業者に随意契約というような形で行って、今年で5年目を迎えているということなんですが、この契約については1年契約ということになっているようなんですが、18年4月1日の請負契約書というのはここにあるわけなんですが、この請負契約の中で見直し部分があるのか。ないとすれば、では今までのこの契約書のとおりの方針に従って、規則に従って契約を結んでいるということなんですが、もしこの負担割合とかそういうものがいろいろあるわけなんですが、その辺のこの一番は、こういう毎年多少の金額なんですが出ているわけなんですが、一番のこの請負契約の中のこの差額の部分というのは、こういった項目で変動があるわけなんですか。

議長（宮下光晴君） 清水総務課長。

総務課長（清水 清君） お答えいたします。

日ごろ、村営バスの運行に関しましてはご理解いただきありがとうございます。現在のところは、大きな事故もなく推移をしてきておるとい状況でございます。長野タクシー、民間に委託したのは平成17年度というような状況で、既に数年が経過しておるわけでございます。その中で、安全輸送ということが一番柱に置かなければならないという部分でございます。

契約料の変更額につきましては、例えば臨時バスが発生した場合におきましては、それなりの増額の部分を出さなければならぬわけですね。例えば、花火バスに増便を出すとか、あるいは運行回数がふえるとか、距離が伸びるとか、そういうような場合に委託料が変わってくると。また、委託料の中では、維持経費の中でも大きなものにつきましては、村も相談に応じて対応していかなければならないというような状況で、場合によっては経年劣化による部分もないとは申し上げられないという部分があるわけございまして、そのような場合に契約額が変わってくる。しかしながら、当初の基本的な考え方とは大幅には変わっていないということでございますので、ご理解賜りたいとこんなふうに思います。

議長（宮下光晴君） 宮下議員。

6番（宮下 聡君） これでことしは5年目になるわけなんですが、当初は、もし課長、わかっていたらご説明願います。

当初は、これは何社くらいでこの現在の会社に委託したのか、そのときは入札で、指名競争入札であったのではないかと思うんですが、そういったことを含めて、これからのこの随

意契約はどういう形で今後行っていくか。もし、来年度についての方針があれば、現在どおりでいくのか、またいろいろ見直す中でまた入札をやっていくのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（宮下光晴君） 総務課長。

総務課長（清水 清君） 村営バスの関係で今日のような形態になってきているのは、平成17年ですね、プロポーザルと言われる、要するに提案型の提示をお願いをしたわけでございます。ちょっと参加社が何社であったかとか、そういうことはちょっと把握しておりませんが、その中でバス事業そのものの収入額も当然あるわけでございます。経費の持ち出し等々を極力控えていきたいという部分、そして安全輸送という部分、そして当村においてはスクールバスもないというような状況の中で、スクールバスあるいは交通弱者の救済というような部分もあるわけでございます。収入と見合った状況の中で最少の経費でいけるというような判断のもとに、現在の長野タクシーさんが請負をされた、その後、随意契約で来ているわけでございますけれども、当時の状況からすると、村で委託でお願いした運転手さんを雇用してほしいとか、そういうような状況の中での引き継ぐというような状況もあるわけでございます。

今後についても、今現状の中では何ら問題点もなく、運行に対しては本日まで来ております。したがって、今後、公共交通の見直し等々出てくる、そんな場面には検討していかなければならないとは思ってはおりますが、特段問題がなければこの方式は担当課長としては続けていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

歳出全般について、質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） それでは、歳入歳出全般について質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

6番、宮下議員。

6番（宮下 聡君） 歳出の関係で、29ページをお願いしたいわけですが、この中の8の同和对策費の件なんです、当初予算44万2,000円、21年度は41万1,000円、この中で償還金の残高について、償還金残高については、もしわかったらどのくらいあって、あと何年間償

還年数があるのか。それと、この償還が終了したら、この同和対策についての事業をどう持っていくか。多くの市町村では廃止しているところもあるわけなんですけど、こういったもし方針があれば、村長さんのほうからの意見もその辺は聞きたいと思いますが。

議長（宮下光晴君） 柳原住民課長。

住民課長（柳原俊文君） 住宅新築資金の関係につきましてでございますけれども、現在のところにつきましてはちょっと手元に資料がございませんのであれですが、順調に償還のほうは終わっておりますが、年間57万円ほど償還をしていただいているという現状でございます。まだ何年かは残っておりますので、これにつきましても引き続き順当に推移して償還をしていただけるということですが、ちょっと手元に資料がございませんので、また後刻お答えさせていただきたいと思います。

それから、今、同和対策ということでございますけれども、今後につきまして、今年度、22年度から人権啓発対策費という名前に名目を変更いたしまして実施しているところでございます。

6番（宮下 聡君） 人権啓発対策費ですね。

住民課長（柳原俊文君） はい、そうです。その項目に変えさせていただき、同和対策という名目はなくすということで、今、実際行っております。したがって、今後につきましては、やはり人権対策につきましてということでの重点の中で、同和も含めた形で実施していきたいということで考えております。

以上でございます。

議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） ないようですので、それでは認定第1号について質疑を終わり、これより討論を行います。

本案に対する討論の発言を許可します。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） 討論がないようですので、それでは採決します。

採決は、起立によって行います。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（宮下光晴君） 全員起立。

着席してください。

全員賛成と認め、認定第1号は原案どおり認定いたしました。

認定第2号の質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第2、認定第2号 平成21年度麻績村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） それでは、認定第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、認定第2号は原案どおり認定いたしました。

認定第3号の質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第3、認定第3号 平成21年度麻績村老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） それでは、認定第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決

することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、認定第3号は原案どおり認定いたしました。

認定第4号の質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第4、認定第4号 平成21年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） それでは、認定第4号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、認定第4号は原案どおり認定いたしました。

認定第5号の質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第5、認定第5号 平成21年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） それでは、認定第5号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、認定第5号は原案どおり認定いたしました。

認定第6号の質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第6、認定第6号 平成21年度麻績村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） それでは、認定第6号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、認定第6号は原案どおり認定いたしました。

認定第7号の質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第7、認定第7号 平成21年度麻績村水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） それでは、認定第7号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、認定第7号は原案どおり認定いたしました。

認定第8号の質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第8、認定第8号 平成21年度麻績村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） それでは、認定第8号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、認定第8号は原案どおり認定いたしました。

認定第9号の質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第9、認定第9号 平成21年度麻績村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） それでは、認定第9号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、認定第9号は原案どおり認定いたしました。

議長（宮下光晴君） 先ほどの答弁を願います。

柳原住民課長。

住民課長（柳原俊文君） 先ほど、宮下議員から質問がございました住宅資金の関係で、償還の年度はいつまでかということですが、償還年度は29年度ということになっております。それから、現在未までに残高としまして355万7,833円という金額が残っております。これにつきましても順次償還していただくという形になっておりますので、ご報告までにさせていただきます。

議案第1号の質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第10、議案第1号 長野県地方税滞納整理機構の設立についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第1号について、質疑のある方の発言を求めます。

7番、尾岸議員。

7番（尾岸健史君） 7番、尾岸でございます。

長野県地方税滞納整理機構規約のページ1でございますけれども、その第4条、これの終わりから2行目ぐらいのところなんですが、構成団体が広域連合への移管の手続を行った事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務とございますけれども、麻績村ではどのようなことを想定しているか、その辺のご説明をお願いします。

議長（宮下光晴君） 清水総務課長。

総務課長（清水 清君） お答えいたします。

この広域連合につきましては、来年の4月からスタートをしていくわけでございます。当初については、この構成市町村の中でもまずは大きい市だとかそういうところから派遣になってくるだろうと。まだ現在の状況では、市町村には23年度の希望は来ましたけれども該当はないというお答えを申し上げましたが、これについても、麻績村としてもやがては派遣というような状況が出てまいります。そういうような状況の中でいろいろなかかわっていくということでございますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決いたしました。

議案第2号の質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第11、議案第2号 麻績村下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第2号について、質疑のある方の発言を求めます。

6番、宮下議員。

6番（宮下 聡君） 6番、宮下聡。

この条例は、第10条の5から10条の9までを削りということになっています。この中身なんですが、この排水設備工事責任技術者の登録が、今までは麻績村が行っていたものなんですが、これが財団法人長野県下水道公社に登録が切り替わるということなんですね。それで、第10条の5から10条の9までを削除した場合、現在の、この削除の中にはいろいろあるんですね。責任技術者の登録、責任技術者の登録の資格とか、責任技術者の認定試験とか、こういった責任技術者の証の授与と、こういうものがあるわけなんです。今までのこの村への現在の登録業者は、したがってこれが県の下水道公社にそのまま移管、移るということですね。

それで、例えば麻績の指定工事店なんですが、具体的に言うと、こういった形はどうなるのか。それで、今までは村がきちんとこれは公募してこの指定工事店を決めたと思うんですが、こういう形が今度は直接下水道公社に移行するという事なんです。今までのこの指定工事店をどう扱うのか。そのまま移行してしまうということになると思いますが、そうすると今度は長野県下の排水設備工事責任技術者というものに登録がされて、村のこれからいろいろな事業を行っていく中で、どうやってこの指定工事店をそのまま移行して、移行したということだけで扱いは今までと同じという、ちょっと私もその辺がよくわからないんですが、例えば今指定工事店がありますよね。だからそういういろいろの事業の中で指定工事店をもとにした事業の請負をやっていると思うんですが、それが公社のほうへ直接行ってしまうと、今度は指定工事店というのはどういう形、今までとどういうふうに違うわけですか。

議長（宮下光晴君） 飯森振興課長。

振興課長（飯森 力君） これは責任技術者の登録でありまして、指定工事店とは関係ございませんので、指定工事店はそのまま生きてきます。その中に責任技術者が工事をするにはいなければならないということでございますので、その方々が今度は麻績村の登録ではなくて県1本の登録になるということでございますので、今指定工事店でやっている責任者の方は県のほうへ登録していただければ、それは何ら問題はございません。ただその中で、もう少し技術者がほしいという業者があれば、それは長野県下から登録してある人を責任者に当てることができるということでございますので、指定工事店と責任者とは全然別なものでございますので、工事等の関係には一応何も引っかかってこないということでございますので、よろしく申し上げます。

ですので、第10条の5、責任技術者の登録、または6は責任技術者の登録の申請、10の7が責任技術者の登録の資格というように、責任技術者の部分を削らせていただくということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

6番、宮下議員。

6番（宮下 聡君） 別表の中で、この責任技術者のこれを削除したということで、この手数料には削除の項目がないんですが、今の責任技術者の件を県に移行したということで、それで削除したわけですか。

議長（宮下光晴君） 振興課長。

振興課長（飯森 力君） 訂正した議案のところは、別表第1を次のように改めるということで削った部分がございますが、削るというやり方ではなくて、別表第1を、表を全部そっくりかえるという意味でございますので、結果的には1枚目を削ることになるんですが、表を改めるということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決いたしました。

議案第3号の質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第12、議案第3号 平成22年度麻績村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第3号について、質疑のある方の発言を求めます。

2番、高野議員。

2番（高野長男君） 15ページ、土木費の中の住宅管理費についてちょっとお尋ねします。

委託料として、村営住宅建設測量調査設計委託料として600万円盛ってあるんですが、天王住宅の空き地に住宅を建てるとなると、こんな600万円かなと思うんですが、例えば第2、第3の候補地がありまして、地質調査などをするから600万円ぐらいからとそういうことか、その内容をちょっと詳しく説明願いたい、そんなふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、例えばこれは入札の関係になると思いますが、その点もお願いいたします。

議長（宮下光晴君） 飯森振興課長。

振興課長（飯森 力君） この測量調査設計委託料ということで、一応場所等を選定する中で、例えば今お話があったように、地質調査等必要なら調査をするということ。それと、その調査等できる中で、できれば23年度には着工したいということになりますと、できるだけ早く建設を進めたいということで、その調査等がスムーズに進めば今年度22年度に設計をしたいということでございます。また、この設計調査について契約の関係でございますが、まだそこら辺のところはまだ詰めてございませんので、よろしく願いいたします。

議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

4番、坂口議員。

4番（坂口和子君） 坂口です。

今の項目に対してですけれども、この建設を前提にこれは計画されていると思いますけれども、村長に伺います。

まず、この建設の必要性、それから若者の定着ということで、定着するための根拠ということも今までは聞いておりますけれども、その可能性についての、どのくらいの住宅を建ててどのくらいの若者を定着させるかという構想ですね。それから、規模として1戸建てにするのか複合住宅にするのか、そこらのところを、県内では下條村がこの施策に非常に成功しておりますのでどこからも注目され、それから若者の定住または出生率の面でも非常に注目されておりますので私たちも関心があるんですけれども、その施策に類似した考えかなという推測はできるんですけれども、村長のその考え方を詳しくお話いただきたいと思います。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） 坂口議員さんには平素の子育て、そしてまた麻績村の課題、大変ご理解いただいておりますことは感謝申し上げますわけであります。

ただいまの住宅建設につきましては、現状を見ましてもまだ不足している。村等に問い合わせ等があるわけですが、不足しているというのが現状でございます。そしてまた、この周り等を見てもみると、隣村のほうに麻績村の住民が入るところがないがためにその隣のほうへ行って住んでいらっしゃる方もいらっしゃいますし、それからそういうところもなく明科あるいは豊科、そちらのほうに行っている方もあるわけでありまして、現状といたしましてはまだこれは観測でございますが、数十戸はあっても入るであろうと、そんな予測はしております。ただ、非常にお金もかかることでございますから、年次計画に沿いながら村の財政をそんなに圧迫しないような形で徐々に建設していきたい、こんな考え方であります。まずは当面、6から7あるいは8世帯ぐらい入れるようなことを考えたいなど、そんなつもりでおるわけであります。

先ほど、高野議員さんからのご質問にありましたが、まだ住宅団地へという最終決定ではないわけでありまして、今回のこの概算も6,000万円からあるいは7,000万円、あるいは8,000万円ぐらいの総事業費だとすれば、おおむね設計まで行けば大体このくらいの費用が必要になってくるのではないかというつかみでおるわけであります。これから具体的に進めていきまして、できるだけ平成23年度の早い時期に着工できるような形をとっていきたい。そして、一日も早く若い皆さんにこの地へ一人でも多く住んでもらいたい。そして、この地で子供を産んでもらいたい、こんな気持ちで進めているわけでございますので、何とぞご理解をいただきたいと思うわけでございます。

以上であります。

議長（宮下光晴君） 坂口議員。

4番（坂口和子君） 今言われましたように、村外の住宅を利用している人が多いのでそれを村内に戻したいという、そこが一番かと思うんですけれども、それぞれの住宅条件とかあって一概には全部村内に戻るかということ。それからもう1つ、村内で親たちと同居している人たちが、その若者が逆に言うと核家族的に分離して新しいところへ入ったとすれば、そうすると逆に独居老人だとか高齢者老人の世帯がふえて、本来から言うと、家族制度から言うと、できることなら同居してそして家族で子育てもしてもらったりそういう家族制度がいいかなと私も思っているんですけれども、そこらのところの懸念はいかがでしょうか。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） 先ほどの私の言葉の中で、村外の近隣に出ている人があるというこの例で、その人を呼び戻すというふうにとらえられると困るんですが、そういう方もいるほど今麻績村には足りないということで申し上げたわけでありまして。中には、そういった方が麻績に戻って親のそばで過ごしたいという方もあるでしょう。ただ、その人たちだけということではなくて、今おっしゃられたように村の中で、例えば結婚してしばらくは親と同居ではなくて別で過ごしたいという方がもしあるとすれば、遠くへ行くことではなくてできれば地元で住んでもらいたいですよというようなこと。それからさらに、村外からイターンなりあるいはUターンなり戻ってほしいと、こんな願いもあるわけでありまして。今そのような問い合わせがあったとしても、今村では受け入れることができない状態であるわけですね。ですから、そういった皆さんにも戻ってもらいたい、そんな気持ちであるわけです。この地でさらに人がふえていってもらいたいという気持ちでございますので、このようなことで進めたいと思います。

それから今、懸念とおっしゃいましたが、そういった問題は全くないということとは言えないと思います。ただ、そういう自体になったとしてもできれば麻績に住んでもらいたいののが私の正直な気持ちです。松本、長野、あるいはもっと遠くへ行くよりも、もし親元から離れるということであっても麻績に住んでもらいたい、これが正直な気持ちであるわけがあります。できるだけ村外から大勢来てもらいたいなど、こんな気持ちで進めていきたいと思っております。よろしくどうぞお願いします。

議長（宮下光晴君） 坂口議員。

4番（坂口和子君） 家賃等を含めてまたいろいろな条件があると思っておりますけれども、そこ

らのところを十分考慮した上でやっていただきたいと思います。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） 計画の中ではそれらをすべて検討しなければならないことだと思います。

先日の一般質問におかれましても、いろいろなその設備等、提案等もございましたが、結局そういうのは家賃にはね返ることありますから、若い皆さんがどの辺の家賃までだったらいいかということ。それから、制度の活用につきましても特定の制度を活用いたしますと家賃等の縛りがあるわけありますから、果たしてそういった縛りがあってもいいのかいけないのか、その辺も検討してまいりたい、そんなふうに思っておりますので、よろしく願いします。

議長（宮下光晴君） 6番、宮下議員。

6番（宮下 聡君） 関連質問なんですけど、規模的なものとかその必要性についてはいいわけなんですけど、一番は財源なんですね。財源をどういう形で生み出していくか、これは今村長の言う6世帯から8世帯というのは当初の今回の見通しなんですね。その後のいろいろな計画を、長期とっては余りに長過ぎると思いますが、第1次、第2次とそういう計画もあると思うんですよ。だから、そこら辺を見据えた中で財源をどう確保していくか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） 市町村における住宅の建設につきましては、国の補助制度等もあるわけあります。そういった補助制度等を活用しながら、ある程度の縛りはやむを得ないという形で進めていくのか、あるいは村単独の事業費でやっていくのか。単独というのは、みずから起債を起こしていく、いわゆる過疎債等を活用していくかという方法もあるんですね。その辺も今後は検討していくわけでございますが、いずれにいたしましても住宅経営というのはある程度の収入があるわけです。耐用年数にどのくらい持つかというようなことをやって管理費等を考えたとしても、ある程度の収入は見込めると。ですから、総事業費の例えば4割を入れなきゃいけないのか、あるいは5割を最終的に回収しなければいけないのかというような論議はあるでしょうけれども、いわゆる有利な制度等を使いますと、自主的に村費の負担というのがどのくらいなのかということになるわけです。

例えば、過疎債等を活用しても交付税で裏打ちされる部分等もございますが、最終的にはどのくらいの持ち出しが必要かというようなことがあるわけありますけど、そういったもの

も最終的にその家賃でどれだけ補てんできるかというようなことも当然考えていくわけであり、最終的にそれらが、村の持ち出し分が最終的に家賃でトータルで賄えればいいということになるわけであり、ただそれだけではなくて若者の定住ということになってくるとすれば、多少の村の持ち出しがあってもいいのではないかと、村の振興につながってくるのではないかと、こんな考え方であるわけであり、

そのようなことで、村の住宅建設等も今でも進めておるわけであり、そのようなことで、建設費すべてを入居者の家賃で総額を賄うというような考え方ではまだ来ていないわけであり、地域の振興のためにとそんな観点で来ております。

それで、今後の財政の計画はどうであるかということでございますが、これは村の総合的な総合計画の中で無理のないような形にできるということで進めていきたいと考えておるわけであり、

6年間の過疎計画等も今日提案させていただくわけでございますが、この中にもその住宅建設、こんなことも重点を置いて進めていきたい、そんな計画になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（宮下光晴君） ほかにございせんか。

7番、尾岸議員。

7番（尾岸健史君） 7番、尾岸でございます。

12ページ、その説明の欄で上から3番目のところですけども、補助金として子宮頸がん予防ワクチン接種補助とございますけれども、これの対象者とその人数ですね、ご説明いただきたいと思ひます。

議長（宮下光晴君） 柳原住民課長。

住民課長（柳原俊文君） それでは、子宮頸がんの予防ワクチンにつきましてでございますが、尾岸議員が言われました負担金のほうにつきましては、この予算につきましては5名ということで一応見ております。ただ、その上の段でございますけれども、接種委託料、こちらのほうが32名ということで予算化をさせていただいたものでございます。

今中学生2年、3年を対象にしました麻績村の助成ということでございますので、現在のところ全部で一応32名という予定ではしてございます。ただ、村内でやっていただいた場合は委託料ということで契約ができますけれども、村外、地区外でやる場合につきましては補助金という対象になりますので、どちらにも一応予算を盛らせていただいたということでございます。よろしくお願ひいたします。

議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

4番、坂口議員。

4番（坂口和子君） 今のところの関連ですけれども、日本脳炎の予防接種ワクチン、これは一時中断しております、副作用なんかがあって国のほうで一時中断したと思います。また復帰してやるようになってここへ計上されたと思いますけれども、これは任意接種の予防接種について今後まだこういう希望的なものはあるのでしょうか。

議長（宮下光晴君） 住民課長。

住民課長（柳原俊文君） 今回につきましては、一応安全が確認されたということで接種を実施していくということになります、今後につきましてはそういう形で医療的に接種が必要である、または安全が確保できるという証明が全体で判断できた場合は予防接種という形でやっていきたいということもございますが、まだそれは確定してございません。

議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

4番、坂口議員。

4番（坂口和子君） 8ページの企画費の中の11番、需用費のふるさと納税パンフレット印刷代が24万6,000円計上されておりますけれども、これはどのくらい印刷して、またその活用範囲はどのくらいになりますでしょうか。

議長（宮下光晴君） 宮下村づくり推進課長。

村づくり推進課長（宮下利秀君） ただいま質問のふるさと納税のパンフレットの印刷でございますけれども、一応3,000部ほど印刷を予定しております、各種のダイレクトメール等に使用したり村民の皆さんにお願いしたりとか、あと以前からもお話がありますけれども同級会の際にお配りするとか、いろいろな場面で使っていきたいという部分と、パンフレット作成の原版もホームページのほうにアップしていくその原版代、あとデザイン料等も含まれておりますので、よろしくをお願いします。

議長（宮下光晴君） 坂口議員。

4番（坂口和子君） 簡単にどのくらいのサイズとか、どんなふうなイメージになるのでしょうか。

議長（宮下光晴君） 推進課長。

村づくり推進課長（宮下利秀君） イメージにつきましては、見やすいような形ということを考えておりますけれども、大きさについてはまたこれからの専門家のデザイナーのほうと詰める中でデザインは考えていきたいと考えておりますが、まだ決まっております。

議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決いたしました。

議案第4号の質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第13、議案第4号 平成22年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第4号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第4号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決いたしました。

議案第5号の質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第14、議案第5号 平成22年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第5号について、質疑のある方の発言を求めます。

4番、坂口議員。

4番（坂口和子君） ページ4の別荘地地上権販売事業費の中で、10万円盛られています。この内容説明をお願いいたします。

議長（宮下光晴君） 宮下観光課長。

観光課長（宮下和樹君） 別荘をこれから売り出していくためには、どうしてもお客様、家族数名あるいは数人のお客様を対象にこれから別荘地をご案内する等の説明が出てまいります。その中で、どうしても広大な面積の中でございますので1日を費やすというような状況が出てまいります。そんなこともございますので、いわゆる交際費でしょうか、そんなお客様との対応に使っていきたいということでございます。

以上です。

議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第5号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第5号は原案どおり可決いたしました。

議案第6号の質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第15、議案第6号 平成22年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第6号について、質疑のある方の発言を求めます。

4番、坂口議員。

4番（坂口和子君） 住宅のほうの当初予算で販売予定ということで、歳入のところで財産売払収入ということで1,396万円余計上されております。先ほどの若者の定住にも関しましてですけれども、ここのもう当初予算からこれだけの収入を見込んでいるということは、先ほどのことと関連していくのでしょうか。

今までなかなか販売できないで苦慮していたんですけれども、ここに当初予算でこれだけ販売予定で入れているという、財産収入として入れているということはそこのところを計画的に入れたということでしょうか。

議長（宮下光晴君） 飯森振興課長。

振興課長（飯森 力君） この会計につきましては、分譲で土地を売る部分ということでございまして、当初予算のときご説明申し上げていると思いますが、確か2戸分を予定しているということで、これから計画します若者等の定住の関係の住宅とは全然違うものでございまして、あいている区画はまだまだ販売していくという予定でございまして、よろしくお願いたします。

議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第6号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第6号は原案どおり可決いたしました。

議案第7号の質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第16、議案第7号 平成22年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第7号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第7号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第7号は原案どおり可決いたしました。

議案第8号の質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第17、議案第8号 平成22年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第8号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第8号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第8号は原案どおり可決いたしました。

議案第9号の質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第18、議案第9号 平成22年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第9号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第9号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第9号は原案どおり可決いたしました。

議案第10号の質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第19、議案第10号 平成22年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第10号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第10号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第10号は原案どおり可決いたしました。

議案第11号の質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第20、議案第11号 平成22年度麻績村観光事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第11号について、質疑のある方の発言を求めます。

4番、坂口議員。

4番（坂口和子君） ページ4の廃油処理委託料についての説明をお願いいたします。

議長（宮下光晴君） 宮下観光課長。

観光課長（宮下和樹君） この廃油につきましては、シェーンガルテンの、いわゆる食用油の処理の委託料になります。

以上です。

議長（宮下光晴君） 坂口議員。

4番（坂口和子君） 6万3,000円というものは、どのくらいを想定して、それからこれは多分1年で出た量ではないと思いますけれども、今後これがどのくらいで出てくるんでしょうか、計画的には何か持っていますか。

議長（宮下光晴君） 観光課長。

観光課長（宮下和樹君） このことにつきましては、今後当初予算のほうで年間の処理量を

算出して盛り込んでいきたいかなと思います。今回につきましては、指定管理のほうで行っていた分と大分その予算とのいわゆる食い違いがさまざま微妙なところが出てきております。その辺のところの調整でございます。

以上です。

議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第11号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第11号は原案どおり可決いたしました。

議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第21、議案第12号 麻績村過疎地域自立促進計画についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 議案第12号 麻績村過疎地域自立促進計画についての提案理由を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法の一部改正が平成22年3月17日に公布され、4月1日に施行されたことにより、麻績村におきましても引き続き過疎地域の指定を受け、法に基づく財政上の特別措置を受けるため、平成22年度から平成27年度までの6年間の計画について、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定により計画策定を行い、あらかじめ県との協議が調いしましたので、同条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） それでは、質疑を行います。

議案第12号について質疑のある方の発言を求めます。

7番、尾岸議員。

7番（尾岸健史君） 7番、尾岸です。

この麻績村過疎地域自立促進計画については、住民の声もかなり取り入れたということをお聞きしておりますけれども、その辺の状況についてお聞きしたいと思います。

議長（宮下光晴君） 宮下村づくり推進課長。

村づくり推進課長（宮下利秀君） 過疎計画の作成に当たりましては、作成期間が短かったというようなこともありまして、委員会等の組織を立ち上げることはちょっとできなかったんですが、インターネットのおみのホームページを利用したのも、また庁舎に計画を備えつけてまして住民からのご意見を募集しましたところ、19件のご意見をいただくことができました。大変関心深く見ていただきましてご意見をいただいたことに、ありがたいと思っております。大変関心深く見ていただきましてご意見をいただいたことに、ありがたいと思っております。また、その意見の中で、3件ほどは計画の中に盛り込むことができいております。

以上です。

議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第12号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第12号は原案どおり可決いたしました。

人事案件について

議長（宮下光晴君） これより上程する議案3件については人事案件であります。

日程第22、同意第1号 副村長の選任について、日程第23、同意第2号 麻績村教育委員会委員の任命について、日程第24、同意第3号 麻績村固定資産評価審査委員会委員の選任についてです。

お諮りいたします。

それぞれの議案を上程する前に、全員協議会にて協議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認め、これより全員協議会終了するまで、暫時休憩といたします。委員会室に移動をお願いいたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時15分

議長（宮下光晴君） それでは、会議を再開いたします。

同意第1号の上程、説明、質疑、採決

議長（宮下光晴君） 日程第22、同意第1号 副村長の選任についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 同意第1号 副村長の選任についての提案理由を申し上げます。

麻績村副村長、市川浩史氏が平成22年9月30日任期満了となることから、引き続き麻績村日4853番地、市川浩史氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるとでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

質疑を行う前に、関係者であります市川副村長の退席を求めます。

〔副村長 市川浩史君 退席〕

議長（宮下光晴君） それでは、質疑を行います。

同意第1号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、同意第1号について質疑を打ち切り、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

本案件に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、同意第1号に同意することに決定いたしました。

市川副村長、席にお戻りください。

〔副村長 市川浩史君 入場〕

同意第2号の上程、説明、質疑、採決

議長（宮下光晴君） 日程第23、同意第2号 麻績村教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 同意第2号 教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

麻績村教育委員会委員、塚原千章氏が、平成22年9月30日をもって任期満了となること

から、新たに麻績村日4708番地、市川祥介氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

同意第2号について質疑のある方の発言を求めます。

4番、坂口議員。

4番（坂口和子君） 坂口です。

教育の振興には3つの柱がありまして、学校教育、社会教育、社会体育というその3分野があります。現在、教育委員の中には、教員経験者の方もいらっしゃいますし、それから社会体育なんかに通じていらっしゃる方もいらっしゃいます。これから、やはり社会教育というものが非常に重視されますし、今回の方はご立派な方には間違いありません。私もそれは十分承知しておりますけれども、社会教育をますますこの教育振興の中で反映するという、重視をするということでは、一般社会の会社で活躍された方、人材、村内にもほかにも結構いらっしゃると思いますし、また学校教育でも最近では社会人の校長という採用もあつたりして、テレビ等で事例が発表されておりますけれども、今までの学校教育といえは教員免許を持った方だけというそういう観念じゃなくて、幅広い人材を活用する中で教育委員を求めたいと思いますけれども。

議長（宮下光晴君） 高野村長。

村長（高野忠房君） 現在も教育委員会におきましては、教員出身者だけではなく幅広い方に教育委員となつていただいております。おっしゃられるとおり、これから非常に教育については大事な時期だということは私も同感でございます。こういった中から、学校教育、社会教育、また社会体育、さらには歴史文化、あらゆる面で幅広いご見識をお持ちであり、これからの村の教育全般の発展に力強いご支援をいただける、ご活躍をいただける、そんな確信を持っております。そのようなことで、市川祥介さんをお願いしたいという考え方でございますので、よろしくをお願いしたいと思います。

議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、同意第2号について質疑を打ち切り、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

本案件に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 賛成者多数。

よって、賛成者多数と認め、同意第2号に同意することに決定いたしました。

同意第3号の上程、説明、質疑、採決

議長（宮下光晴君） 日程第24、同意第3号 麻績村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 同意第3号 麻績村固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

麻績村固定資産評価審査委員会委員の若林基宣氏が、平成22年9月30日任期満了となることから、引き続き麻績村麻6209番地、若林基宣氏を選任したいので、地方自治法第423号第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

同意第3号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、同意第3号について質疑を打ち切り、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

本案件に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、同意第3号に同意することに決定いたしました。

発議第1号の上程、質疑、採決

議長（宮下光晴君） 日程第25、発議第1号 麻績村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。

選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙については、協議により指名推選にすることが決定されております。

選挙管理委員会委員には、関崎英夫君、宮下宗長君、宮嶋正君、久保田一政君、以上4名を指名します。

お諮りいたします。

指名しました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました関崎英夫君、宮下宗長君、宮嶋正君、久保田一政君、以上4名の方が、選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員補充員には、花岡重男君、夏目勝美君、小島育子君、平野千代子君、以上の4名の方を指名します。

お諮りいたします。

ただいま指名しました方を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました花岡重男君、夏目勝美君、小島育子君、平野千代子君、以上4名の方が、選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序について、お諮りいたします。

補充の順序は、ただいま指名しました順序にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

したがって、補充員の順序は、ただいま指名しました順序に決定いたしました。

発議第2号の上程、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第26、発議第2号 安心・安全な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第2号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、発議第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、発議第2号は原案どおり可決いたしました。

発議第3号の上程、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第27、発議第3号 少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書の提出についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第3号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、発議第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、発議第3号は原案どおり可決いたしました。

発議第4号の上程、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第28、発議第4号 長野県独自の三十人規模（三十五人）学級の拡大及び定数内臨時採用の解消と県独自の教職員配置増を求める意見書の提出についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第4号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、発議第4号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、発議第4号は原案どおり可決いたしました。

発議第5号の上程、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第29、発議第5号 議会議員の派遣についてを議題といたします。
質疑を行います。

発議第5号について、質疑のある方の発言を求めます。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、発議第5号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。
原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、発議第5号は原案どおり可決いたしました。

閉会中の継続審査の申し出について

議長（宮下光晴君） 日程第30、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、麻績村議会会議規則第70条の規定によって、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査をすることに決定しました。

会期日程の変更、採決

議長（宮下光晴君） 本日予定されました議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会の会期に付された事件は、すべて終了いたしました。今期定例会の会期を明日9月15日までと定めましたが、会議規則第6条の規定によって、本日をもって閉会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

副村長あいさつ

議長（宮下光晴君） ここで、先ほど副村長に選任されました市川君がおられますので、ごあいさつをお願いいたします。

市川副村長、登壇願います。

〔副村長 市川浩史君 登壇〕

副村長（市川浩史君） 先ほどは、私の副村長の人事案件につきましてご同意を賜り、まことにありがとうございました。引き続き副村長の職ということで、その職の責任の重さに身の引き締まる思いであります。

これからは、住民目線に立った職務に職員が当たるよう、率先してその推進を図ってまいりたいと思っております。そして、美しい自然を持つ麻績村、歴史と文化の麻績村、そして人情味豊かな村民が、村長さんが公約とする元気な麻績村づくり、こういった村づくりの資源となるよう十分な活用を図っていく、そんな形の村政に微力ながら今後も努力をしてまいりたいと思っております。

議員各位におかれましては、今後とも一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

村長あいさつ

議長（宮下光晴君） ここで、村長からあいさつがあります。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

9月7日に開会されました第3回麻績村定例会におきましては、平成21年度決算認定を初め、条例の改正、平成22年度一般会計、特別会計の予算補正、人事案件ほか、多くの議案を上程申し上げました。

あわせて、ふるさと麻績村応援団など新たに着手する事業等につきましても、ご提案申し上げます。

これらについて、慎重にご審議を賜りすべて原案どおりお認めいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。ご決定いただきました事項につきましては、職員ともども全力で当たってまいります。

一般質問におきましては、今日の課題や将来の村づくりに向けて重要な事柄など、真剣に論議をさせていただきました。また、多くの貴重なご提言もちょうだいいたしました。このことにも、重ねて感謝を申し上げます。

監査委員会からのご意見にもございましたが、今後とも健全な財政運営に配慮し、貴重な財源を一層効果的に活用し、豊かな村づくりに努力をしてまいります。

議員各位には引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

閉会の宣告

議長（宮下光晴君） 以上をもちまして、平成22年第3回麻績村議会定例会を閉会といたします。

なお、このあと直ちに事務連絡会議を開きますので、委員会室にご参集を願います。
長期間、大変ご苦勞さまでした。

閉会 午後 3時37分